
平成27年 第3回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成27年9月7日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成27年9月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鎌水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	-----	石井 好貴君	会計管理者	-----	田辺 敏文君
市民協働推進課長	-----	楠原 康成君	企画財政課長	-----	金子 好治君
税務課長	-----	宇野 弘君	徴収対策室長	-----	段野 弘美君
市民生活課長	-----	重富 孝治君	生涯学習課長	-----	安元 正徳君
保健課長	-----	増岡 寿君	福祉事務所長	-----	秦 克之君
住環境建設課長	-----	高瀬 智君	農林振興課長	-----	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	-----			-----	野鶴 修君
水資源対策室長	-----	高木新一郎君	学校教育課長	-----	内藤 一成君
浮羽市民課長	-----	清原 隆之君	自動車学校長	-----	今村 一朗君
総務法制係長	-----	大石 恵二君			

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） 改めまして、おはようございます。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 一般質問の許可をいただきましたので、9月の議会のトップを切って質問させていただきます。私の質問は3点ほどでございます。

それでは、市長の新年の挨拶の中で、ことしの重点的な取り組みとして、新年を迎え、平成27年の市政においては、安全・安心への取り組みを初め、緊急性や重要性が特に高い課題を定め、市の財政の向上を進めながら、重点的な取り組みを進めてまいります。平成27年の予算編成については、現下の社会経済情勢や財政状況を踏まえ、各課に対して事務事業の全般的な見直し、市民ニーズを踏まえた真に必要な事業を最大限の効果が上がる方法で実施すること、そして財源の確保などについては指示をいたしました。子育て支援の充実を図るための予算も計上させていただきました。市民の皆様のニーズに応えるための施策実現に努めてまいりますと言われていました。

そこで、国において平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、基礎自治体である

市町村に子ども・子育て支援事業計画の制定が義務づけられた。これを受けて、我がうきは市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、平成27年度を初年度とする、うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や御要望、御意見等を把握するために、うきは市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

ただいまより、ニーズ調査の結果を受け、質問に入らせていただきます。

1、子ども・子育て支援に関するニーズ調査について。

(1) 平成26年3月の子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書の市への要望の中から、要望の多かった順に伺う。

①保育園や幼稚園に係る費用負担を軽減してほしいが67.2%。そこで、保育園や幼稚園にかかわる費用負担軽減について、行政としてどう考えているのか。

②子供連れでも出かけやすく楽しめる場所をふやしてほしいが54.6%。そこで、子供連れで出かけやすく楽しめる場所をふやしてほしいとあるが、現在うきは市内にどれくらいそういう場所があるのか。

③安心して子供が医療機関にかかれる体制を整備してほしいが42.8%。そこで、医療費助成について、他市町村の現状を把握した上で、うきは市としては、どのような支援を考えているのか。

④育児費用（出産費用を含む）の補助を充実してほしいというのが35.8%。妊娠から出産に及ぶ公的支援を充実してほしいというのが17.8%。そこで、妊娠から出産までの公的支援の現状と育児支援についてどう考えているか伺う。

⑤親子が安心して遊べる身近な場、イベントの機会が欲しい、26.3%。そこで、うきは市として、子育てしやすい環境をどのようにつくろうとしているのか。

⑥残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしいが16.7%。そこで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについてどうされているのか。

⑦子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場所をつくってほしいが13.3%、子育てについて学べる機会をつくってほしいが10.3%。そこで、子育て相談や情報を得る場を設けてあるのか。

⑧保育園をふやしてほしいが13.5%、幼稚園をふやしてほしいが9.0%。そこで、保育園、幼稚園をふやしてほしいとあるが、なぜこのような要望が出てくるのか分析しているのか伺う。

⑨多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど住宅面の配慮が欲しいが7.3%。そこで、子育て支援やひとり親支援を目的に市営住宅への優先順位を設けている市町村もあると聞かすが、法律的に可能か。また、検討する考えあるのか伺う。

⑩その他 4.7%。そこで、その他はどのような要望があったのか。

以上、10項目について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の子育てに対する市民の要望について10項目の質問をいただきました。

まず、1点目が、保育園や幼稚園に係る費用負担軽減についての御質問であります。うきは市は子育て支援にかかわる施策の一環として、保育所保育料については従前より軽減に努めてまいりました。また、幼稚園保育料については、平成25年度より幼稚園就園奨励費を導入して保護者負担を軽減しております。平成26年度の保育所保育料軽減額は約3,900万円、幼稚園就園奨励費は約1,600万円で、約5,500万円の費用負担軽減を実施しております。

国において子育ては社会保障費として位置づけられ、その財源を消費税の引き上げから捻出する子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートをいたしました。しかし、新制度での利用者負担はこれまでの基準と同様に算定されたもので、負担軽減に結びつくものではありませんでした。

このような状況を受け、うきは市においては、平成27年度保育所保育料について値上げはしておりませんし、また、国の基準よりも保育料を軽減する措置を講じております。幼稚園就園奨励費についても、当初予算に1,500万円を計上しておりますが、対象者がふえれば増額補正をいたします。市の負担で上乗せ支援を行うことは、財政状況が厳しい中、将来にわたり安定的に財源確保を行うことは難しいのが現実であります。

このような問題はどこの市町村も同じであることから、8月26日に開催されました福岡県都市福祉事務所長会において、子供のための教育・保育給付に係る利用者負担金の無償化を国が進めていただくよう、福岡県に要望書を提出しているところであります。

2つ目の、子供連れでも楽しめる場所についての御質問であります。うきは市では地域子育て支援センターとして、うきは市総合福祉センター2階にこども交流室、認定こども園遊林愛児園内に遊林ランドの2カ所が開設されております。また、うきは市立図書館3階にぬくもり交流広場を設置しております。育児サークルについては、ひよこクラブ、ちびっこ広場が活動しており、これらに対しては地域子育て支援センターも支援を行っております。また、夏場に限定されていますが、浮羽町妹川の調音の滝公園の流水プール、吉井百年公園のプールは好評で、多くの親子連れの利用がっております。

8月29日のこども議会でも、噴水のある公園、アスレチック公園設置の要望が出されました。公園につきましては、広い芝生で遊具ときれいなトイレがあり、子育て世代が親子ともども交流できる施設があれば理想的であります。まずは、現在ある公園の有効活用に向けて検討してま

いたいと、このように考えております。

3点目が、医療費助成の御質問であります。現在の福岡県の乳幼児医療費支給制度は疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的として、平成20年10月1日から市町村が実施主体となって小学校に就学するまでの乳幼児に係る医療費の一部を助成しているものであります。

内訳としましては、3歳未満児の通院、入院をともに無料とし、3歳から就学前の乳幼児については、児童手当の所得制限に準拠し、通院につきましては月600円の負担を上限とし、入院につきましては1日500円の負担をいただき、7日までを上限としているところであります。

県内の市町村の状況でございますが、県の基準に沿ったところから、独自に18歳まで対象を拡大しているところがございます。このように、市町村により対応が異なる中で、主な傾向を見ますと、入院につきましては、一部負担金を残しながら、小学校6年生までと中学校3年生までに無料化を拡大しているケースが多くなっております。また、通院につきましては、就学前、小学生3年生、小学生6年生、中学生3年生までと分かれ、一部負担金を残しているケースや無料化しているケースなど、さまざまな状況であります。

うきは市としましては、子育て支援の充実を図るため、近隣市町村の状況も判断した上で、今年度より、入院につきましては一部負担金をお願いしながら中学生3年生まで助成対象を拡大したところであります。

なお、県も来年10月から医療費助成を小学生6年生まで拡充することが計画されております。概要は、対象を未就学から小学6年生まで拡充し、所得制限を設けた上で児童の自己負担額の上限を通院月額1,200円、入院月額3,500円とする一方で、財源確保を目的に、3歳から就学前の通院の自己負担を現行の月額600円から800円に引き上げるとしてあります。

また、全国知事会は、7月28、29日の両日開かれた知事会議で、地方創生に関する国への緊急要請を石破地方創生担当大臣に手渡ししました。この中で、少子化対策の抜本強化を掲げ、全ての子供を対象とした医療費助成制度の創設を提言しております。また、現在の仕組みでは、市町村が医療費助成を行うと、国のほうは国民健康保険療養費等国庫負担金を減額するというペナルティーを課すことになっておりますが、少子化対策の一環として直ちに見直すよう、要請を行っているところであります。うきは市としましても、国・県の動向と近隣市町の状況を確認しながら、医療費助成について検討を進める必要があると考えているところであります。

4点目の、妊娠から出産までの公的支援と育児支援についての御質問であります。まず、妊娠から出産までの公的支援の現状でございますが、妊婦健康診査に要する費用について、1人につき14回の公費助成を行っております。具体的には、基本健診、血液検査、分泌物検査や超音波検査など計14回の健康診査について、1人当たり約10万2,000円の補助を行っており、

受診の徹底と妊婦の健康の保持・増進を図っているところでございます。また、出産育児一時金として、産科医療保障制度に加入している分娩機関での分娩については42万円、未加入の場合は40万4,000円を支給しております。

次に、育児支援につきましては、主要なものとして4つの事業を実施しております。

1つ目として、子育ての孤立化を防ぐため、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に対する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及び保護者の心身の様子並びに療育環境の把握を行っております。

2つ目として、乳幼児健診を実施するとともに、健診時に母親を対象に食育の指導を行い、あわせて歯の健康についても指導を実施しております。また、1歳6カ月児、2歳児、2歳6カ月児、3歳児を対象にフッ素塗布を実施しております。

3つ目として、健全な母子家庭の構築を図るために、発達相談、子育て相談や母親学級などを実施しております。

4つ目として、乳幼児健診後のフォローアップを目的に訪問や相談を実施しています。

市としましては、今申し上げました事業を中心に継続的な取り組みを図ることにより、妊娠から出産、さらには子育てに係る必要な支援を行うこととしております。

次に、5点目でございますが、子育てしやすい環境についての御質問であります。うきは市子ども・子育て支援事業計画では、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」の実現を基本理念としております。出産、育児、教育の切れ目ない支援と子育てを支える仕組みづくり、親と子供が、双方がうきは市で生活することに喜びを感じられる社会の形成を図っていくことを目指しております。そして、このためには、家庭、地域、事業者、行政がおのの役割を果たすことが重要だと考えております。

次に、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについての御質問であります。仕事と家庭の両立は子育てにとって重要になってはいますが、まだ理解が深まっていない現状かと考えられます。このため、市では全職員を対象にワーク・ライフ・バランスにかかわる研修を毎年行っているところであります。ワーク・ライフ・バランスは行政だけではなく、市内の各事業所でも留意すべきことですので、広く意識が高まるよう、啓発活動を行う必要があると考えております。そして、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や市民一人一人の意識の醸成に結びついていくことが肝要であります。このための方策として、広く市民が参加できるワーク・ライフ・バランス講演会、企業への出前講座の実施を初めとして、市内のさまざまな関係者を交え、検討を行う必要があると考えております。

次に、子育て相談や情報を得る場についての御質問であります。妊娠された場合、母子健康手帳を保健課の窓口で交付をしておりますが、そのとき、うきは市子育てガイドブックを配布し

ております。このガイドブックには、子供に関係する手続の説明及び問い合わせ先、場所、電話番号を掲載しております。また、相談機関一覧も子供の成長に合わせた形で掲載をしております。本年度も改訂版を350部作成し、保健課、地域子育て支援センターなど関係機関に配布をいたしました。また、地域子育て支援センターでは、子供と一緒に遊ぶことができるだけでなく、育児やさまざまな子育ての情報の提供、育児相談の場としても機能しております。

次に、保育園等をふやしてほしいとする人が多いことについての御質問であります。現在、市内の保育所、幼稚園については、設置数及び定員について充足している状況でございます。このような中、保育所、幼稚園をふやしてほしいとする意見が出されている点について、自由意見に基づき分析を行いました。その結果、「公立保育所だけではなく、特色のある保育所もあるとよい」「未満児を預けられる保育所をふやしてほしい」「こだわりのある幼稚園があるとよい」などの意見が見られました。つまり、保育所、幼稚園に対して量的な充足だけではなく、質的な要求も高まっているものと見ることができます。このような子育て世代のニーズをしっかりと受けとめ、今後の保育所等の整備に反映してまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て世代に対する市営住宅の優先入居についての御質問であります。現在うきは市における市営住宅の申し込みについては、随時登録受け付けを行い、団地に空き部屋ができ次第、その団地を希望する登録者にて抽せん会を行い、当選者を決定しておりますが、子育て支援世帯や、ひとり親世帯に対する優先制度は設けておりません。

平成27年8月末現在における市営住宅への申込者数は97名で、そのうち子育て世帯は、ひとり親世帯を含めて42名ですが、これに加え、高齢者世帯が34名でありますので、合わせますと全体の約8割となります。つまり、市営住宅への入居希望者のほとんどが優先世帯として取り扱わなくてはならない状況となっているのが実態であります。住宅に困窮している状況も各世帯さまざまな理由がありますので、子育て世帯について優先制度を設けることについては、公営住宅の目的や、うきは市の現状から考えますと、困難な状況と考えております。

最後の、その他意見についての御質問であります。ニーズ調査の自由回答の中では、まず、費用負担の軽減について、保育料減額、医療費助成、インフルエンザ予防接種助成、環境整備については、公園の設置などの希望が多く見られました。なお、回答者御自身の連絡先を記入され、市に回答を求めている方につきましては、担当者から連絡をさせ、詳しい状況や子育て支援に対するニーズについての把握を行っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、（1）についての質問でございますが、1点目でございますが、保育料の助成とは、どういう形で助成してあるかについては答えがありましたけど、また、そのことをどのように告知しているのかという点が1点目。2点目は、保育料は保護者の

収入によって決めているが、子供の年齢によって決めたらどうか2点目ですね、1番について。

②については、具体的にどういう場所を示しているかにつきましては説明がありましたが、現在どのくらいそういう場があるかを把握した上で、公園や児童遊園の整備、充実をぜひ実行してもらいたい。以上のことを質問したいわけでございます。

③につきましては、支援につきましては理解しましたが、例えば急病時の医療機関については、ホームページに小児夜間緊急診療等、掲載されているにもかかわらず要望が出ているということは、周知徹底ができていないのではないかと伺う。

④については、育児費用及び公的支援についてはよく理解しました。

⑤につきましては、1点目ですが、身近な場とは近所の公園等のことか、または支援センター等のことか、また、イベントとは、どのようなものを指すのか。2点目、整備または既存遊具の更新、点検等の計画はあるのか。以上、2点について伺う。

6番の件でございますが、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについてはよくわかりましたが、職場環境の改善に向け努力をしている優良企業の公表及び表彰または減税等の褒賞を考えてみてはどうか伺う。

⑦につきましては、子育て相談情報を得る場所ということで周知徹底のほどをお願いします。また、育児及び子育てに毎日困ったとき、即相談ができるように総合窓口を設置したらどうか伺う。

⑧につきましては、問題で言えば、質的な要素があると考えられるということでございますので、この点、十分考えてもらいたいと思うわけでございます。

⑨につきましては、1点目、うきは市は他市町村に比べると家賃が高いとよく耳にするが、市営住宅の家賃に対する質問はどうしてしなかったのか。2点目、市営住宅一覧表の中に巨瀬の里団地、平成11年度に4棟4戸、ほたるの里団地に平成12年度に5棟5戸、かわせみの里団地に平成13年度に3棟3戸、せせらぎの里団地に平成13年度に3棟3戸あるが、うきは市市営住宅管理条例があることは十分承知の上で、それぞれ築十五、六年たっているの、若い子育て世帯に何らかの補助を考えてみてはどうか。3点目、二世帯住宅を考えてみてはどうか。

10番につきましては、その中の分析につきましてはよくわかりましたけど、私はもう一点、ちょっとそここのところで質問したいわけでございますが、西日本新聞の7月31日の記事によると、各市町村、定住促進策をあの手この手で考えてあるようです。子育て世帯をターゲットに、子育て世帯の移住優遇、またはバス定期券購入補助等がありますが、地方創生の総合戦略で定住促進策を盛り込む方針だが、議会からは、市に住んでいない職員が市に住むように、まずは努力すべきではないかと声も上がっているようだという内容だった。そこで、我が市では、定住促進策をどう考えてあるか伺う。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 一度にたくさんの追加質問をいただきまして十分答えられるかどうかわかりませんが、まず、主だったところについては私から答弁させていただいて、大半が周知の方策でございましたので、担当の課長から、また説明をさせたいと思います。

まず、公園については、先日のこども議会でも本当に公園に対する要望というのはたくさん出たところであります。答弁したとおりでございます。今現状で、うきは市内には12カ所の市立公園と3カ所の児童遊園、合わせますと15カ所ございます。なかなか15カ所あるのに一つ一つがうまく使われてないという現状がありますので、こども議会でも申し上げたんですが、まずは、その15カ所をもっともっと使えるような形で検討させていただくということを最優先に、また検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただいたんですが、まさに同じ気持ちであります。

それから、ワーク・ライフ・バランスについての表彰制度を導入したらどうかというようなお話がありました。

今うきは市内の事業所では、本当に経営者の方がワーク・ライフ・バランスの重要性をすごく承知してて、本当に仕事と家庭の両立ができるような勤務体制等でやられている経営者の方もいらっしゃる。そういう方に表彰をという御指摘は非常に重要な指摘だと、このように受けとめまして、今後ワーク・ライフ・バランスを推進する上で、しっかり参考にさせていただきたいと、このように思います。

それから、定住促進策についてお尋ねがありました。

地方創生を図る上で非常に重要な施策だというふうに捉えております。今うきは市では、空き家バンク制度を設けて定住促進を進めておりますし、また、市内外から、この地域で住んでいただくためには、いわゆる定住の補助制度も設けているところでもあります。今般、地方創生の総合戦略、議案案件になっておりますが、この総合戦略——うきは市ルネッサンス戦略が皆さんから承認をいただきますならば、それに沿いまして、今まで以上に定住促進策については進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 福祉事務所の秦です。ちょっと質問が多過ぎて、私もちょっと。

1点目が保育料の関係だったと思いますが、一応、保育料につきましては、3歳未満児、3歳児、4歳以上児ということで年齢別に設定をいたしております。市長のほうから説明がありましたけども、やはり国そのものが無償化というような方向性を出してもらわないと、市のほうはどうこう言っても、やはり負担が大きくなるということでございます。また、福岡市関係等につき

ましては、きょうだいの3番目——18歳以下の3番目ですね、3番目の方が入ると保育料を無料にするというような制度はとっております。

それと、イベント関係なんですけども、子育て支援センターでは、支援センターでチラシとか計画書も配布しておりますし、また、その前になりますと、誕生会とか七夕祭りとかを開催しますということで、防災無線を使って周知をしているところでございます。それと、先ほど説明しました、うきは市子育てガイドブック、これを見ますと、妊娠をしたら、子供が生まれましたら、子供と遊ぶ、子供を預けるというような項目ごとに書いております。また、そのときに、どこに尋ねたらいいかということで、ここに書いておりますし、また、感染症のときにはどうすればいいのかとか、そういう情報が書いておりますので、総合窓口もありますけども、やはり病気関係につきましては、その専門のところでお尋ねをしていただいたほうが子供さんの病気等についてはわかりやすいのではないかと考えております。また、乳児健診等でも保健課のほうでチラシを窓口のところに置いてあるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 1番から10番までお答えをいただき、ありがとうございました。せっかくニーズを調査した結果ですので、しっかり、無駄にならないように生かしてもらいたいと思います。

それでは、2番の子ども・子育て支援事業計画について。

（1）子ども・子育て支援事業にかかわる市独自の特色ある先進的な取り組み・事業等はあるか。

（2）子供が健やかに生まれ育つ環境の向上を図ることを目的のために、人材育成交流、起業、子育て支援基金を考えてみてはどうか。

（3）病児を抱える保護者の精神的負担の軽減を図ることについて、市はどのように考えているか。

（4）子育て支援は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境等、多様な分野にわたるが、市内組織の体制についてどのように考えているか。

以上、4項目について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子ども・子育て支援事業計画について大きく4つの質問をいただきました。

1点目の、市独自の取り組みや事業についての御質問であります。子ども・子育て支援事業計画は、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」の実現を基本理念

としております。また、一連の対応として、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、児童1人当たりの専用区画面積が設定されましたので、この要件を満たさない学童保育所の改善に対して力を入れているところでございます。

現状、福富学童保育所が基準をクリアしておりませんので、福富コミュニティセンター建設時に学童保育所をあわせて整備する方向で検討を行っているところでございます。

また、市独自のユニークな取り組みである小学生対象のうきは市寺小屋事業について、今後コミュニティセンターや学童保育所等への展開ができないかについて検討を深めてまいりたいと、このように考えております。

2つ目の、子育て支援基金等についての御質問であります。平成21年度に国の補正予算により、子育て支援対策臨時特例交付金——通称「安心こども基金」と言われておりますが、これが設けられ、福岡県はこの交付金を財源に福岡県子育て応援基金を設置し、市町村の子育て支援に活用してまいりました。うきは市でもこの基金を活用して、大石小学校学童保育所建設、子育てガイドブック作成、保育士研修等の取り組みを行ってまいりました。

近隣市町村におきましては、久留米市が久留米市子育て支援基金を設置して、就学前の児童の子育て支援を行うボランティア活動や地域のイベント等に対して助成を行っております。大川市では、ふるさと納税を原資として大川ふるさと基金を設置し、学力向上、理数教育の充実、数学の学習サポーター配置支援等に活用しております。

うきは市におきましては、現在、基金設立の具体的な計画はありませんが、子育て支援に対する施策強化の一環として、今後その可能性について検討したいと考えております。

3点目が、病児を抱える保護者の精神的負担の軽減についての御質問であります。保護者の精神的負担を軽減する1つの手法として、病児・病後児保育があろうかと思っております。これにつきましては、うきは市では久留米広域定住自立圏事業の中で取り組みをしてきました。病児・病後児保育を実施している久留米大学医療センターなどへの登録者については、うきは市内では7名が挙がっておりますが、利用者は見られない状況であります。これは、主として距離的な問題があろうかと考えております。

このような状況に対して、うきは市単独で実施しようとしても、受け皿となる医療機関もありませんし、財政負担も大きなものになると予想されます。6月市議会の岩淵議員からの一般質問でも回答いたしました。久留米市田主丸町において事業実施できないか、久留米連携中枢都市圏事業担当者会議の中で要望を上げているところであります。

最後、4点目に、庁内の組織体制についての御質問をいただきました。

子育て支援は多様な分野にわたることから、関係部署が連携して対応を図ることが重要であります。このため、市町村によっては子育てにかかわる担当窓口を集約している例も見られ、近隣

では大刀洗町が教育委員会に子供に関する業務をまとめて子ども課を設置しております。

うきは市では、子育てにかかわる切れ目ないサービスを提供するに当たり、関係する課や係が連携し、効率的に支援を行う体制としております。具体的な体制として、関連する係の係長からなる子育て庁内検討会議を設置して、必要な協議を行っております。同会議は、福祉事務所子育て支援係、同保育所係、保健課食育・健康対策係、学校教育課学事係、生涯学習課社会教育係、男女共同参画推進室男女共同参画推進係、市民生活課国保・年金係が構成メンバーとなっており、多様な視点から子育てにかかわる事業について調整を図っております。

また、個別の対応例ではありますが、子育て支援係が担当している児童扶養手当現況届については、国保係のひとり親医療現況届の担当と協議し、合同で午後7時30分まで夜間受け付けを実施しております。さらに、先ほど御説明申し上げた福富学童保育所建設については、地域住民とのかかわりが深いことから、福祉事務所保育所係と市民協働推進課コミュニティ支援係により、子育て庁内検討会議の枠を超えた連携を図りながら対応を行っております。

これまで申し上げたように、うきは市におきましては、担当部署間で柔軟な連携を図ることにより、質の高い子育て支援サービスの提供を実現していきたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）につきましてですが、十分考えた上での事業だと思しますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

（2）につきましては、安心子ども基金ということで説明がありましたけど、そのほか、この基金がありますので、この基金につきましては、将来のために必要ですので、ぜひ考えてもらいたいと思っております。

3点目でございますが、いろいろな問題があるかと思っておりますけど、これからも重要な課題でございますので、ぜひ考えてもらいたいと思っております。

4点目でございますが、（4）につきまして、1点目ですが、縦軸に横軸を通す具体的な施策を話され、切れ目のない支援をしていくということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、2点目ですが、出生前から児童期にわたる切れ目のない支援の流れをつくって、子供や子育て支援するため定期的に集まって早期解決のための検討会を行うということでございますので、これは重要だと思われま。どうぞよろしくお願ひします。

3点目、検討会だけで終わることなく、実現に向けて一丸となって努力してもらいたいと思ひます。

以上、3点について、簡単に説明、答えをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、子育て支援基金等の御提案であったり、あるいは病児・病後児保育の新しい対応の仕方については、それからまた、庁内の組織体制については、私のほう、今後しっかり――まず、その2点目ですね、この子育て支援基金、さらには病児・病後児保育については、今後しっかり検討してまいりたいというふうに答弁をさせていただきました。またさらに、議員のほうから、将来を見据えてしっかりやってくれという話でございますので、そういう御提案をしっかり肝に銘じて今後検討させていただきたいと、このように思います。

そしてまた、庁内の組織体制についても、横軸を入れるという形でしっかり検討してほしいということではありますが、先ほど答弁させていただきましたように、1つの組織を一元化するのではなくて、今ある組織を、横軸を入れて連携を図って、いろんな協議会等を設けながらやっていくというふうに答弁をさせていただきました。今後そういう体制で今、進めておりますので、いましばらく、その組織のあり方については現状をちょっと見守りたいなと、このように考えております。

また、今後、将来的な話でございますが、何も組織を1つにするだけじゃなくて、もう一つの考え方としては、組織を異ならせてっても、関連のある部署を、執務室で――一団のエリアの中に執務室を構えるというやり方もありますし、いろんな横軸の入れ方というのはあろうかと思っておりますので、そういうことはしっかり頭に入れて対応していきたいと、このように思います。

もう御指摘のとおり、地方創生の大きな目玉は、若い世代が結婚、そして出産、子育てに夢をかなえさせる環境をどうつくるかにあると、このように承知をしておりますので、議員の御指摘も踏まえて、しっかり検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 子ども・子育て事業計画の（1）から（4）まで答えていただいております。絵に描いた餅にならないように、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

それでは、3番、財源確保のための企業誘致について。

我が市は自然と環境に恵まれし、都市圏内外からのアクセスもよいし、企業誘致には最適だと思われる。合併以来、ROK I社のみで、まだまだ企業誘致すればするほど市の財政力も向上するのではないかと。財源を確保するには企業誘致が1つの大きな手段だが、企業誘致するにしても、従業員の家族が安心して住める環境づくり、子育て住居等が大事なことだと思うが、そこで、

- （1）市の企業誘致の現況と課題はどうなっているのか。
- （2）今までの企業との交渉の中で折り合わなかった部分の検証はしたのか。
- （3）今後の方針は考えてあるか。

以上、3項目について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、財源確保のための企業誘致について3つの質問をいただきました。

まず、市の企業誘致の現況と課題についての御質問であります。議員御指摘のとおり、財源の確保として企業誘致は重要な課題であると認識をしているところでございます。

また、三春工業団地ですが、西側区画につきましては、念願の株式会社ROKIが工場の整備を決定し、年内の完成、来年4月の操業開始を目指し、本年7月より工事を着手したところでございます。

未売却となっております東側区画につきましては、引き続き、売却に向けた対応を図っているところであり、昨年度、二十数件、今年度は5件の立地相談等を受けてきたところでございます。しかしながら、残念なことに現時点で成約には至っておりません。また、三春工業団地以外につきましては、市の遊休地や施設・民有地など誘致が可能な候補地等について情報収集を行い、候補地リストを作成し、誘致活動や立地相談があった場合に即座に対応できるようにしているところであります。

2点目が、企業と折り合わなかった要因の検証についての御質問であります。企業が立地条件として重視しているのは、本社、他の自社工場への近接性、周辺環境からの制約の少なさ、関連企業への近接性、そして地価などが考えられます。

三春工業団地におきましては、高速道路までのアクセス、希望面積や周辺環境への配慮などが折り合わなかった要因として上げられます。用地については2分割までを視野に入れていますが、これ以上に細分化することは残地の売却に当たって支障が発生すると考えられます。周辺環境につきましては、業種にもよりますが、騒音、臭い、地下水使用量などにおいて周辺地域へ影響を及ぼす懸念があり、合意に至ることはできませんでした。

また、三春工業団地は農村地域工業等導入促進法により造成した工業団地であるため、立地可能な業種に制約があります。このため、要件を満たさないことにより、立地を断念せざるを得ないケースも発生しております。

3番目は、今後の方針についての御質問であります。本市としては、企業誘致を積極的に進めるため、本年4月の機構改革により、うきはブランド推進課に企業立地係を移し、人員も1名増員をいたしました。このような中で、引き続き、県企業立地課と連携し、候補地リストを活用しながら、トップセールスも含め、誘致活動を進めてまいります。

また、最近では金融機関から誘致相談の問い合わせがふえてきております。本年度は金融機関の融資部門や法人部局等へも訪問し、三春工業団地を初め、市内の事業所適地について積極的なP

Rを行ってまいります。また、まち・ひと・しごと創生本部の地域経済分析システム——RE S A Sを活用し、現在、市内に既存する企業の取引先などへのアプローチも積極的に行っていく予定であります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 現状と課題、また、それに対する検証、それに対して今後どういう方針をするかということをお聞きしましたが、別の視点から、ちょっと質問させていただきたいと思います。

1点目、優遇制度として、産業立地促進条例に基づき産業奨励金等を交付しているということだが、市民とともに情報を共有化し、市民総セールスマンとなるためにも優遇制度を周知徹底する必要があるのではないか伺う。1点目。

2点目、人口減少対策、財政基盤の強化、また、結果的に、うきは市に生まれ、住んでよかったと思えるようにする、そのためにも子ども・子育て支援の充実が重要だと思われるが、いかがか。

3点目、昨年度は、まごころ寄附総額4,881万3,000円の中から子育て青少年育成事業に1,243万円充当されているようだ。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、平成25年度に252万円、平成26年度に172万8,000円、子ども・子育て支援システム導入業務で、平成26年度に876万9,000円支払っているようだが、これにも充当されているか伺う。

4点目、市民の大事な税金1,301万7,600円が無駄にならないように最大限に生かしてもらいたい。また、今年度は少しでも増額できるように期待したいが、いかがか。

以上、4点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企業誘致における優遇措置についての御質問をいただきました。

うきは市の優遇措置については、近隣、例えば久留米市とか朝倉市、日田市の例で見ると、設備投資に対する補助金の限度額では、久留米市については劣っていますが、朝倉市や日田市より優位であるというふうには認識をしております。また、税に対する優遇はほとんど変わらないわけではありますが、売買単価については、うきは市が一番安いという事例もございます。

そしてまた、久留米市の藤光工業団地と久留米市・広川新産業団地及びうきは市の三春工業団地と鷹取地区はグリーンアジア特区に指定されており、福岡県の企業立地促進交付金の交付率加算の優遇があるということで、うきは市においては、さまざまな面で優遇策を施しておりますので、こういう優遇策がしっかり周知できるようにすることは非常に重要でありますし、そういうことを押さえながら誘致活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、子ども・子育て支援の重要性は、先ほども答弁しましたように、本当に地方創生の中の中心的な柱になっております。やはり、若い人が安心して結婚、そして出産、子育てにかかわれるよう、そして、その夢をかなえられるように私たちがしっかり環境整備するということが重要な課題だと承知をしているところであります。

3点目、4点目については、企画財政課長のほうに答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ふるさと納税——うきは市「まごころ寄付」によって寄附をいただいた財源につきましては、それぞれの目的がございます。高齢者福祉なり福祉財政支援、あるいは青少年、それとか市の振興、そういった部分に充当するというところで行っております。

子育て関係につきましては、3款2項1目児童福祉費、そういった部署に充当する形で充てておるところでございます。そのほかの寄附につきましても、高齢者福祉事業なり、そういった目の中に財源を充当する形で行っております。ですから、部分的には、こういった子育ての事業に充当している形になるかと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 企業誘致については、市の運営における税収はもとより、雇用等、重要な課題でありますので、しっかり誘致してもらいたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 議長の許可を得ましたので質問をさせていただきます。

大きく3点にわたる質問をさせていただきますが、ちょっとボリュームが大きいので簡潔に、私もなるべくそういうふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第1点目、マイナンバー制度が住民登録した全ての日本人と在留外国人につけられ、10月から住民一人一人に個人番号を通知する通知カードの送付が開始されます。うきは市の通知対象者の規模と市民への周知状況、それから財政負担、運用リスクなどについて伺いたいと思っております。

1点目、最も重要とされている団体内統合宛名システムが完成したかどうか。さらに、既存宛名情報と中間サーバーにつなぐ統合番号との突き合わせ、整理などに要した経費は、この間、どの程度かかって、市の負担が発生しているのではないかと。どうなのかということをお伺いします。

それから、2点目、個人番号の付番と通知について、市民へ通知カードに係る説明はどのように周知していくのか。（1）、特に28年度の個人番号カードが強制でないことなど、どのよう

に説明して知らせていくのか伺います。

(2)、その際、関係部署で業務に当たる人員体制、習熟——これは研修という意味ですけれども、資材等、経費はどこが負担するのか。それから、(3)、通知カードの交付の際、万一DVなどを伴うトラブルが発生した場合、どのように対処するのか。その想定ルールやマニュアルはできているのかどうか。

それから、3点目、事業者のシステム準備状況の調査、把握など聞き取りをしているか。

大きく3点、伺いたいと思います。

○議長(岩佐 達郎君) 市長、答弁。

○市長(高木 典雄君) ただいま、マイナンバー制度の準備状況について大きく3つの質問をいただきました。

まず、団体内統合宛名システムと市の財政負担についての御質問であります。団体内統合宛名システムについては平成26年度から平成28年度の3カ年で構築することとなっており、現在は設計システムの改修作業等を順次行っているところであります。喫緊に迫っている10月の通知カードへの対応、来年1月から始まる個人番号カードの発行に向けて、システム事業者と連携を図りながら取り組みを進めているところであります。

団体内統合宛名システムについての予算計上額は、平成26年度が199万8,000円、これは全額、27年度に繰り越しをしました。それから、27年度の当初と補正見込みも含まれておりますが、718万2,000円であります。平成28年度は、現時点では必要はないかと思われませんが、状況によっては27年度予算を繰り越して対応することになるかも知れません。そういうことになっており、予算計上している2カ年分の918万円を関係経費と見込んでおります。補助率は10分の10となっており、現在のところ、この団体内統合宛名システム開発に係る分についての市の財政負担は発生しないところであります。しかしながら、事務処理に係る人件費等については試算は行っておりませんが、当然発生しており、この分については市の一般財源での対応となっているところであります。

2つ目の個人番号の周知については、さらに3つの質問をいただいております。

1つが、個人番号カードの市民への周知についての御質問であります。マイナンバー制度の今後の流れについては、住民票を有する方に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、あるいはマイナンバー法と言われておりますが、この法律の施行日である平成27年10月5日以降に、地方公共団体情報システム機構よりマイナンバーが付番された個人通知カードが送付されます。また、個人番号カードを希望される方は、周知された個人番号カード交付申請書の提出が必要となります。議員の御指摘のとおり、個人番号カードは強制ではなく、個人が申請しないと個人番号カードを持つことができないこととなって

おります。このことにつきましては、広報うきは、うきは市ホームページ、住民系の窓口に設置のパンフレットで周知を図っているところでございます。

2つ目が、業務体制や経費についての御質問であります。業務については主に市民生活課住民係5名と、うきは市民課コンシェルジュ係6名で対応することになっております。また、来年1月から始まる個人番号カードの交付につきましては、吉井の庁舎で行い、市民生活課住民係で対応することにしております。制度の内容につきましては、国・県からの通達や県等が主催する研修会からの情報を係内で共有を図るようにしております。また、全職員を対象に研修会を実施して周知を図るとともに、必要に応じて関係部署間でも情報の共有を図っております。

事務に要する経費につきましては、周知カード、個人番号カード関連事務の委託費1,097万2,000円については、全額、国より交付されます。また、事務費としては99万1,000円が国から交付されますが、これについては臨時職員の経費88万1,880円に充てるようにしております。これ以外に郵便料19万6,000円、カードプリンター85万3,848円等が経費として発生しますが、これらにつきましては市の持ち出しとなるところであります。

3番目の、通知カードの対応についての御質問であります。DV等で住民票が所在する住所以外の居所に移動されている方は、居所情報登録申請書の届け出をすれば通知カードが居所へ送付されるようになっております。届け出期間は平成27年8月24日から平成27年9月25日で、広報うきは、うきは市ホームページに掲載し、周知を行っているところであります。なお、うきは市では、今のところ、この届け出を出された方はあっておりません。

想定ルール、マニュアルは現時点では策定しておりませんが、総務省より住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する事務処理要領等の通知がっております。また、社会保障税番号制度質疑応答集も通知されておりますので、それらにより対応することにしております。

次に、3つ目として、市内事業者の準備状況の把握についての御質問であります。県による市内事業者向けの説明会は7月24日に開催されておりますが、市内事業者に対して、市側からマイナンバー制度のシステムの準備状況等に対して調査、聞き取りは行っておりません。市としては、広報やホームページを通じてマイナンバー制度の周知を行い、市内事業者に対して、できる限りの情報提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

これまでも広報紙には関連の記事の掲載を行い、周知に努めてまいりましたが、まだまだ広報が不十分と感じております。国・県に対して広報を充実するよう要請を行うとともに、今後も国からの情報収集に努め、市内事業者を含めた市民への情報提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 回答いただきましたので、細かいところは少しありますけれども、先に進めさせていただいて、議論を進めさせていただきたいと思います。

それで、今回マイナンバー制度が従来の住基ネットとは違って目的が定まっていなのが特徴だと言えます。そういう意味では、先日も——9月3日だと、国会で新しい一部改正がされており、使用範囲を追加しております。それから、法律の附則にも、施行から3年をめどに範囲を拡大検討、そして、マイポータルという、情報を把握できる、その民間活用というところも規定されております。マイナンバー制度が行政だけでなく民間でも使える、全く歯どめのきかない制度になることが想定されております。

そこでお尋ねします。

今さっきも質問したことと関係ありますけれども、10月5日から送付する対象人数について伺います。日本国籍の住民、それから外国人の長期滞在者、特別永住者等が含まれると思いますけれども、何人になるのか。参考に、現在の住基ネットに加入している人数、世帯数、どの程度かお聞かせください。それから、通知カードや返送、それから受け取り拒否しても番号がつけられることになりますか。

それから、3点目、法定利用分野は3分野98行政事務と報道されております。8月1日の広報にも一部書かれております。給付の申請や申告の際に全て、任意でなく強制的に手続の際にマイナンバー12桁を記入、または、通知カードあるいは個人番号カードを提示することになるのか。いつから番号の利用が開始されるのか。それから、市内事業所数について、該当する事業者数はどの程度あるのか。そして、今、7月24日開催されたというふうにおっしゃってましたけれども、その後も案内はあるみたいで、各県で、1カ所、定員50名ぐらいで案内されております。先ほども言いましたように、事業者のシステムとか、そういったことに対して公的な補助は一切ないですね。どういうふうに管理するのかということも事業者任せということだろうと思うんです。従業員で家族の扶養があれば、その家族の番号も登録されると。そういうことになるので、そういう意味では、誰が事業者に対して指導するのかというのが全く見えていない。不安はありませんか。個人情報としてですね。

以上、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 1つの番号に複数の個人情報がつながる、いわゆるマイナンバー法でございますが、これにつきまして、非常に行政運営の効率化が図られますし、また、市民の皆さんも、いろんな申請手続についての簡素化が図られるという大きな目的があると、このように思います。また、税関係でも活用が図られるということになりますと、公平・公正な社会の実現に向

けてマイナンバー制というのは大きな効果があるのではないかと、このように思っているところ
であります。

ただ、一方、ありとあらゆる個人情報がつながってまいりますと、その情報がつながればつな
がるほどセキュリティーの面で、プライバシーの面で大きな課題も抱えてくるということで、今、
非常に複雑ではありますけれども、先ほど御指摘をいただいている団体内統合宛名システム、ある
いは私どもの中間サーバーを通じまして、国が行う情報システムの情報提供ネットワークシステ
ムとうまく暗号化した連携の中で情報のやりとりができるという、非常に世界的にも例のない緻
密なシステムができ上がっているものと、このように承知しております。

今、岩淵議員のほうから具体的な対象者の人数等のお尋ねがありました。こちらについては
担当課長より説明をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 通知カードの対象人数でございますけど、ただいま詳しい数字
について調べておりますので、後で御報告させていただきます。

それから、もう一点ありました番号の利用開始については、来年1月1日からの利用開始とな
ります。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） それ以外の分について、私でお答えできる分で。

大前提として、これが法定受託事務というのがございますので、議員十分御承知と思いますが、
市の判断で対応をいろいろ検討する事案ではございません。法が成立しております。それを受け
て、地方公共団体、うきは市としてどう対応していくのかを、できるだけ市民の皆さんに迷惑と
いいですか、混乱を生じないような形で市としても対応してまいりたいと考えておりますが、市
長も申し上げましたとおり、新聞の記事でも載ってございましたが、市民に対する周知が十分でな
いと。半分ぐらいはまだ内容をわかってないというようなことも先日の新聞に書いておりました。
うきは市においても同様だろうと思っております。

市としても、広報うきは、ホームページ等を通じて、先ほど議員も言われました9月24日に
経済産業省が再度、事業者向けの説明会もやるというふうになっております。こういった記事も
載せておりますが、議員も言われたように50名という定員の中でどうやっていくのか等、その
辺は県等ともまた協議しながら、県のほうも出前講座もやっておるようですので、その辺も県の
情報政策課と話をしながら周知には努めてまいりたいと思っておりますが、いかんせん、10月5日か
らの話でございます。

これはちょっと余談になりますが、市としても年金機構の情報流出問題等でセキュリティーの
強化を求められております。10月5日までに対応しなくちゃならない分がありますので、そう

いった分も今ばたばたですけども、庁内でいろいろ検討して、あすも県の情報政策課と協議をするような設定をしております。混乱のないように取り組んでまいりたいと思います。

それから、事業者数等は把握をしておりません。申しわけありません。

事業者に対する周知の1つとしては、給与支払報告書の説明会を税務課が毎年開催しておりますので、そのときに事業者に来ていただきます。事業者の方にですね。そういった場も通じながら、税務課と協議をして周知には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、余り周知してないというところが、実態が見えてきます。

先日、個人番号法の改正提案もされている——上位の法案であって、今、課長がおっしゃったように法定受託事務ということであれば、それはそれとしてスムーズに進めなきゃならない義務は課すんですけども、やはり、そこにおける住んでいる住民のことを、やっぱりどういう実態なのかということをしちんと把握して法律を施行していく、これが行政の手続の1番目のことじゃないですか。そのことが非常に危惧されます。

広報に案内されている中身というのは、DVに対するものが2回、それからマイナンバー制度に関するものが1回程度なんです、この間ずっと見てると。26年から、これはさかのぼって調べましたけど、ありません。そういう点では、知らないのも当たり前。マスコミも先週ぐらいから少し出始めてはおりますけれども、そういう意味では非常に危惧されるころだと言えます。

うきは市住民の個人プライバシーというのがマイナンバー制度に集約されることになります。先ほどおっしゃったように、年金情報流出を受けて、自治体に番号をつける本来は7月の時点で、個人情報管理する基幹系のネットワークとインターネットに接続する情報系のネットワークを分離するよというものが6月の年金流出の後に出されているんです。ただ、10月5日までに延期されているんですけど、自治体の中で1割から2割ほどはその対処がされてない状態で番号が通知されるというふうに言われております。うきは市で10月から送付される番号は、この分離対策を行っているかどうかというのをお尋ねしたい。

それから、住基ネットに係る条例、訓令というのは結構あるんですけども、マイナンバー制度の運用に当たって、どの条例で運用するのかお尋ねをしたい。先日、本会議では、新たな条例はないというふうに答えておりましたけども、それ、そうなのかなと、ちょっと疑問に思っております。

それから、先日可決した改正うきは個人保護条例について、第8条収集の制限についてというのがあります。その中で、第2項に個人情報を本人以外の者から収集することはできるとして

います。平成23年度には5件、閲覧があったというふうにはインターネットに出ております。これは保護審査会の意見を聞いて閲覧に付したのか、または、ほかの規定によって閲覧に付したのかを伺いたい。それから、3項で、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聞いて通知を省略することはできる。これが個人情報保護条例の文書の中身なんです。本人に通知したかどうか伺います。

以上、3点。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 分離対策の重要性というか、国からの指導があつていることは十二分に承知しているんですけども、今、関連的に御質問をいただきましたので、担当課長より説明をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 大きく3点だろうと思いますが、最初の情報流出の対応の件でございますが、現時点では、うきは市のパソコンは、外部と基幹系、同じパソコンでやっておりますので、現時点では対応はできておりません。ただ、10月5日までに、あすも、先ほどちょっと言いましたが、県の情報政策課と打ち合わせをして、外部との接続を、基幹系、住基の情報とかは接続しないように、こういう形で、うきは市は考えているんだという案を持って県と協議をするようにしております。そこでその問題についてはクリアしたいと考えております。

ただ、県との協議で、うきは市としてはそれでいいと思っておりますが、やった段階でそれじゃまずいとなったら困りますので、最終的な確認を、あす、県とするようにしております。

結構多くの団体——福岡県も、うきは市と同じようなやり方をしているということで、県のほうもいろいろ考えているということですので、あすの協議で今後の対応は——10月5日は迫っておりますが、決定してまいりたいと思っております。早急にそれから動きたいと思っております。

それから、条例対応の件です。現時点では特別な条例は、独自利用等は考えておりませんが、その後いろいろ調べておりますが、今度の自治体クラウド化の中でもマイナンバー導入を前提として進めている項目が幾つかあります。例えば乳幼児医療とか障害者医療等の関係でございますが、共同利用でございますので、うちだけ別の様式等もありませんので、標準化で取り組むところでやっておりますので、そういった部分については今後12月議会等で条例改正が出てくるのかなと思っております。詳細は今後、北部九州情報化推進協議会の中で検討してまいりたいと思っております。

最後の、個人情報の保護条例8条の関係ですけれども、御希望の内容、詳細、ちょっと申しわけありません、手元にありませんので、もちろん条例違反するような対応はしてないと思ってお

りますが、後ほどまた議員に直接報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほど言いましたように、個人情報に係るところが非常に大きいというところを留意して、この間の保護条例がどういうふうに使われているかということも非常に大事なことだというふうに思っています。そういう意味で、どういう運用をするのかというのが住基ネットにはあるわけですが、マイナンバーにはまだそのようなものがないということと言うと、その辺も少し、さらに調べていきたいというふうに思っています。

そして、改修費用についてですけれども、特定個人情報保護評価というのが8月25日に出され——8月25日というかな、7月24日、8月25日と、いろいろありましたけども、そういうのが出されています。それから、今回、保護条例改正、職員研修、住民への広報と、かかる経費、さっき国の負担の割合について10分の10というふうにおっしゃってました。ただし、全てが補助金ではなくて、地方交付税で3分の2、残りは交付税とする場合もあるというふうに言っています。

うきは市の場合は、それをしているかどうか。27年度予算で国庫補助金が1,662万4,000円ありました。歳出予算では、総務管理費の電算処理の委託料に1,677万8,000円——補助金より多いんですけど、全てかどうかはわかりませんが、ほかに、第2項の徴税費の中で税務総務費の13節の委託料で463万9,000円、3項の戸籍住民基本台帳費ということで、1目備品購入費で27万1,000円。ほかにもあるかもしれません。しかも、その額が全部マイナンバーに使うというふうにはなっていないかと思えますけれども、そこでお伺いしますが、交付税として算定されている金額は幾らか、何に使うのかを教えてください。

先ほど市長からは、人件費とか臨時職員については手出しというふうなことをおっしゃっています。（「臨時は交付金です」と呼ぶ者あり）臨時は交付金か、失礼しました。85万円だったかな、何か手出しということでしたけども、今後、市の負担はどのようなふう膨らんでいくのかを、想定しているかどうか。

それから、ここはちょっと、すぐには回答できないと思うので、お願いをしたいと思うんですけども、13の評価書をされております。各分野別に、さっき市長が簡素化という言葉が公平というようなことおっしゃっています。それだったら、費用対効果、それから経費削減計画について、具体的に資料を出していただけないかと。どのくらいのことを想定しているか、今回のマイナンバーです。それを提出できるかを伺います。この場で発表しろとは言いません。

それから、広報に案内されている問い合わせ先は0570で案内されています。間違っ、き

のう電話しましたけども、休みでした。有料電話です。市民からの問い合わせに苦情の窓口等、設置することを求めたいと思いますが、いかがですか。

以上、3点。（「最後は」と呼ぶ者あり）問い合わせ、苦情の窓口設置。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のマイナンバー制度は、先ほど総務課長のほうが答弁してますように、法定受託事務ということで、本来、国の事務であります。それを委任を受けて我々がやるということでありますので、基本的には、かかった経費は国が持つというのが基本でありますので10分の10が基本であります。議員御指摘のとおり、必ずしもそうならないところの中に地方交付税対応というのが出てきております。今ちょっと手元には、その数値、持ち合わせがないもので、また後で調べさせていただいて、お答えをさせていただきたいと、このように思います。

それから、費用対効果のお話が出ました。まさに大きな国策というか、過去何年も議論をされた中で今回マイナンバー制度というのが国の施策のもとに進められることになったわけであり。先ほど言いましたように、行政の効率化であったり、市民の皆さんの利便性の向上、さらには公平・公正な社会の実現を図るために、本当に大きな効果があると私は承知しておりますが、それを計数化するのは、ちょっと今の段階では、なかなか厳しいものがあると思います。今後そういう費用対効果については、しっかり我々もマイナンバーを預かる実施部隊として当然承知しておかなくちゃいけない事柄でありますので、しっかりそういう面ではまた分析を図らせていただきたいと思いますが、これについては早急な対応というのはちょっときついのかなと、このように思っているところであります。

それから、今後、これだけの大きな制度改正でありますので、市民の皆さんの不安とか、いろんな苦情等が出てこようかと思えます。先ほど、窓口は市民生活課、あるいは浮羽市民課というお話を申し上げております。特別、苦情対応窓口というのは今の段階では設けておりませんが、今後の推移を見ながら、この件についてまた検討させていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、費用対効果、経費削減については早急は無理と。いつ出ますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先日3日にも追加のマイナンバー法の改正法案が国で通りました。また、第3弾のマイナンバーの利用拡大を図るべく、国会で議論されているという話を承知しておりますので、この制度が定着を見た段階でぜひとも考えさせていただけないかと、このように思っ

おるところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） その辺は、もう一回改めて話しさせていただきます。

最後に、先ほども市長もおっしゃいましたけど、広報では、効率性・透明性・利便性が高い、公平・公正とうたってます。個人のプライバシーは人権保護の観点からも十分に保護されなければなりません、危険いっぱいの制度を始めることとなります。年金削減や介護保険料の引き上げ、給付の削減があり、軽自動車税の引き上げ、消費税も8%に上がり、さらに10%も予定されている。市民にとって何が公平か。大企業の減税だけが先行して、27年度法人税、実効税率が下がりました。うきは市の法人税は前年比94%です。今回のマイナンバー制度は多額の税金を投入することで行政のスリム化と効率化を図るとしていますが、市民にとって、個人情報をごと把握され、成り済ましや情報流出のリスクが高まることとなります。市は制度の執行に当たり、十分にこの件を考慮した執行に当たっていただきたいということを強く要望して、1点目の質問を終わります。

次に、小・中学校の環境衛生基準の遵守状況について伺います。

1点目、平成21年4月1日に施行された学校環境衛生基準について、教室の環境、飲料水の衛生基準、清潔害虫、水泳プールなどの基準概要が定められていますが、法の趣旨徹底の状況を伺います。

具体的には、学校において、環境衛生検査について計画を策定して実施しなければならないと記載されているが、実施状況を伺います。

毎年、小中学校PTA連合会から予算要望書が出されていますが、法の基準に照らし合わせ、実施計画が校長、PTAに対し示されているかどうか伺います。

国庫補助事業のエコ改修事業、空調設備工事に関する申請の実施状況について、今後のうきは市の設置計画について改めて伺います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの小・中学校の環境衛生基準遵守についての御質問をいただきました。このことに関しましては教育長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校における環境衛生検査等についての御質問ですが、市内全小・中学校に、学校における健康問題を研究、協議し、児童・生徒の健康づくりを推進し、学校と家庭、地域社会を結ぶ組織として学校保健委員会を設置しています。その活動の中で、健康に関する実態を把握し、学校保健計画を立てています。その学校保健計画の中で、飲料水質検査、プールの

水質検査、照度検査、換気、保温、湿度管理などの年間計画を立て、飲料水質検査は毎月実施し、その他については定期的に行っています。

2点目の、小中学校PTA連合会からの予算要望書についての御質問ですが、毎年、予算編成時期に、うきは市小中学校PTA連合会から教育予算に関する予算要望書が提出されています。学校間で共通する要望内容、学校ごとの要望内容を検討し、市長へ予算要望を行っていますが、全ての要望に応えることは予算的にも厳しいのが現状です。予算要望に対する新年度予算については、4月当初に校長、事務職員を対象に予算措置内容についての具体的な説明を行っています。

3点目の、空調設備工事に関する申請等についての御質問ですが、議員御指摘の学校施設環境改善交付金のエコ改修工事については、老朽化した学校建物の計画的・効率的なエコ改修の促進に必要な経費の一部を国庫補助し、環境負荷の低減、教育環境の改善を図るとともに、あわせて、建物の耐久性の確保を図ることを目的にしています。エコ改修の工事内容は、壁等の断熱工事、既存の冷暖房設備にかえて省エネルギー型冷暖房設備を導入する工事や、CO₂削減効果がある事業などです。これにつきましては、現在、具体的な申請は行っていません。

なお、今後の対応を図るために、うきは市ルネッサンス戦略の「うきはっ子夢・学力向上プロジェクト」の教育環境整備の中で、空調機設置設計に係る委託事業を盛り込んでおりますが、今後、地方創生に係る交付金事業として実施できるかどうか検討を行う必要があります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今お答えいただいた1点目の環境衛生検査について、計画は策定していないということですね。（発言する者あり）さっき言った学校保健委員会の中で行っているということでしょうか。ちょっと確認。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 各学校ごとに学校保健計画をきちんと立てております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） わかりました。

それで、改めて、文科省が出されている学校衛生基準について確認していきたいというふうに思います。

1つは、適正に欠く事項があると認めた場合、遅延なく、その改善に必要な措置を講ずる。講ずることができない場合は、学校設置者に対して、その旨を申し出ることを通知していますが、うきは市内の小・中学校の現状について、適切さを欠く事項が存在しているとお考えかどうかお尋ねしたい。もしあるとすれば、どのような項目があるのかお答えください。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） いろいろな検査等の報告は上がってきております。具体的な例としますと、例えば教室環境として望ましい温度——10度C、30度C以下と、そういったものに適していない状況等があると認識をいたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 8月17日に厚生文教委員会の閉会中審査で中学校の教室温度について視察、審議を行い、委員会報告を先日行ったところですが、各学校から測定結果を報告してもらいましたが、ばらばらの測定を行っております。測定しただけで、法の趣旨が全く理解されていないのがよくわかりました。吉井中学校では1階の測定はありません。小学校については、6校で測定結果の報告がありませんでした。報告のあったところでも、階別や時間、場所の記載がないものがある。廊下での測定、それから朝8時に測定、空調設備のある保健室での測定、測定の意味が指示されていない結果と考えます。

そこで、お尋ねします。

各学校に対して毎授業ごとに行う検査項目というのがあります。測定の指示を改めて行っていただきたい。その際、学校保健安全法に基づき、児童・生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準、それに基づく法の内容であるということ。それから、測定の趣旨を理解していただくとともに、測定の時間帯、測定の場所、頻度について基準を検討して指針を示して行ってほしいが、どう考えるか、実施時期も含めてお答えいただきたい。

2点目、PTA連合会からの要望書に、この衛生基準に照らして該当する事項が多く見られております。校舎整備に係る中で、浮羽中での理科室の照明、電源の改修、それから千年小や福富小では、トイレの改修や玄関天井クロスや多目的ホール、給食室のクロス汚れなど、複数年にわたる要望が出されております。そして、衛生害虫に係る項目についても要望されておりました。衛生検査記録そのものが生かされていない現状ではないかというふうに考えますが、この検証を生かして、計画を示して要望に応えるよう——先ほど、また検討するというようなことでしたけれども、具体的に計画を示す、そのことが大事だというふうに思っております。

26年の調査で、県内の小・中学校1,083校の空調設備の整備計画は、普通教室で、整備中、検討中を合わせて学校数で50%を超えます——小・中学校ともに50%を超えます。

28年度には60%から70%になります。うきは市は、27年度、教室数322で102教室に空調設備が置かれておまして、31.7%になります。整備計画があるか、改めて普通教室での整備を思い切って前進させる判断を強く要望しますが、市長も含めて決断をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、学校の温度等の調査関係でございますが、議員お手持ちの資料は26年度。（「と、27年」と呼ぶ者あり）26年度については、特定の学校等でしたので、

27年度について全校への指示をしましたが、今、議員が御指摘のような部分があれば、少しでも改善していきたいというふうに思います。先般の校長会の折に、学校教育課長のほうから温度測定等についての指示を改めていたしたところでございます。

それから、いろんな要望について適切に答えてないのではないかとということでございます。

議員御指摘のトイレ等の問題につきましては、学校の要望がなくても、教育委員会として計画的に改修を行っていったような分もございます。また、学校のほうから要望に順位がついておりまして、例えば吉井中学校で言いますと、本年度は、まず第一が、サッカーコート排水溝の整備、第2希望が、特別支援学級3学級のエアコン設置でございました。いずれも子供にとって安全・安心、あるいは健常児に比べて体温が高くて自己調整ができないと、そういった子供の健康問題を考えて、そういう要望に答えていっているというのが現状でございます。

ただ、私ども、そういう要望書をもう一度精査しまして、議員御指摘のことあたりも検討してまいりたいというふうに思います。

それから、最後の空調に関してでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、ルネッサンス戦略の中での現在、空調機設置設計に係る委託事業の盛り込みという段階でございます。

以上でございます。（「市長はありますか」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 小・中学校の空調設備のあり方については、先般の委員会調査報告の中でも報告があったとおりであります。これは、これまでも何回も議会質問の中で、特に吉井中学校、さらには浮羽中学校、まずは中学校のほうからつけるべきではないかという御指摘をいただいていることは十二分に承知しているところであります。

問題は財政負担であります。設置するインシヤルコストのみならず、ずっとランニングコスト、電気代も含めたランニングコストもかかるもので、うきはの財政状況とにらみながら、この子ども・子育て関連整備として、この問題は非常に重要な課題でございますので、そこをどう折り合いをつけてやっていくかというのが、ずっと我々の今、懸念しているところであります。

既存の補助金は文部科学省の中で、議員御承知のとおり、学校施設環境改善交付金というのがあります。これが、改築であれば2分の1であったり、大規模改造であれば3分の1ということで、それぞれ内容によって補助率が決まっておりますが、これに基づいて我々も小・中学校の学校の施設整備については充ててきているわけなんです。私も何回も上京の折、文部科学省にお寄りして、この予算の動向について情報を入手しているんですが、平成26年度が極端に予算が少なくなっております。この原因として、当初予算はほぼ一緒だったんですが、各年度、大型の補正予算がついて、特に学校施設については耐震化もありまして、大がかりな予算がついてきて全体的に回ってきてたんですが、26年度は極端に補正予算が少ないということで、今起きてる

現象として、我々近隣の福岡県下の市町村においても、27年度中に空調化を図りたかったけれども、文部科学省の予算がつかなかったために流しているケースを何度も承知しているところがあります。

したがって、今後、我々は、文部科学省の学校施設環境改善交付金の予算の確保を図ると同時に、また違った手だての対応も図らなくてはいけないのではないかということの中で、先ほど教育長が答弁したように、地方創生の中で今回審議をいただきます戦略が策定されますならば、来年度から、国から新型交付金の交付も予定されているところでもありますので、そういう財政財源をしっかりと見据えながら、この問題については対応していきたいと、このように考えております。

言うまでもなく、先ほどから佐藤議員の折にも答弁させていただきましたように、地方創生を進める上で、子供・子育ての支援というのは大きな柱であるということは十二分に承知しているところがあります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） この件については改めて、国だけではなくて、市行政としてどうするか、市民の要望についてどう応えていくかというところが一番大事だろうというふうに思います。その辺をよくコミュニケーションを図っていただきたいと思います。またこの件については質問を含めてやります。

3点目、上水道計画と水資源の保全について伺います。

7月に上水道アンケート調査が行われましたが、調査の目的と上水道整備計画の今後について伺います。

市長は、アンケートに事業内容を反映させながら上水道計画を進めると記載していますが、回答結果から全体を反映させるのかどうか伺いたい。2点目、アンケートの集約時期と市民への公表を行うか。公表する場合、どのような時期にどのような形で公表するか伺います。

大きな2つ目、市内に地下水を利用した産業や企業があり、市民は地下水に依存しています。ことし1月から条例が施行されました。現在まで周知及び採取届の実績状況を伺います。2点目は、地下水の保全と資源である地下水の状況を検証すること、市民の地下水に対する安全・安心を確保する意味から、各家庭の飲料用水源の水質検査への補助制度を設ける考えはないか伺います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの上水道事業計画と水資源の保全について大きく2つの質問をいただきました。

まず、上水道についてのアンケート調査の目的と上水道計画の今後についてであります、1点目に、アンケート結果についての御質問をいただきました。上水道整備にかかわる市民へのアンケート調査につきましては、昨年12月より、議会と執行部による4回の勉強会を開催し、多くの議論を重ね、議会の御理解と御了解を得た上で実施をいたしたところであります。

現在アンケートの集約中ではありますが、アンケート結果からは、上水道加入について市民の皆さんの考え方はもちろんのこと、現在使っている飲用水の種類、水質の実態、水量、市民の皆様が期待する水道への重要性など、上水道に何を求めるかなどに加え、上水道整備に関するさまざまな貴重な意見が見えてきております。今後、全てのアンケートの成果をデータ化し、上水道事業の推進に当たり、活用を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、アンケート結果の公表時期や方法についての御質問ありますが、現在、先ほど述べましたように、市民の皆様から送付されたアンケート調査票の集計作業を進めているところであります。全世帯へ配布を行い、8月現在5,300世帯、回収率では49%の調査票を回収しております。今月末ごろには集計を終える予定で、現在、職員の手作業によりデータの入力及び集計作業を行っており、一定の整理が終わり次第、議員の皆様へ説明申し上げた後、市民の皆様へも広報うきはやホームページで公表してまいりたいと考えております。

次に、うきは市地下水の保全に関する条例について2つの御質問です。

1点目が、周知及び採取届け出の実績状況についての御質問であります、議員の皆様も御承知のとおり、地下水の保全を図るため、うきは市地下水保全に関する条例を新たに制定し、平成27年1月1日より施行となりました。周知に関しましては、新たに事業用地下水採取施設を設置するときは届け出が必要であることを、広報うきはや、うきは市ホームページに掲載し、ホームページから簡単に地下水採取届出書などの必要書類が入手できるようにしております。なお、現在までの採取届け出受理件数は2件であります。

2点目の、水質検査への補助制度についての御質問であります、現在、水質検査を受け付けている最寄りの公的機関は、甘木にあります福岡県北筑後保健福祉環境事務所であります。残念ながら市内に水質検査機関がないため、市が窓口となってあっせんを行い、市民の方が簡単に水質検査を受けることができる機会を提供しているところであります。基本検査料金も、うきは市が5,400円のところを、県の機関では6,900円、うきは市と同様にあっせんを行っている近隣の市の例では9,000円ですので、うきは市はかなり金額を抑えることができしております。

今申し上げましたように、公的な水質検査機関や他の近隣市町村に比べ、検査手数料の大幅な軽減も図っておりますので、補助制度は設けていないものの、検査を利用される方々の利便性は確保できているものと考えているところであります。また、水質検査の結果についてデータベース化し、地下水の水質にかかわる検証にも役立てているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 時間がないので、2点目の（2）のところだけ確認しておきます。

今、地下水の検査の重要性について、うきは市は広報を余りしていないと思います。ほかの市町村では、こういうような検査を受けたほうがいいですよと、最低年1回はやったほうがいいですよということがあります。

福岡県の篠栗町では公費補助を行っています。インターネットで見られると思いますけど、14項目で5,500円を3,500円、17項目で1万3,000円を6,000円、2,000円と7,000円の補助をしています。それから、3週間程度で検査員が自宅に伺って採水をして検査を行うと。サービスのレベルは別として、年5回案内されてます。隣の日田市も1件当たり2,050円と、詳細はわかってないんですけど、ちょっと聞いてみないとわからないですけど、やられております。

そういう意味では、公水と認識すれば、そこで暮らす住民に対して積極的に地下水について安全性を確認していくように行政が積極的にかかわることが重要と考えます。ぜひ、水質検査でうきは市の地下水の状況を市みずからが把握する姿勢を示す。28年度から早速、篠栗並みに市民への検査広報活動と相談窓口設置、補助も含めてですね、公水として認定したとすれば、改めてそれを求めたいと思います。市長の考えを伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはは水と緑の町で、特に水に関しては、この地下水は大きなうきはの地域資源だと十二分に認識をしております。そういう中で、水質をしっかりと測定しながら、どうこの地下水を守っていくかというのが重要なことだろうと、このように思っております。

今の議員の御指摘は、それぞれ家庭内の地下水検査でございますが、それ以外でも今後、公的な場所において、同じ場所で定期的に我々が事業主体となって、我々の意思で定期的に水質検査をする必要性もあると、このように認識しておりますので、しっかり行政としての対応もやっていきたいと思っております。

また、各市民の皆さんの個々の井戸の検査について、私どもとしても広報うきはで何度も広報させていただいて、呼びかけはさせていただいているところでありますが、今、篠栗町の例等々で、もっともっと広報に、あるいは制度にしっかり対応している事例も御紹介をいただきましたので、そういう事例もしっかり我々また調査をしながら、踏まえながら対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） これから改めて公水としての、うきは市の財産をどう生かしているか。ルネッサンス戦略にも一部、活用について書かれております。かなり難しいところもある

かと思えますけども、そういう意味では新しいブランドとしても、うきは市のものになるのではないかというふうに思います。

それで、1点だけ、ちょっと前後して申しわけないんですけども、最初の住民アンケートについてですけども、1点、市民の方から寄せられて、本人の意思で提供いただいた文書があります。今回のアンケート、既に事業を走り出させてのアンケートは専横である。専横——横暴という意味ですね。事業に入る前に行くべきだと。ぜひ必要、あれば便利、不必要から選択すれば不必要である。次の世代に借金を残すような事業は直ちにやめるべきだ。自前の水と緑がある住みやすい町のはずだという要望が出されておりました。

その意味でも、アンケートの報告については、生のデータ——いわゆる統計データとして見ていくんじゃなくて、生のデータとしてもちゃんとお示しいただきたいなというふうに思っております。それは要望としてお願いをしたいと。そういう住民の声がありますよということをお伝え申し上げて、私のほうからの質問を終わります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開を11時15分より再開します。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、一般質問を再開します。

次に、8番、藤田光彦議員の発言を許します。8番、藤田光彦議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田です。先日、夏休みの終わりごろですかね、先ほどもちょっと市長がおっしゃってましたけど、こども議会を傍聴いたしました。初めて傍聴席から聞いたわけですが、小学生が地方創生についての質問とか提案をして、市長の答弁もお聞きしました。子供たちも素直に、うきは市の発展とか活性化を望んでいることに感心しました。特に今、若者の地方議会離れが深刻な中で、選挙年齢も今度、参議院から下がるという状況の中で、小学生にそういう教育の場を与えていただいたということは大きい意義があるかなということで、私としても、一議員としても、重複する、いろんな複雑な心境でございました。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い4項目の一般質問をいたします。

1項目めに、ブラック自治体全国調査について、2項目めに、新火葬場うきは市浄光苑の運営状況について、3項目めに、空き家バンクの対応状況について、4項目めに、通学路の安全対策についてです。

まず、1項目めのブラック自治体全国調査についてでございます。

民間企業だけでなく、非正規公務員を酷使するブラック自治体を見きわめようと、初めての大規模な全国調査に乗り出したとのこと。残業代不払いや不当な雇いどめを行ったり、社会保険などの事業主負担が生じないように短期の雇用契約更新を繰り返したりする悪質な自治体の全国調査でございます。

そこで、1点目に、総務省が昨年7月に公務員の環境改善を求めまして自治体に通知したことを受けまして、NPO法人官製ワーキングプア研究会がその後の状況を把握しようと、ことし8月中に各自治体に質問状を送付したとの情報がありますが、届いているのでしょうか。

2点目に、調査対象は全都道府県全市町村だが、特に東京、大阪に加え、地方代表として福岡県を重点地域に位置づけ、50項目の質問でマル・バツ式回答と聞いておりますが、質問状が届いているかどうかわかりませんが、確認、対応されているのか。

3点目に、正職員と非正規公務員との給与格差とか時間外勤務を含む処遇についての現状と見解を市長にお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ブラック自治体全国調査について大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、NPO法人が調査を行うと報道されたことについての御質問でございますが、このことにつきましては、8月3日の西日本新聞等の報道によると、NPO法人官製ワーキングプア研究会が8月、50項目の質問票を全都道府県、政令市のほか、福岡、東京、大阪の3都府県の全市区町村計274自治体に送付し、11月中をめどに調査結果を公表するとの報道がなされたことは承知をしておりますが、うきは市におきましては、現時点で調査票は送付されておられません。

2つ目の御質問が、調査の実施内容についての御質問であります。NPO法人官製ワーキングプア研究会のホームページに、自治体臨時・非常勤職員等のワークルールに関する自治体調査実施中の掲載がされておりますが、それによりますと、今回のアンケート送付先は、都道府県、政令市、中核市、県都123自治体、その他東京都及び大阪府内全自治体108自治体とされ、先ほどの回答とも重なりますが、本市には調査票は送付されていない状況であります。

当NPO法人のホームページには、50項目の質問項目と同じ内容がチェックポイントとして掲載されており、設問に対する解説も加えられているようであります。現時点では、設問等の詳細な内容の把握、分析は行っておりませんが、11月には調査結果が公表される予定でありますので、それまでに本市の状況を確認し、調査結果との比較を行いたいと考えております。その結

果、改めるべきところがあれば適正に対処してまいりたいと、このように思っているところであり
ます。

3番目に、正職員と非正規職員の処遇についての御質問であります。非正規職員の給与につ
いては、勤務内容や近隣との均衡等を考慮して決定しているところでございますが、任務の違い
もあり、正規職員との給与等の処遇についての違いはあるところでもあります。また、嘱託職員や
臨時職員などの非正規職員につきましては、できる限り時間外勤務がないように配慮している
ところではありますが、やむを得ず時間外に勤務した場合は、当然であります。ルールに従い、時
間外手当の支給を行っているところでもあります。総務省通知はもちろん、今回の調査結果や近隣
都市の動向等も踏まえて、改めて点検を行い、非正規職員の処遇について今後とも適切に対処し
てまいる所存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 届いてないということですから、1問目と2点目に関しては答え
ようがないと思いますけれども、今、市長がお話しありましたように、50項目の質疑内容は
大体把握されてると思いますから、先ほど言われたように、全国開示されるまでの間に当うきは市
としては——ブラック自治体とは申しませんが、それに対してどういうふうな状況か
というのを把握してたほうがよろしいのかなということで、一応、1点、2点目に関してはそれで
終わりたいと思います。

3点目の非正規職員と正職員の問題ですけれども、27年4月——ことしの4月1日時点で、
正職員が241名、非正規職員が218名、合計459名と先にお聞きしておりますが、長期に
休暇——休職というんですか、欠勤というんですか、をしてある正職員が数名おられると聞い
ております。その事由は個人、千差万別だと思いますし、個人情報で発表できないのは
わかりますが、職場環境に起因があるとしたら——欠勤とかがですね、あれば、そのカウンセ
リングの対応をどうやっているのかと。それと、その補充ですね。欠員正職員の補充に、OB
職員を多分しているんじゃないかと思うんですけれども、その辺の処遇はどう考えてあるかをち
よっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、職員の中で長期休暇をとってる者がいます。原因につ
いては、それぞれプライバシーの問題もありますので、ここでちょっと言及することは控えさせ
ていただきます。予期しない長期休暇ということになりましたので、やはり我々としては、その
ことによって業務に支障が出てはまずいもので、当分の間、臨時的な、あるいは嘱託的な形で採
用をさせていただいておりますが、その者に対する処遇については、一般的な臨時職員あるいは
嘱託職員の例に倣って対応させていただいているところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 仕事と生活の調和を図るなど、雇用環境を改善して健全な正規職員を維持するというのが一番欠かせないと思うんですけども、退職者の補充をOB職員に頼っている現状であれば、その処遇というか、能力を発揮している非正規職員もおるわけですね——短期ですけど。その人たちとの格差ですね。だから、OB職員の待遇と、非職員で能力があると認める——これは非常に難しい評価の問題がありますけど、その辺との差があるんじゃないかなと推測できるから、その辺のところは勘案してやっておられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに臨時職員であったり嘱託職員については、基本的に補助業務ということで採用をさせていただいておりまして、その職務内容がそういうことでありますので、どうしても処遇のあり方についても、そういう正職員との差というのがございます。ただ、嘱託職員については、ちょっと臨時職員と違ってまして、それなりの専門的な知識を有して者について採用させていただいておりますので、また、臨時職員と嘱託職員の差というのもございます。

今の御指摘については、本当に急に職員に休みが入って穴があいたわけでありまして、市民の皆さんの行政サービスに支障を来してはいけないということで、とりわけ行政に精通してる職員をとということで今、来ていただいているわけでありまして、その人の能力は非常に高いものがあるけれども、しかし、今やっている業務内容と照らすと、そこにまたギャップもあるわけでありまして。やっぱり処遇の世界は、その人の持つてる能力というよりも、今やってる職務内容について対応するのが基本だと、このように思っておりますので、そういう視点で今、手当をさせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） その辺は十分配慮して見きわめてやっていただきたいと思います。非職員——嘱託で専門的な知識を持つてる人の雇用を、このときにやっぱり士気が高ぶらない、その人のやる気がなくなるようなことがあっては困るものですから、それはあくまでも賃金で動く動かんじゃないかと思いますが、その辺、十分配慮していただきたいと思っております。

ちょっとあれですけど、限定正社員制度というのはお聞きになったことありますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 承知しております。一般的に民間では総合職と一般職と分かれた中で、どちらかという中間的な位置づけで、そういう職種が今、新聞等で議論されているということは承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 承知してあるということですがけれども、近年、経済低迷が非常に多い中で、パートとかアルバイトとか契約社員とかというのが結局、非雇用職員として雇用されて働く人がふえているわけですね、社会的に。不安定な待遇社会を問題視しているわけです。

それで、その現状打開策として、雇用契約期間を定めないとか、それから職種、労働時間、勤務地を限定するとか、それとか社会保険制度に加入するとか、それから非正規職員より賃金を高水準にするとか、いろんなそういう決め事をしている制度なんですね。

今、導入している民間企業は非常にふえてきているんですが、この限定正社員制度の公務員への導入というのはハードルが高いかもしれませんけど、検討の余地があるのかなという気がしますが、いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 現在、相対的に雇用水準も上がってきておりますけれども、片や一方、非正規労働者がもう4割に近づくぐらいウエートを占めてきて、そこが原因として、なかなか日本の経済が思うように向上しないという御指摘があることは十二分に承知しているし、片や少子化対策の中で一番やはり懸念されるのは、もちろん仕事と生活の調和というか、いわゆるワーク・ライフ・バランス、その調和の困難性というのも片やありますし、もう一つは、特に若い世代の経済的不安定要素がいつも取り上げられます。この経済的不安定要素の大きな原因は、やっぱり雇用の形態が非正規労働、そして低賃金にあるという実態があるのではないかと、このように思います。

そういうことで、いろんな面で今、労働法制のあり方が検討されておりますし、先般も三園議員から御指摘があったように、平成26年7月4日に総務省のほうからも通達が出ているところでありますので、しっかり今回のいろんなNPOのアンケートの動向も踏まえながら、全体的にどうあるべきか、処遇についてどうあるべきかしっかり考えていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） いずれにしても、非正規公務員の待遇改善が進まなければ行政サービス低下を招きかねないと思うんですね。そういうことで、もし労働環境が不十分なところがあれば見直し、改善をしていただいて今後やっていただければと思います。ということで、1項目めを終わらせていただきたいと思います。

次に、2項目めでございますが、新火葬場うきは市浄光苑の運営状況について質問をいたします。

うきは市単独でこのたび集約されまして、自然に恵まれた環境を生かした、厳粛で見送る人の心情に配慮した施設、うきは市浄光苑が3月に完成をいたしました。

旧約聖書にある話ですけど、神が人間のおごりを戒めるために大洪水を起こしたんですね。その大洪水から逃れるために、箱舟からノアがハトを放ったというお話ですね。ハトはオリーブの小枝をくわえて戻ってきて水が引いたという神話があるわけですね。いうことで、これからオリーブは平和の象徴となって、たばこのピースの外箱のデザインになったと思います。

そういうことで、今回オリーブの木が浄光苑の中庭に植えてあるということを遺族の方からお聞きし、その配慮にオリーブ部会委員として、部員として非常に喜ばしく私も思っていることをございます。

そして、利用の状況でございますけど、4月から8月までの5カ月で189遺体、市内が174、市外の方が15の利用をされたとお聞きしております。大体月に38名ですか、友引が月に4日ぐらいあるから、もう少し日割りにするとちょっと多いという、1人より多いということで、例年と変わらないような悲しい出来事ができてるわけですけども。

そこで、1点目に、新しい施設として、ことし4月から利用開始に伴いまして、使用料等の見直しがあったと思います。施設全体として、利用された市民の評価はどうお聞きしているか、市長の見解を、所見をお聞きしたいと思います。

2点目に、市内、市外の利用の区分が今、行われているわけですけども、それは適切と思われるかどうかを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新火葬場うきは浄光苑の運営状況について2つの御質問をいただきました。

1点目が、施設に対する評価についての御質問であります。利用者及び他市町の視察者からは、自然豊かな環境に相まって、外装、内装とも火葬場とは感じないほど、うきはらしい厳かな旅立ちの雰囲気醸し出しているとの感想をいただいております。また、従業員については、教育が行き届いており、参列者の案内から火葬場業務に関して懇切丁寧な対応ができていますので、全体的に高い評価をいただいているのではないかと、このように捉えているところであります。

2つ目が、市内、市外の使用料についての御質問であります。新しい火葬場の使用料につきましては、市内が1万円、市外が7万円となっております。これは、新しい火葬場が旧浄光苑のコストの約2倍であることから、市内、市外ともに旧使用料の2倍に設定をさせていただきました。この際、近隣市町村の使用料についても参考にして使用料を設定しておりますが、極端に高い、あるいは低い状況ではありませんので、適切な水準ではないかと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 私は幸いにも、うきは市浄光苑をまだ8月まで利用者として、遺族として使ってませんからいいんですが、遺族の方からお聞きしたところによると、評価は非常にいいということをお聞きしてまして、ほっとしているところでもあるし、でも、また行きたいというようなことは言ってません。というようなことで、施設としても非常に利用のことがなかなか難しい、余り触れたくないところがございますけれども。

そういうことで、今、利用料金の話ですが、うきは市が、市内が1万円、市外が7万円というのはもう決定したことで、今まで履行されているわけですけど、久留米市の場合が、やっぱり12歳以上で市内は2,000円、市外が4万円ですね。朝倉市の場合は、10歳以上で1万円、市外で6万円ということになっているような状況です。

そこで、市内、市外の定義をお聞きしたいんですね。例えば市の財政上、余り望ましいことじゃないかもしれませんが、世帯主が課税者で本人が非課税者の人が、住所特例や世帯分離などを考えまして市外の病院ですね、うきは市以外の病院もしくは福祉施設とか、そういうところに住民票を移してるんですね。この方をどう扱っているのか。市内なのか市外なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そのことに関しましては、うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の第5条第1項の規定に基づきまして、市内の方が市外の施設または病院へ入所または入院されたときに住所変更を行ってる場合でも、市外の施設または病院でお亡くなりになったときは、施設または病院より入所または入院証明書を添付して届け出を受けた際には、市内料金1万円で対応させていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） そういう面では、うきは市はよく配慮されているのかなということもありますが、ちょっとそれが1つの問題になっているところもあるんです。

というのは、久留米市の市内扱いは、市内に住民票がないとだめなんですね、市内。市外の施設に入った人はだめです。そして、死亡した人の直前ですね、直前が久留米市におれば、それから死亡地が久留米市の場合は利用していいよと。ただし、市外料金だよということになってるんですね。だから、優遇というか、ほかの施設に入ってる方はだめですね、ということに久留米市はなってます。

朝倉の場合は市内に住民票があること、やっぱり原則です。ただし、例外として市外の病院、施設に住民票が移されていても、直前の住民票が朝倉にあった場合はいいよと、市内料金だよと。ただし、喪主ですね、喪主が朝倉市民でないといけないということで規制をかけているんですね。だから、その辺がちょっとどうかなということがあるんですね。

これは、何を僕は言おうとしているかということ、施設に住所を移します。病院に移します。そしたら、施設側も郵便配達云々とか、いわゆる預貯金の管理とか、いろんなデータを自分のもとに住んでいるところへ送るよりは、身近におるから、そこにお渡しすればいいという施設側のメリットもあるかもしれませんが、いわゆる所得分離があるわけですね。入居、入所、よそのところに住所を変えることで所得分離になるんですね。先ほど申し上げましたように、所得者から外れる、課税者から外れて課税が少なくなるということで、みんな、そういう情報を聞いて住民票を移してるんですね。そして、市内扱いは、火葬はしてるかもしれませんが、実情は市外者、要は住民じゃないんです。うきは住民の人口にリストされないんですね。

だから、その辺のところ、移すということになると介護保険料の問題があるんですね。介護保険料が、要は所得制限が16段階に、介護、ありますよね。ここで低所得と言ったら失礼ですけど、第1から第3でぐっと下がって、要は介護保険料のあれが45%ですか、いうことで、通常の最高2.2倍なんかと、こんな格差があるということでやっている方が多いということだから、久留米市の場合は、そういうことがないように、そういうことは勧めるべきでもないから、介護保険の絡みで市外の施設におる方は市外扱いで火葬料をやっているということで、それが歯どめになるかわかりませんが、そういうことをやっていると申し上げたかったから話したとこでございます。

その辺のところをどう思われるかですね。非常に絡みがあるから、そこまではまだ検討されていないかと思えますけど、いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 久留米市の場合は、高良内にとにかく集中させようという施策と、基本的に市外は受け入れないという基本方針を持つてるということは承知してたんですが、正直、非常に不勉強で恐縮なんですけど、そこまで細かい考えのもとで細かく整理をしているとまではちょっと認識不足でございましたので、久留米のみならず近隣市町村のあり方についても含めて、今後ちょっと私も考えていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 久留米市の話ばかりして申しわけないんですけど、今、市長がおっしゃったように、高良内のほうに、遠くなったということで田主丸の人が、今まで組合の利用をしてたんですけども、できなくなったということで、それに対して旧田主丸の住民の方が不満があるというような話も聞いたんですけど、実情は違うのがちょっと取得しましたから、これは情報として、ちょっとこの場でお話し申し上げたいと思えますけれども、久留米の場合、田主丸地域の人たちが高良内の火葬場に行くということで、遠くて時間もかかるということに対して期限つきで助成をしています。

これは、1つは霊柩車運賃の助成です。それで、田主丸で葬儀した場合、霊柩車に関して加算を3,880円と。それから、うきは市内で葬儀した場合は7,770円を、霊柩車が遠くなるからという加算する助成が1つはあります。それは5年間ですね。その後15年間は葬儀をうきは市でした場合だけ3,890円と。だから、市外でした場合は、もういいよ、加算ないですよというようなことで小まめに分けてあるみたいですよ。

それから、2つ目に、火葬料の助成をしております。田主丸には葬儀場がJ Aアルカス1個しかないんですね。ということで、重なった場合、そこがあいてないと。葬儀場があいてないから——うきは市は5つか6つぐらいありますから、うきは市の葬儀場を使う場合ですね、そして、なおかつ、うきは市浄光苑で火葬すると——こっちでするから火葬場が近くなるから、する場合は、うきは市の利用料金7万円のうち6万円を、要は負担を1万円がいいと。6万円を久留米市が負担しましょうという助成をしております。これは20年間ということで、だから、田主丸の人が遠いから云々ということに対する、ちゃんと助成を細かく久留米市では考えてあると。これは条文にありますけど。だから、かなりきめ細かい市民サービスを久留米市の場合やっているなということで感心させられたのをちょっと申し上げたいと思いますけど、質問じゃございませんが。

それで、ちょっと質問ですけど、以前は、朝倉の志波にあります香華園、山の上ですけど。あそこ利用協定を結んでたんですね、うきは市は。アクシデントとか、もろもろあったときには、お互いに市内料金で利用しようやということで利用協定を結んでたはずなんですね。ところが、現在、新しい施設にうきはがなったときに、4月からの利用契約は結んでるという話ですけど、その利用協定の内容ですね、何か、要はこっちの火葬場に問題があったときの利用なのかという、その辺のところを把握されてますかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど久留米市の霊柩車運賃助成であったり火葬料の助成については、十二分に私も承知をしているところであります。もともと田主丸と吉井町の一部事務組合でできてた霊峰苑を廃止して新たな浄光苑に統一するときに、やはり田主丸の方がどうなのかというのは大きな課題でありました。ここが非常にハードルが低くなってしまうと、やっぱり設置者の負担というか、やっぱりそこも崩れてきますので、久留米のほうも随分そのところについては考えてくれて、例えば火葬料助成の1万円については、高良内に行けば2,000円で済むわけですよ。本来ですと全額、うち、7万円いただくことになりますから6万8,000円助成するという話もあったんですが、そうしますと、どんどんこちらに流れてくるような格好になって、微妙なバランスをとって、1万円負担いただきましょうと。これも大きな抑止効果であるし、また、激変緩和措置もついておりますが、霊柩車運賃助成についても、やはり田主丸の方から見れば高良内は遠いと。こちらのほうが近いというところに対する助成メリットもつけて、相対的

に大きな抑止効果になって、想像以上に田主丸の皆さんから新しいうきは浄光苑に来ている例というのは少ないのではないかと、このように承知をしているところであります。

一方、現時点はもう、議員御指摘のように、お隣の朝倉の杷木のほうからもお見えいただけますが、これは利用協定を結ばせていただいているんですが、その詳細については担当課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 火葬場の相互応援協力に関する協定書というのを、以前は朝倉市、久留米環境施設一部組合、それから、うきは市、3者で協定を結んでおりました。今回うきは市のほうが新しい火葬場、それから霊峰苑のほうが廃止ですので、新しく、うきは市としましては朝倉市と協定を結んでおります。なお、利用に対しては、あくまでも火葬場の利用は何らかの事故等で使えなくなった場合のみでございます。利用者が多いからということでの協定は、以前もそうでしたけど、今回についても、あくまでも火葬が不能状態になったときの応援協力でございます。それから、料金についても、お互い市内料金で使えるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 朝倉市の話で今、課長がお話ししたけど、朝倉市の話では、利用協定の条件が、災害があったときにだけ利用してよかよと。いいですよと。炉のトラブルでは関係ありませんということをはっきり申し上げているんですね。ということは、もし万が一、まだ新しいからトラブルはすぐにはないかもしれませんが、3炉ありますからね、だけど、万が一、電気トラブルとか何かあったときに利用できなくなった場合のときの利用する代替の火葬場は今のところないんですね。朝倉はだめだと言ってる。災害だったらいいと。災害じゃないですよ、トラブルは。だから、その辺のところをいま一度検討されて、災害時だけじゃなくて、炉のトラブル、何らかのトラブルがあったときにも利用できるような協定を、今後、検討するのがよろしいんじゃないかなと思いますが、いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 先ほど事故等というふうに申し上げましたが、火葬場——正式には、火葬場施設の災害等による使用不能状態を指すものというふうに応援協力はお互いにそういうことになってます。うきは市の新しい火葬場につきましては一応3炉ございますので、3炉とも使えなくなるということは、ほとんどそういうことは考えられないというふうに、あくまでも災害等を対象としてしているところでございます。今、議員の御指摘もございましたので、

朝倉市とも今後どういった状況が想定されるかというところで、もう少し朝倉市と話していきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今、予測されないと言われたけど、今、予測されなくて、えっという事件が非常に世界に多いんですね。考えられない、予測してない、想定外とかいうことで今言われてますから、やはり、その保障というか、それはぜひやっていただければと思いますから、今後、朝倉市とも協議されたいかがかなと思います。

次に、3項目めの、空き家バンクの対応についていきたいと思います。

総務省によりますと、空き家はふえ続けております、全国的に。全国で820万戸とかも言われるし、九州でも88万戸と、多くの自治体で空き家バンクを設けて、中古住宅として仲介したり、入居者を探して対策を打ってます。5月に施行された空き家対策特別措置法を受けてのこともあると思うんですが、先日、8月の全員協議会で、空き家等対策の推進に関する特別措置法についての説明を住環境建設課から詳細に受けましたから、内容については理解しておりますから、その件の質問ではございません。

そこで、市外からの移住希望者ですね、これは先ほどの5番議員の質問と一部重複するかもしれませんが、市外からの移住希望者、さらに就業できる場があれば定住するというような観点の中からお聞きしたいと思います。

1点目に、空き家の中で貸してもよいよという人と、その物件ですね、の把握は現在できているのでしょうか。

2点目に、移住希望者の実態がどうだろうか。ニーズですね。

3点目に、定住できるための就業できる企業の誘致の対応は、をお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま移住者への空き家バンクと定住者への雇用機会の対応について大きく3点、御質問をいただきました。

1点目が、空き家の物件の把握についての御質問であります。御承知のとおり、市では平成25年度より、空き家所有者と買い手・貸し手を結びつける空き家バンク制度という事業に取り組んでおります。この空き家バンク制度による売買、賃貸の契約件数は、本年8月末現在で7件となっております。また、現在、登録されている物件は5件あり、申請中の物件は6件あります。しかし、市内には、まだまだ数多くの空き家が存在しているのが実態であります。空き家は放置年数に比例して劣化が進むことから、住むことのできない状態になる前に手を打つ必要があります。今後も引き続き、防災無線や広報、ホームページで制度のPRを行ってまいります。

空き家バンク制度とあわせて、姫治地区の未来を考える会の「新川・田籠ラボ」における空き

家対策チームの活動支援や市内の自治協議会との間でも空き家情報収集等の連携を図っていきたいと考えております。

また、本年5月26日に空き家対策特別措置法が全面施行されましたが、市ではこれを受け、空き家対策協議会を設置し、空き家の実態調査を進めるとともに、まだ住める物件については、所有者に空き家バンクへの登録を働きかけ、移住・定住の促進に結びつけたいと考えております。

2つ目の御質問に、移住希望者の実態についての御質問がありました。

移住・定住者の相談件数は平成26年中9件でありましたが、昨年7月より、地域おこし協力隊による空き家対策に積極的に取り組みを進めたところ、平成27年1月から、現在までに約30件の相談が来ております。そのうち約半数が市外からの相談者となっております。

移住希望者の相談内容は、住宅情報のほか、就農、創業、就職の相談等さまざまではありますが、各部署間で連携し、情報の提供を行っているところであります。移住・定住者側の問題点としては、仕事面、子育て・教育面、集落の出ごとや行事、あるいはルール、改修費用、さらには、田舎なら安くいい物件があるという誤った認識、実際に相談に来たらイメージと違ってたなど、そういうもろもろが課題として見受けられるところであります。

3点目に、定住のための雇用機会の創出についての御質問であります。働く場がないと定住するのが難しいということは認識をしているところであります。その対策として、市としては企業誘致による雇用の場の確保や創業支援などの取り組みを進めております。企業誘致につきましては、進出企業に対しまして産業立地交付金の措置がありますが、市内居住者を新規に雇用すれば1人当たり30万円を交付するという雇用促進奨励金があります。これは、市内に移住・定住してきた人や地元から人が流出しないように誘致企業が従業員を雇用しやすくする環境の整備を図ることを目的にしたものであります。

また、うきは市ルネッサンス戦略の一環として、うきはブランド推進課商工振興係のほうで創業支援の窓口開設を行うようにしており、現在、内装の工事に取りかかっているところであります。さらに、企業立地係ではハローワーク経験者等の人材を雇用し、うきは市での就職相談窓口創設等について検討を行っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） プロジェクトチームをおつくりになって、各関連の各課、係と連携をとって対策することで、縦割りでないチーム結成をやられたということは喜ばしいことと思っております。

しかしながら、ややもすると報告・命令系統が不明確になる可能性がありますね。そして、その責任の所在がはっきりしなくなってくるということで、思うようにチーム力を発揮できないケースが多く、結構プロジェクトチームの場合はありますから、その辺のところは十分御承知だ

と思いますが、それを考えながら、移住者が理想と違った地域の慣習とか風習とかになじめなくて都会に戻る人も結構多いということですから、なかなか定住が課題になるかと思いますが、担当の地域おこし協力隊も配置されていますから、しっかりした施策をやっていただきたいと思っております。

先日、まちづくり総合誌に「季刊地域」という、こういう本があるんですけど、こんな本です、季刊誌で出てるんですけど、「空き家徹底活用ガイド」という、この本がありましたから、先日、協力隊の担当者にも見せて、勉強になって参考になったらどうだということで開示しておりますから、彼らのアイデアをぜひ引き出して、具体策をもって対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員からは地域おこし協力隊の職員にいろんな情報提供とか、いろんなアドバイスをいただいていますことを本当に感謝しております。厚くお礼を申し上げたいと思います。そういうお声かけの中で、地域おこし協力隊の担当職員もモチベーションがかなり上がっているのではないかなと、このように思います。

そこで、議員御指摘のように、いろんなケースで指摘されているんですが、プロジェクトチームのやはり課題として、指揮命令系統のあり方とか責任の所在が非常に曖昧となるという御指摘、いろんなケースで御指摘をいただいております。本来ですと、ふんだんな職員数がいれば、それぞれ一本化した組織をつくって対応すれば、そういう課題はクリアできるのかもしれませんが、限られた職員、人員の中でどう行政ニーズに対応するかという中で、横軸を入れながら連携をし、プロジェクトチームを幾つもつくって取り組んでおります。御指摘のあった指揮命令であったり、責任の所在については、しっかりそれが発言できるようなチームにするように私自身心がけて対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ちょっと参考なんですけど、先日、鹿屋での「やねだん」に視察行ったんですけども、それから大分の国東ですか、それから竹田市においては、移住の勧めに芸術家と工芸家を誘致してるんですね。そういう方たちは、いわゆる潜在施設の整備に力を注いで、廃校舎ですね、廃校舎などの市の遊休の施設を創作活動や生活の場にして、アートの発信地として都市部との交流拡大につなげることを目標にしてやってあると。もう効果を上げているんですね。

それから、空き家を住宅撤去とも異なる——じゃなくてですね、雇用を生む起業の場ということでやって、地域拠点として活用すれば大変有効だと思うんですね。東京の世田谷でも、地域の貢献の場として、空き家を団体に貸して、そこでデイサービスをやって活性化しているとい

うような、世田谷でも出てます。また、八女は白壁の空き家がありますよね。そこに地域の人たちと取り組んで、白壁の町並みに45軒ほどの喫茶店やらギャラリーを市外の方、市内の方を含めてやって空き家対策をしてるといふようなことも聞いてますから、ひとつ参考にされたらいかがかなと思います。

それと、次に、働く場所がふえないで転出するというのが現状で、人口減につながっているのかなということなんですけれども、人口減と空き家増の大きな原因ならば、定住促進を打ち出す施策を考えないかということですが、それで、3点目の企業誘致のほうにつながっていったんですけれども、現在、鷹取工業団地が以前予定されたところが、農地法の問題でちょっと非常に厳しいと。現状では厳しいということの中で、久留米市の吉本工業団地に、ダイハツが増設したと。その横も今後どうしようかという話になってます。それと、横に富永工業団地が既存であります。そういうのを絡めて、久留米市とぜひ連携をとって、企業誘致したくても三春工業団地の東側しかあいてないと。土地がないよと。あそこは、いろいろ規制があるから、どこの企業でも持ってこられないということで、せっかく問い合わせがあるって、先ほどの市長の回答でもありましたけど、せっかく問い合わせがある企業に断らざるを得ないということは非常に惜しい話でございますから、工業団地なり、何か誘致する場所、敷地を確保しなくちゃどうもならんのかなということ、あそこの鷹取工業団地はほ場整備事業もやってませんから、何かそういうところで今後もう一回切り込んで打開していただければどうかなと。

それと、JR久大線の浮羽究真館高校前駅の設置とも絡みがあって、これも期成会がなかなか乗降の客数、それから将来の経営的なもの、ことで期成会の結成がなかなか難しい、厳しい状況になってるもんですから、それも久留米市との絡みがあるから、何とか、久留米市とやっておられるかもしれませんが、もっと、さらに推進をお願いしたいんですけど、いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、1点目が、他の自治体の例で、芸術工芸にたけた人を積極的に誘致しているという御指摘がありました。

御指摘のように、地域づくりは人づくりと、こう言われるほど、やっぱり人材が全てではないかと思えます。そういう面でいきますと、多様な能力を有してる人材をこのうきはの地に結集できれば、うきはがまた、ますます大きく変わっていくのではないかと、このように思っておりますので、そういう御指摘も踏まえて、しっかりした定住施策を進めてまいりたいと、このように思っています。

2つ目が、具体的に鷹取工業団地の例をとりながら、久留米との連携の御指摘がありました。そういう点を踏まえまして、今、御提案申し上げます、うきは市ルネッサンス戦略の中には、そういう地方創生総合戦略、掲上させていただいております。大きな柱は、やはり単独だけでや

るだけではなく、他の自治体との広域連携も大きなキーワードでありますので、今、議員の御指摘の件については、そういう視点も踏まえながら、また、その計画に掲上させていただいておりますので、ぜひ、御承認をいただいた後は、そういう計画に基づいて、しっかり対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） それでは、よろしく。

4項目めにいきます、時間の都合で。

通学路の安全対策についてでございますが、子供たちは日本の宝、うきはの宝でございます。

そこで、1点目に、各小学校で指定されてる通学路の、交通を含めた安全対策の調査が、精査が十分されているのか。

2点目に、横断歩道、信号機などの設備は十分か。

3点目に、通学路の見直しは必要でないかを教育長にお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学路の安全対策についてであります。まず、1点目の、各小学校の通学路の安全対策についての御質問ですが、平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に、各小学校の通学路において関係機関と連携して通学路緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策についても協議し、これまで対策工事等を実施してきたところです。

また、通学路の安全対策に向けた取り組みを行うため、関係機関と連携体制を構築し、うきは市通学路交通安全プログラムの策定を行っているところです。プログラムの策定に向けた検討を行う中で、市内小学校から危険箇所を報告してもらい、学校教育課で集約し、うきは市教育委員会、うきは市住環境建設課、うきは警察署、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所、福岡県久留米県土整備事務所、市内全小学校の推進会議メンバーにより、小学校ごとに合同点検を実施しました。また、先月8月4日には、うきは市通学路安全推進会議を開催し、情報共有を行い、対策案等の協議を行いました。

2点目の、横断歩道、信号機などの設備についての御質問ですが、うきは市通学路安全推進会議の中で各小学校から危険箇所の報告がなされ、検討を行いました。例えば登校時間帯の交通量が多く、通学路だが横断歩道がない、また、路側帯が明確でないため、児童の登校に危険であるなど、各小学校から約40カ所の対策案が出されました。この中で、うきは警察署と協議が整った市道豊後道線——にじ農協選果場南側道路の横断歩道につきましては、時期は未定ですが、横断歩道が設置される予定です。また、県道における信号機設置の要望が1カ所出ていますので、これについても適時対応をしていきたいと考えております。

3点目の、通学路の見直しについての御質問ですが、通学路の見直しについては、学校によって違いはありますが、毎年、地元で通学路の検討を行い、その結果、通学路が変わったときには、PTAの地域員を通じて学校に知らせることとしております。また、工事や不審者にかかわる情報が寄せられた場合には、臨時的に通学路を変更して登下校を行う措置をとっています。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 路側帯で歩道のないところですね、その道路を、妹川地区で路側帯のところにカラーペイントしているところがあるんですね、県道で。それから、山辺県道でも草野とか吉木——草野ですか、あの辺も緑とか青とかできちっと色分けしているから非常にわかりやすいという、ああいうことも、今後、検討して行って、部分的にやっていただきたいと思えます。

それと、通学路の見直しは十分やられたということが、1つ、時間はありませんが、千年小学校の例を言いますと、清瀬の三角というところがありますね。上吉井のところですね。JRの踏切があるんですけど、あそこの三角から大村経由で行く通学路に関して、私道が通学路に指定されてるんですね。そこは川の横であって、手すりもありません。地権者も同意して、市に譲渡したいというけど、市の道路条件に合わないから市は要らないということで、そういうことで、いまだに通学路に私道になっているということがあります。特に、その近くに製材所があって、市道を我が物顔にフォークリフトが動いているという道路がありますから、この辺も考えられて、もう一度——通学路を見直されたかもしれませんけど、具体的にそういう不備のところ、私、知ってるところによると、ほかにもあります。ということで、後で申し上げて行ってよろしいですけど、具体的に策を練ってほしいと思えます。

いろんな施設、調査、施策、整備は当然、人と予算が必要と思えます。以前も申し上げましたが、武田信玄の弟の信繁ですね、武田家の家訓に、実行の伴わない言葉は一言といっても軽々しく口にすべきではないという戒めがあります。実行の伴わない言葉はだめだということですね。計画策定だけにかかわらず、ぜひ実践躬行、有言実行でお願いしたいと思えます。

これで私の質問は終わります。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、8番、藤田光彦議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分より再開します。

午後0時20分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、11番、櫛川正男議員の発言を許可します。11番、櫛川正男議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 11番、櫛川でございます。議長の許可を得ましたので、通告により質問をいたします。

初めに、高齢者ボランティアポイント制度についてでございます。

(1) 65歳以上の高齢者が介護福祉施設などで行事の補助、利用者の相談・話し相手、食事の片づけなどを行うことで、その時間にに応じてポイントを付与し、ポイントがたまると商品券などに交換できる制度であります。これは全国の市町村で多く取り入れてきておる事業でありますけれども、近隣の市町村では、みやま市が、ことしの10月から本格的にスタートをさせるようであります。

この目的は、高齢者の社会参加を促し、介護予防や生きがいづくりの増進などにあります。市長がいつも言われております健康寿命をいかに延ばすか、その一助になると思われませんが、市長の所信をお伺いいたします。

(2) 27年度、介護報酬の改定により、介護福祉施設等の運営が厳しくなっております。

ある施設長に現場の話を伺いました。一番心配していることは、介護報酬が引き下げられたことで施設の維持管理費や、いずれ訪れる施設の改修、建てかえのための積み立てができなくなることを心配しておりました。また、介護に直接携わる職員の給料は若干上がったものの、事務員さんや調理員さんなどは対象外だそうです。介護報酬が引き下げられたことで、人件費を抑制するために新たに人員を雇うことができないが、新たなサービスの充実を図っていかなくてはなりませんので、今、働いている職員に負担がかかっていることを嘆いております。これから介護者がふえてくる状況の中で、厳しい施設の運営と人員確保が難しい悪循環を断ち切るためには、介護ロボット、介護援助機器を取り入れて働く人の負担を軽減させなければなりません、介護ロボットなど癒し系は数万円からありますけれども、高いものでは数百万円いたします。

そこで、施設が介護ロボット、介護援助機器を購入するときに助成が受けられるようにしてはどうかと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。第1回目は終わりです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、高齢者ボランティアポイント制度について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、高齢者のボランティア活動に対するポイント制度の導入についての御提案でございますが、介護サービス施設等において、行事の補助、利用者の相談相手や配膳の片づけなどのボランティア活動に取り組む高齢者の方々については、今後、貴重な、かつ重要な支援の担

い手になってくるものとは認識をしているところであります。また、高齢者自身の社会活動参加を通じた介護予防の推進の観点からも重要な活動であると思っております。しかしながら、現状として、うきは市内におきましては、老人クラブなどによるボランティア活動は見られるものの、生活支援サービスを提供するという面では、まだまだ普及していないのが状況でございます。

なお、市においては、ポイント制度の担い手の1つとしてシルバー人材センターを想定しており、センターへの登録者が無償でボランティア活動を行った場合、ポイントを付与する事業をうきは市ルネッサンス戦略の「健康うきはプレミアムエイジプロジェクト」の一環として検討しているところでございます。

今後、御提案の制度を推進するに当たっては、まず、高齢者の行うボランティア活動として、どのようなサービスが適しているのか、また、介護施設等でボランティアに対するどのようなニーズがあるのかを把握することが必要でございます。そして、介護施設等で高齢者ボランティアと職員が連携して質の高いサービスを提供するための仕組みを構築することが求められます。ポイント制度を導入するためには、今、申し上げた仕組みをつくり上げることがまず重要で、その上でポイントの付与方法や還元方法、高齢者ボランティアの登録に係る管理体制のあり方などについて検討することが必要となります。

うきは市としましては、高齢化社会への対応という点から見ても、高齢者の方のボランティア活動の推進について、関係者の方々と十分な意見交換をしながら対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目が、介護ロボットを購入する際の補助制度についての御提案でありました。

介護ロボットにつきましては幾つかの種類があり、例えばベッドから車椅子へ、あるいはベッドからポータブルトイレへ乗り移る、いわゆる移乗介護、そして屋内や屋外における移動支援、排せつ支援、入浴支援などにおいて利用することで、高齢者の自立支援、介護の効率化や介護従事者の負担軽減などの効果が期待されるとして、国においては、その開発を推進しているところでございます。一方、介護ロボットに対する抵抗感や安全性への不安、さらには介護ロボットを現場で運用できる人材の不足といった課題があることも事実でございます。

このように、課題はあるものの、介護ロボットに対する利便性が高まっていることから、自治体独自の事業として、介護サービス施設等が介護ロボットを購入する際に購入費の一部を補助する制度を導入している事例があることも承知をしております。

こうした中、平成27年度からは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して行われる助成事業の1つとして介護ロボット導入支援事業が含まれており、20万円以上の機器を導入する施設に対して、1つの機器当たり10万円を上限とした補助が行われているところでございます。

このような状況の中、うきは市としましては、まず、先ほど申し上げました課題である介護ロボットに対する抵抗感や安全性への不安の解消、介護ロボットを現場で運用できる人材不足の確保に留意しながら、周辺地域における介護サービス施設等での介護ロボットの普及状況に対しても注視しつつ独自の補助制度のあり方について、今後、慎重に検討していくことが必要であると、このように認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） （1）の答弁の中で、ルネッサンス戦略の——後で審議されると思いますけれども、その中でシルバー人材センターのポイント制度、これもちょっと読ませていただきました。ただ、読ませていただきましたけれども、余りよくわからないんですね。ただ、会員さんが500、ポイント会員さんを1,000と書かれていますよね。どういったボランティアをすればポイントが付与されるのか、ちょっと具体的な概要でもいいですけれども、説明をしていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 実は、うきは市、この4月に高齢化率が30.7ということで3割台に突入しました。そして、細かく分析しますと、65歳以上のひとり暮らしの世帯が約15%、そして、御夫婦2人とも65歳以上で夫婦家族の世帯が12%、そして、そういう世帯を含めた市全体の65歳以上の方がおられる世帯数が60.1%ということで、本当に高齢化社会、待ったなしの対応が求められていると、このように思っております。やはり、一番重要なのは、再三申し上げてますように、全ての方が——お年寄りもお子さんも、女性も男性も、障害のある方も、全ての皆さんが社会参画できるような、そして生き生きと、延び延びと、幸せを感じられるような社会参画というんですか、することが非常に重要ではないかと、このように思っております、議員御提案のこのポイント制度も重要な施策であります。

そういう中におきまして、今、うきは市ルネッサンス戦略の中にそれを掲上させていただきました。シルバー人材センターということを具体的に上げて提案をさせていただいておりますが、まだまだ基本構想の段階でありますので、詳細な考えは、御審議をいただいて承認をいただきますならば、具体について詰めて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） わかりました。そのルネッサンス戦略でございますが、これから国等の交付金がいただけるのかどうか、ずっと詰めていかなければならないでしょうけれども、仮にシルバー人材センターのポイント制度が、国の交付金がつかなかった場合は、それでもこの事業はされるつもりなのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 現時点では、ぜひとも、うきは市ルネッサンス戦略を認めていただいて、それから後、国のほうに、内閣府のほうに提出をして、今、国のほうが議論して来年度からの新型交付金の中でしっかり確保して対応していきたいと、このように考えております。もし、それがだめであればという話でございますけれども、そのときはちょっと——今そういう考えの持ち合わせはないんですけども、その時点で総合的な視点で対応を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） ルネッサンス戦略を読ませていただいた限りでは、どうも目的がシルバー人材センターの会員をふやす、これがどうも目的じゃなかろうかという気もしております。そういうことで、これは本当に高齢者の、先ほど言うた社会参加と、それと生きがいきり、介護予防、これが主でございますので——目的がですね、ですから、今もう多くの自治体で、インターネットで調べれば要綱集とか、どういう制度かというのはもう、すぐわかりますので、そんなに難しい制度ではございませんので、社協に委託するようになるとは思いますが、その辺しっかり吟味して、ぜひ、高齢者の社会参加を目的としたボランティアポイント制度ですね、これを始めていただきたいと。ですから、シルバーでもいいんでしょうけれども、その辺が、目的がきちんと同じところを向いとかなと、なかなか厳しいものがあるのではないかと気がいたしますけれども、その辺の、この事業の目的ですね、そこのシルバー人材ポイント制度、これも1つにしていきたいというふうに思っておりますけれども、その辺、もう一度お伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） あくまでも最終目的は全ての市民というか、全ての高齢者をターゲットにするものが——全ての皆さんに社会参画をしていただくのが大きな最終目的であります。今回上げてますシルバー人材センターというのは、そういうポイント制度の取りかかりとして、初期の段階、こういう形から広めていって、そこで定着を見て、全ての市民に広げるような、そういう意味合いで今回のルネッサンス戦略についてはシルバー人材センターのほうからという対応を書かせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） （2）の介護ロボットでございます。

もう今、確かに、これは早くから介護ロボットが製造されておりますけれども、どんどん改良されて、今もう、簡単に装着するだけで自分の5キロの力で60キロを抱え上げると、そういうロボットもできております。これ、簡単にはめられます。背負うだけでですね。やっぱりベッドから起こす、抱える、これがやっぱり一番重労働で、どうしても腰に負担がかかるということで

なかなか——介護施設に高校のほうからいろんな職場体験とかを通じて、そして高校卒業時に介護施設等に就職する人が結構おられるんですよ。おられても、やはり余りにも現実の——夜勤もありますし、体に負担がかかる。いろんな——給料も若干上がりましたがけれども、安いと。そういうことから、3カ月以内でやめていく方が多いんですね。なかなか募集しても、すぐには集まらない。やっぱり入れかわりが激しいわけです。それに加え介護報酬が引き下げられましたので、本当に何人か雇用したいんだけど雇用できないと、こういう状況になっておりますので、ぜひ、こういった介護ロボットを購入しやすくして、ぜひ働く人の負担を軽減させていただきたいと思います。

20万円で10万円補助、これはどの施設でも受けられるんですかね。先ほど答弁された補助制度は。（「どちらの施設でもという」と呼ぶ者あり）うん。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 保健課長の増岡でございます。厚生労働省の老健局振興課のほうから事務連絡が出ておまして、27年度から、基金を用いて介護施設等における介護ロボットの導入について支援を行えるということの文書が出ております。それによりますと、施設について特に限定をされてるということはございません。

ただ、介護ロボットにつきましては、例えば販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあることとか、それから、経済産業省が行っているロボット介護機器開発・導入促進事業において採択された介護ロボットであると、そういった条件がつけられております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） そういったことは施設の方は御存じですかね。これは、その辺の周知徹底というのはされないんですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 介護ロボットのお話で、いわゆる介護施設で働く職員の皆さんの大変さというのは十二分に承知しておまして、今いろんな自治体の事例を取り寄せているところでありましてけれども、やはり介護施設で働かれる従業者の移乗の負担軽減というロボットであったり、あるいは自立歩行支援のロボットであったり、あるいは認知症ケアのメンタル系のロボットと、本当に多種多様のロボットが今、出回っているわけでありまして、こちらについてはしっかり各施設についても周知については図っているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 檜川 正男君） じゃあ、続きまして、2番の自転車のマナー向上についてお伺いをいたします。

（1）信号無視など危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習の受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行された。これを契機に自転車のマナー向上の取り組みをしてはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

（2）小学校で自転車教室を開いているところと開いていないところがあります。全小学校で自転車教室を開くべきではないかなというふうに思いますが、小学校で開かれないならば、中学校の入学時——中学校1年生ですね、入学時に自転車教室を開いてはどうかというふうに思いますが、教育長の答弁を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 自転車のマナー向上について大きく2つのお尋ねをいただきました。

1点目については私から、2点目については教育長から答弁をさせます。

まず、向上に向けた取り組みについての御提案でございますが、自転車は幼児から高齢者まで幅広い年齢層の市民の皆さんが利用されております。しかし、自転車に関連する事故の全交通事故に占める割合は増加傾向にあり、交通ルールやマナー違反もなかなか減らないのが現状であります。

自転車のマナー向上の取り組みは、幅広い年齢層の皆さんが利用することから大変重要と考えております。市が現在行っている取り組みにつきましては、うきは市立自動車学校で実施している親子自転車教室がございます。これは、小学生とその保護者の皆さんを対象に座学、そして自動車学校の教習コースを利用して、実際に自転車に乗りながら実技指導を行っております。今年度は一部の小学校での実施となっておりますが、今後は市内の全小学校を対象に親子自転車教室の開催を考えております。

なお、市内の浮羽中学校、吉井中学校及び浮羽究真館高校につきましては、それぞれの学校を訪問し、自転車運転の現状の課題と事故の責任などを先生方に説明し、生徒への指導をお願いしているところであります。

今年の6月1日に道路交通法が改正施行され、自転車に対する取り締まりや罰則が厳しくなりましたが、詳細な内容につきましては広報紙等により市民の皆様へ周知を図っていきたいと考えているところであります。今後も、うきは警察署や市内の小・中学校、事業所などとともに連携しながら、事故のない安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

2つ目の質問については、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の小・中学校の自転車教室についての御提案ですが、自転車教

室は、基本的には全ての小・中学校で実施をしています。ただし、妹川小学校については、現在、トンネル工事が行われており、大型ダンプ等の工事車両が通行していることから児童が自転車利用をしていないため、ことしについては自転車教室を行っていません。他の小学校では、うきは警察署から講師を招いて、自転車の乗り方、交通ルール等の講話を実施しています。また、自転車の点検や乗り方については、PTA活動として、それぞれの地域で実施をしています。

中学校の取り組みについてですが、まず、吉井中学校では1年生を対象にした自転車教室を実施しています。内容は、うきは警察署による交通ルール、自転車の乗り方等についての講話、また、学校の周りの道路も使用した実地訓練も行っています。浮羽中学校では同じく1年生を対象に、うきは警察署による交通ルール等の講話を行っています。

ことしの6月1日、道路交通法が改正され、自転車のルールが大きく変わって、自転車の罰則が強化されています。全ての学校で交通教室を開催し、交通ルールについて理解を促すとともに、PTAや地域と連携して自転車の点検や正しい乗り方に対する指導を進めていくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 答弁いただきましたけれども、大体、保護者に任せるというようなことが基本かなと思います。

これは前も自転車のマナー向上については質問をさせていただきました。そのときにも話したんですけれども、やはり3歳、4歳からもう買い与えるわけですね。右も左もわからないうちから乗って回っていると。これが現状でございますので、その中でやっぱり親の教えがきちんとしとけばいいんですけれども、おもちゃ感覚で乗せてますので、そのまま小学校、中学校になっていくと。ですから、ルールはもうほとんど知らない子供が多いのではないかというふうに思われます。

そこで、僕もPTA会長のときに、僕たちが小学校のときは自転車教室がありました、学校ですね。そのときに、左を通行せんといかんとか、いろんな学んだんですけれども、それがやっぱり基本になっておりました。そこの自転車教室で学んだことがですね。しかし、現在はもう、親子の自転車教室に任せているというのが実態で、自転車教室は開かれてないと。なぜ開かんごとなったんだろうかという話をしましたけれども、それはわかりませんでした。やはり——僕は御幸小学校でございましたので、PTA会長がですね。そうすると、御幸小学校の児童が浮羽中学校に上がる場合、半数以上が御幸小学校の児童なんですね。ですから、この人たちの自転車のマナーが向上すれば、浮羽中学校の自転車のマナーもよくなるんじゃないだろうかということで、ぜひ自転車教室を復活させましょうという提案をさせていただきました。そんな中で、どうしても教師のほうは、学校側としてはできないと。じゃあ、どうしようかということで、PT

Aの役員さんとも話をし、自動車学校に協力いただいて、PTA主催で今、開かさせていただいております。その声は、本当に勉強になったという声がたくさん上がっており、開いてよかったなという気がいたしております。

しかし、この間の、今、自転車事故で、最近はちょっと少なくなりましたが、6月1日の施行時にはマスコミでも自転車のマナーが悪いということでずっと報道がございました。その中で、損害賠償の判決が出ております。男子小学生11歳ですね、11歳の方が夜間、帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性62歳と正面衝突をしたと。その女性は頭蓋骨骨折等で障害を負い、意識が戻らない状態になったと。そこで、裁判になって、11歳の子供に対して損害賠償が9,521万円、これ、御存じの方も多いと思いますけれども、そういう判決が出ております。当然、11歳ですので支払う能力がありませんので、その保護者が支払うという形になります。こういう悲惨な事故をなくすためにも、きちんとしたやっぱりルールを教えなければならないだろうと思うわけですね。

そこで、もう一点、伺いたいのは、中学生が自転車通学を許可してますよね。そのときに、例えば自転車通学時に交通事故を起こしたと。相手がけがしたと。そういったときの損害保険は市の総合保険で賄うことができるのか、そこをちょっと伺いたいんですが、答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 現在の保険対応についてはまた教育長のほうから答弁をさせますが、その前に、ちょっと誤解があってはいいけませんのでお話をさせていただきますが、小学校、中学校における交通教室なんです、決して親任せではなくて、今でも、先ほど教育長が答弁したように交通教室を開催しております。

そしてまた、私のほうからの答弁もありましたように、うきは市には全国でも珍しい公設の自動車学校を抱えておまして、そういう中で、自動車学校の中でも交通教室をやっております。今、全国で1,300弱の指定自動車学校がある中で、公設は全国で4校しかございません。あと全て民間でございますが、民間については、なかなかこういう公共的な取り組みというのはできないんですが、公設ゆえに我々としては、こういう交通教室もできているわけでありまして。

昨今、自転車の事故を防ぐために相次いで道路交通法が改正になっております。ことしの6月1日からも施行であったんですが、2年前の平成25年12月1日施行においても、ブレーキのない自転車に乗ってはならないとか、あるいは、自転車の右側通行はもうできないという改正もあって、目まぐるしいものがありますので、こういうのを自動車学校での教室であったり、あるいは小・中学校の教室でしっかり子供たちに伝えていくというのは非常に大事なことで、このように認識しておまして、そういう取り組みを、多分、他の自治体にならぬ取り組みをしているということは御承知をいただきたいなと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の小学校における取り組み等につきましては、そういう交通法改正の中で、もっと学校しっかりやってくださいということであろうかと思えます。

先般の校長会の折に、こういうルール改正を受けまして、私のほうから校長先生方に2点お願いしたことがございます。

1点は、そういうことでございますので、交通安全教室等の中で今以上に自転車についてしっかり取り組んでもらいたいということをお願いしました。

もう一点は、先ほど保険のお尋ねがございました。これにつきましては、ちょっと詳細を調べて、後ほど議員のほうに報告させていただきますが、実は8月19日に県の教育長研修会がございまして、その際、体育スポーツ健康課の課長のほうから、口頭依頼でございましたが、中学校自転車通学の安全確保ということで、先ほど議員御指摘のように訴訟等も起きております。ぜひ任意保険の加入を促進してもらいたいという、課長名の依頼がっておりますので、このことについても両中学校の校長に伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 皆さんも、ひやっとすることがあると思いますけれども、やはり右側通行する自転車が結構多いんですね。横が家の塀で、もう全然左が見えないと。そんな中で、出てくるときに自転車が右側を通行してから、ひやっとするわけですよ。これ、僕は何度も経験をいたしました。そこで、じっくり、そこは危ないからと思うて気をつけてるんですけども——確かに出るときに鏡があります、鏡はありますけれども、やっぱり自動車を対象に映してますから、自転車が死角になるんですね。右側を通行してくる。そこで、本当、目の前に来んことにはわからない。そういう状況が何度もありましたので、やっぱりルールを知らない、また、守らせるということで、やっぱり悲惨な事故をなくさないといけないなというふうに思ったところでございます。

ともかく、きちんとした——わかるんですよ、本当はもう、親が買い与えるわけですから、親の責任でルールをきちんと教える、これが僕は基本だろうと思います。しかし、親の言うことをなかなか聞かない子供が、その辺がどうなのか、その辺も心配をいたしておりますので、僕はきちんと学校の場で交通ルールを教えていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、しっかりこれには力を入れていただきたいと思えます。

それから、次に、3番、選挙投票率向上についてお伺いいたします。

明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者一人一人に着目した、さらなる投票機会の創出や利便性の向上を図っていただきたいと思えますが、どう図るの

かお伺いをいたします。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、選挙の投票率向上について、選挙権が18歳に引き下げられることへの対応についての御質問をいただきました。

先月、県下各市の選挙管理委員会事務局長の会議が開催されました。その際、選挙権引き下げに関連した選挙啓発のあり方について、各市からさまざまな意見が出されております。詳細な内容の検討は各市ともこれからのようでございますが、ある市においては、市内小・中学校、高校に対して、選挙機材の貸し出しや技術支援を行う旨の文書通知を発信することや、小学校の社会科見学の際に行われている市庁舎議場で模擬議会を実施する際に選挙啓発を実施しているケースとか、若者に選挙への関心を持ってもらうための出前講座などを検討しているとのことでありました。また、来月下旬に北筑後教育事務所で開催される研修で、18歳選挙権引き下げについて福岡県選挙管理委員会から詳しく説明がある予定であります。

各団体との意見交換も行いながら、18歳に引き下げられた若者の選挙参加について今後の啓発を検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） ちょうどこの通告書を提出した次の日にマスコミのほうで、高校生に対しては教科書の中で、18歳に選挙権が引き下げられたということで教科書に盛り込みたいという、その検討をしてるといふ報道がございましたので、これはなぜ18歳になったとか、そういうような経緯も含めて、きちんと教科書で説明がされるのかなというふうに思ったわけでございます。

先ほども言ったように、地方議会でも、地方議員選挙でも今、投票率が下がっているという状況で、これは1つは議員の資質の問題があるのかなと。議論のやり方とかも問題があるのかなという点もありますけれども、やはり若者の投票が全国各市町村でも低うございますので、この辺の投票率をどう上げていくか、ここらにやっぱり力を入れていただきたいと思っております。

そんな中で、ある都市、大きいところでは、駅に投票所を開設するとか、コンビニに投票所を開設するとか、より身近な生活環境の中で投票所を開設してる、そういう自治体も出ております。それが投票率向上につながったかどうかですね、まだ、よく検証せんといかんでしょうけれども、投票しやすいように投票所の開設をしているということで、うきは市でもどこかないかなというふうに考えたんですけれども、あんまりちょっとぴんとは来ませんでした。

そこで、前もこれは質問させていただきましたけれども、期日前投票のときに、その投票用紙に宣誓書を書き込んだらどうかと。投票所に行って宣誓書を書くんじゃなくして、入場券に宣誓

書を印刷しとったらどうかと。これ、検討しますということで答弁をいただいておりますけれども、その後、そのことについて検討されたかどうかですね。投票率の向上にと。お伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 期日前投票の宣誓書印刷については、たびたび議員のほうから御指摘をいただいております。来年度からの自治体クラウド導入によるシステムの標準化に伴い、入場券を現在の封書から一人一人のはがき——裏面に期日前投票の宣誓書様式を印刷したものへの変更を検討しております。標準化により、現在の6名までの封書を一括郵送する方式から、はがきに変更することとなり、郵送経費は大幅な増額が見込まれます。

しかしながら、仮に本市が現在の封書のままで対応した場合、独自のシステム改修が必要となり、その分の経費が発生するという事情もあります。市としましては、選挙事務に限らず、クラウド化を契機に、できる限り業務の標準化に努めてまいりたいと考えておりますが、現在、経費の比較及び標準化の様式の確認等について、来年度の予算編成に間に合うよう検討を行っているところでございます。費用の増減も勘案するとともに、利便性の向上を図りながら、選挙の適正な執行が確保できるように検討を進めてまいります。

なお、18歳への引き下げについては、たしか法が交付されてから1年以内施行ということでありますので、ことしの6月19日に交付をされましたので、来年6月19日からの施行となります。それまでの間、先ほど答弁させていただいておりますように、投票率が上がるように、そして若者の政治への関心が高まるように、しっかりした取り組みをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） わかりました。その宣誓書を印刷するときの経費がかかるということでございますが、国政選挙のときにそれを切りかえたらいいのではないかと。国政選挙の場合は国が一切選挙費用を見ますので、最初の年だけ、印刷だけしておけば、あとはもう、普通の——今よりは若干上がるでしょうけれども、そんなに上がらないと思いますので、その辺はいかがですか。国政選挙のときに入場券、作成したら。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 先ほど市長がお答えしたのは、郵送経費が今までは、御承知と思いますが、封筒の中に入れて6名分を切り取り方式でやっております。それを1人1枚の——宣誓書もちょっとスペースがないと書きにくいわけですから、はがき方式に変える。それが1人1枚になる。それが大体倍ぐらいになる予定です。その分を申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） ああ、そのことを言いよると。わかりました。ほかの久留米あたりがそれをしてるものですから、ぜひ——うきは市はおくれているということでも、おしかりを受けておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから4番に移ります。ごみ収集の委託事業についてでございます。

高齢者世帯、先ほど答弁もありましたように、高齢者世帯が多くなってきております。その中で、よく、杖をつきながら、そして片一方にごみ袋を持って、ごみ出しをしている人を見かけます。ですから、本当に危ない気がしておりますけれども、いろんな事情で、どうしてもごみ出しできない方もおられますので、そういう方が電話1本で——業者のほうに回収に来てくれということで電話1本入れて、そして、その業者が回収に来てくれると、そういうサービスができないだろうか、そういう業者との委託契約をしてはどうかというふうに思いますが、市長の答弁を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、ごみ収集の委託事業における高齢者世帯のごみ収集についての御提案であります。議員御指摘のとおり、高齢化社会が進む中、今後このような要望がふえることが予想をされます。

ごみ収集について、市町村によっては65歳以上の高齢者等でごみの持ち出しが困難な方を対象に、ごみの持ち出しのサービスを行っているところもあります。現在うきは市では事業者へ委託してごみの収集を行っていますが、個別の回収に対応するためには新たに人員や車の確保が必要となり、業務量が増大をいたします。うきは市は家屋が点在する地域が多いため、回収効率から見てコスト高にならざるを得ないと見込まれます。したがって、議員御提案のサービスを実現するためには、かなりの行政負担が生じるものと考えられます。

このような状況の中、解決策を見出すためには、まず、地域での共助の取り組みや受益者負担によるサービス提供について、その可能性の検討が必要と考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） これもなかなか、ごみの問題ですので、本当は高齢者でどうしてもごみ出しができない、例えば吉井の町の中は店の前にずっと並べてあるというか出してありますよね。ああいうふうに、どこでも自分の家の前に置いておけば、とりに来ていただくというふうになればいいんですけれども、やはり田舎のほうでは、どうしても1カ所にごみ集積場というのを区で設けておりますので、そこまで持っていかなければならないと。そうすると、遠いところはやっぱり200メートル、300メートルぐらいあるんですね。なかなかやっぱり大変でございます。特に病気、入院して、退院して間もないときとか、やっぱり歩くのが困難な状況も

考えられますので、この事業はいずれしなければならぬのではないかとこのように思った次第でございます。

その中で、これは回収業者の、ある業者の従業員ともちょっと話をさせていただきました。やっぱりこういったことをお願いできたら、されるのと。委託回収業務契約で契約した場合、そういったことが、電話1本でとりに行くことができるんですかというふうに伺ったときに、いや、もう今、仕事の量も減ってきたし、どんどん人員が削減になってると。そういう中で、ぜひこういう事業はやらせてくれと。すぐにとりに行きますと、そういう回答でございましたので、そんなに費用はかからないと思います。どのくらいかかるかは業者との契約によるでしょうけれども、内容によるでしょうけれども、誰でも彼でもが電話をするわけじゃありませんので、どうしてもごみが出せない何らかの事情がある家庭に限ってですので、年間そんなに何十軒、そのくらいだろうと思いますから、その辺はちょっとまだきちんと精査せんといかんでしょうけれども、1回、業者と話をして、どのくらいで委託契約ができるかですね、ぜひちょっと調べていただきたいなと思います。その中で、取り組まれば取り組んでいただきたいんですが。

やっぱりごみの問題というのは、そこに高齢者の世帯というのは地域の方もわかっていますので、あの人がごみ出しに行くのは大変だろうということで、地域の方がごみを持って行っていただけである方もおるんですね。しかし、これも毎回毎回になると、高齢者の方が律儀な方で気の毒がるわけですね。いや、ごみを出してもらうのは気の毒と。杖をついて持っていける方にも僕は声をかけました。僕が持って行ってやろうと言うて。そしたら、いや、ごみ行きも自分で行きますと言うて、えらい恐縮されるわけですね。

そういったことで、そういったのも配慮して、電話1本で、どうしても出せない事情のある方を限定とした委託契約をしてはどうかなというふうに思いますので、1回、業者と、どのくらいで委託契約ができるか、その検討をしていただけるかどうかをお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市は1万1,000弱の世帯を抱えているわけでありますが、議員御指摘のように、吉井の中心地街のように人家連担地域と、あと、非常に家屋が点在している地域と本当に千差万別であります。そういう中に、一律、家の前までということになりますと、これは相談するまでもなく、相当の業務量になると、このように承知をしております。

先ほど答弁をさせていただきましたように、もっとその前で、地域での共助の取り組みとか、あるいは方向を変えて、何らかの受益者負担によるサービスの提供とか、いろんな方策が考えられますので、そういうところからまずは議論をして検討していきたいと、このように思っています。議員が御指摘になりますように、高齢化社会がぐんぐん進んでまいれば、ますます本当に喫緊の課題になってくるということは十二分に承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 前向きに検討するというので、ぜひ、いい回答を出していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、11番、榊川正男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、10番、諫山茂樹議員の発言を許可します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 諫山でございます。ただいま、議長より許可をいただきましたので、3つの件名について質問させていただきます。

まず、1つ目でございますが、コンピューターの共同利用による経費節減について質問いたします。

情報通信事業——ICT事業でございますが、これを行うには非常に費用がかかります。財政がますます厳しくなっている中で、進むべき方向はしっかりと見きわめながら着実にICT政策を推進していかなければ、効果の少ない金食い虫と批判する羽目になるおそれが十分にあります。

自治体のコンピューターシステムは5年ごとに更新していますので、平成22年度の基幹業務システムの再構築では、システム更新料が約4億8,800万円——これは5年間でございます、保守委託料などを合計すると約5億7,000万円になります。住民登録、戸籍や税など基幹業務ほか、各部署のコンピューター関連経費を総合しますと、年間で約1億9,000万円の高額な経費を使っております。コンピューター関連は難しく理解しがたい、深くかかわりたくないという聖域化する傾向がありますが、コンピューター業務といえども、市長及び職員、きちんと進むべき方向を見きわめながら正しく実態を把握し、コストダウンや改革に努め、うきは市の財政健全化に寄与することを切に祈念いたします。なお、当然なことではございますが、現状のコンピューター活用方法を工夫し、いかにアウトプットを高めるかの努力が必要なことは言うまでもありません。

そういうことで、財政健全化には歳入の課題も重要でございますが、経済の成長による税金増や収入源増などは現状では余り期待できませんので、知恵を出し合い、そして確実に効果が上がる歳出削減の実行が不可欠と考え、質問いたします。

1つ、平成25年3月議会の一般質問で、福岡県内28市中、うきは市のように情報管理係長がいなく、担当者だけの市は当市以外にはなく、町村においても75%は係長以上がいる専門の部署を設置しておりますことを例に出して、マイナンバー制度導入、消費税アップなどを控えて

いる中で、情報処理業務遂行上、ゆゆしい問題と指摘し、改善を提案したところ、平成26年4月より対応していただき、評価いたします。少数精鋭も、行政機能がうまく働くことができなく、行政運営に支障を来すようでは本末転倒であります。反省としては、高木市長のときではありませんが、消費税アップ、マイナンバー制導入、コンピューターシステム更新などが目前に迫った重要な時期に係を廃止し、係員1名に縮小した理由をお聞かせ願いたい。

2つ目、平成25年3月と平成26年3月議会の一般質問で提案したことをだめ押しとして質問いたしますが、他の自治体とコンピューターの基幹設備へのサーバーをデータセンターの1カ所に設置し、サーバーとシステムの運用などを共同利用すること、いわゆる自治体クラウドを導入して、行政の情報処理経費の節減を図ることを改めて要望するとともに、早期完成の重要性を強く訴えます。

なお、総務省の事務連絡によりますと、くしくも地方公共団体の情報システム運用コストの圧縮を図る目的で、世界最先端IT国家創造宣言がことしの6月30日に閣議決定され、自治体のクラウドの積極的展開に拍車がかかるものと、情報であります。共同で利用するコンピューターのサーバーを1カ所に集約し、システムの改修やシステム利用も共同で行うことにより、共同利用節約効果、つまり割り勘効果であります。それで経費を節減しようというものであり、災害時のリスクも軽減できると期待しております。なぜなら、どこの自治体の業務もほぼ似通った業務が多く、しかも同じ法律によって業務を遂行する行政機関でありますので、システムも類似する可能性が大きいのであります。

ここで割り勘効果というのは、飲み代の支払いに割り勘する、こういうイメージがあるかと思いますが、割り勘効果というのは、コンピューターの有識者もこれを使っておりますので、あえて使わせていただきます。

市長から前回の答弁としては、自治体クラウド方式の方向性を検討し、平成26年のできるだけ早い時期に他の情報も入手し、方向づけを決定したいとのことでしたが、大幅な日程のおくれが懸念されると心配しております。8月の全員協議会でお聞きした以外での最新の進捗状況並びに基本計画を策定した時点のハード、ソフト両面の予想効果を伺いたい。

それから、自治体クラウド方式にもさまざまな方式が考えられますので、概略構想、共同利用に参加する自治体、データセンターの予定業者など、当初計画した、それから当初計画した工程計画と差異が発生しておれば、今後の最新の工程計画を伺いたい。

4つ目、この機会に各自治体の事務処理内容を見直す必要があり、改善できるものはベストのものに統一して業務を標準化、共通化させることで共同利用節約効果が上がるわけであり。できる限り標準化を希望するが、現時点で何件ぐらい自治体間の標準システムに移行できる予定か、それもお聞きしたい。

5つ目、しっかりした工程管理を実践しないと、このような大きな事業は往々にして日程おくれ、工程おくれが発生し、計画達成に多大な支障を及ぼすおそれがありますので、万全を期しているかどうかをお尋ねしたい。そして、どのような管理をされているのかお尋ねしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） コンピューターの共同利用での経費節減について5点の質問をいただきました。

まず、情報担当セクションの人員配置についての御質問であります。平成24年度、平成25年度の2年間は、単独の係ではなく、企画課企画調整係の中で電算情報関係事務も所掌しておりました。企画調整係の中で、主として電算情報関係を担当する専任係員として1名から2名を配置して、係の中で協力しながら対応してまいりました。このことにつきましては、行政改革の一環としての人員削減の要請を踏まえ、限られた職員数の中で配置を行ったことから、このような対応となったものでございます。

しかしながら、マイナンバー制度の導入や自治体クラウド化等の状況の変化に対応するため、平成26年度より、電算情報関係事務を専任する情報システム係を新設し、2名体制で業務に当たっているところであります。

続きまして、2つ目のお尋ねの自治体クラウド進捗状況と予想効果、3つ目の自治体クラウドの具体的構想、4つ目のクラウド化による標準化への取り組み、そして最後に、5つ目の工程管理についての御質問をいただいておりますが、いずれも関連がございますので一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

本年6月12日に担当職員を集めて自治体クラウドキックオフ会議を開催し、クラウド化について実務上の取り組みを開始いたしました。現在は業務ごとの部会を必要に応じて開催をしております、来年3月下旬の本稼働に向けて協議を進めているところであります。

本市におきますクラウド化は、全員協議会でも御報告をさせていただきましたように、北部九州情報化推進協議会に加盟し、共同利用を進めるものでございます。ハード面につきましては、自庁方式からデータセンター専門の施設にサーバー類を設置することでBCPの強化が図られ、また、共同で利用することにより、単独導入に比較し、安価でバージョンアップしたシステムの利用も可能となるなど経費の削減が期待できるものであります。

詳細な経費削減の効果は、今後のカスタマイズ化の発生等により左右されますので見通せていませんが、平成27年度当初予算で計上させていただきました債務負担行為限度額である6億3,720万円よりも数千万円は軽減できるのではないかと見込んでおります。しかしながら、昨今の情報セキュリティの強化の必要性により、これまででは見込んでいなかったセキュリテ

イー関連の経費の計上も予想されることから、電算経費の圧縮には厳しいものがあると考えているところであります。

また、ソフト面につきましては、他の自治体と共同利用することにより、作業フローにかかわる情報の共有も図ることができることから、システムのみではなく、業務の運営面においても効率化と住民サービスの向上を実現することができると考えております。

次に、自治体クラウドの具体的な構想等についてであります。北部九州情報化推進協議会の現在の参加団体は、飯塚市、直方市、大川市、芦屋町、遠賀町、長崎県大村市とうきは市の5市2町の7団体となっております。なお、他の自治体で本協議会に興味を示している団体もあると聞いておりますので、今後、団体数がふえることも見込まれます。また、システムのベンダーは行政システム九州株式会社となっており、稼働後のシステム運用保守についても行政システム九州株式会社が行うこととなっているところであります。

うきは市のクラウド化に向けた工程としては、現在、業務ごとの部会を開催しており、来年3月下旬の本稼働に向け、協議を進めております。なお、この部会には北部九州情報化推進協議会の事務局である飯塚市の電算担当職員に参加をいただき、システム面及び業務面についてもアドバイスを受けながら、工期内の完成に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、自治体クラウド化による業務の標準化についてであります。システム数でいくと、8システムの共同利用を予定しております。共同利用のシステムとなるためには、現在のシステムと変更となるものもあり、一概にどのシステムも安くなるというわけではございませんが、単独で導入した場合と比べると、一定の割勘効果が生じるものとなっております。今後の部会におきます協議の中で、独自カスタマイズを極力減らし、可能な限り標準化に乗せることで、さらなる経費節減を図っていきたいと考えているところであります。

なお、カスタマイズを行うと、今後の法改正等によるシステム改修の際にも独自の対応等が必要となり、経費と運用の両面に影響が及びますので、より一層、標準化に向けた努力を行いたいと考えております。

最後に、工程管理についてであります。安全かつ確実にシステム移行を行っていきたいと考えており、行政システム九州株式会社と毎月定例の進捗状況会議や各部会での進捗管理とともに、庁内検討組織である、うきは市自治体クラウド検討委員会を適宜開催し、工程管理には万全を期しているところです。今後とも来年3月下旬の本稼働に向けて遅滞ないよう取り組んでまいり存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 反省なくして進歩はありませんので、反省の意味を込めて、あえて質問いたします。

係員は確かにいましたし、企画課所属でございましたが、係長という責任を持った係というのはなかったというのは事実ですよね。それがどうのこうの言うわけではございませんけれども、そして係長をつくっていただいたと、それは評価したいと思います。

情報処理部門では、非常事態といっても過言ではない重要な時期に——高木市長のときではありませんけれども、そういう状態であったと。これは非常にまれな、県下でもまれな組織体制でございまして、その時点で当時の市長及び幹部職員は誰も問題だと気づかなかったのか、問題提起をされる人はいなかったのだろうか。指摘しても聞き入れられなかったのだろうかというようなことを私、考えたんですけれども。私は、上司の意向といえども、この前の、一流企業の東芝でも問題が発生したように、正しいと信ずることは堂々と主張するべく、そういう行政風土と申しますか、そういうのが必要ではないだろうか。現在、市長を含む上司は聞く耳を持っていると思えるか、お尋ねしたい。持っているとは思いますが、お尋ねしたいわけで、いかがか。これは再質問に。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 実は、この電算情報関係の業務に当たる組織については、平成17年の市制以降から、かなり何度となく組織再編を繰り返して今日まで来ております。何もこういう電算情報関係事務を軽く扱ったということではなくて、やっぱり時代時代の流れに応じて機能的な組織に対応してきたのではないかと、このように思っております。

私、今、手元にも17年から10年間の電算情報関係の組織の歩みというのをしっかり精査をしているんですが、やっぱり私の前の市長においても、十二分に将来も見据えながら、適宜、業務に合った組織を柔軟に対応するという意図で、24年度からは行政改革の要請も議会からもあった事情もありまして、そういう判断で対応したのではないかとということであります。機械的に一律的に軽く見ていたというようなことではないと、そのように理解をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 確かに安易に考えていたんじゃないと思いますが、こういう非常事態というか、将来マイナンバー制度を導入されるとか、システム更新も控えていると。そういう非常事態のときに、そういう制度であったということは早く気づいて、早くやっぱり時代の流れを察知して手を打っとくべきであったと思うんですよ。

と申しますのは、後々出てきますけれども、かなりのおくれが出てきております。非常に大事な時期にそういうことが影響しているんだろうと。これは謙虚に反省すべきじゃないだろうかということを申し上げて、そして、やっぱり市長に限らず、謙虚に傾聴して、傲慢な言動を慎んで他人の意見を尊重し、受け入れる度量を備えていただく資質が求められているというふうに思います。我々議員も同じであると。しっかりと受けとめておきたいと思っております。

次に、具体的にいろいろお尋ねしたいんですが、新しい担当係長の御苦勞を察しながら再質問を続けていきたいと思ひます。

マイナンバー制度がいよいよ来年1月から開始されますし、当市のコンピューターのリース契約期間も平成27年12月、ことしの12月に予定されている中で、情報処理に関する課題は山積しております。私の1回目の質問でも申し上げましたけれども、そのときに申し上げたのは、平成25年度より再構築の検討を開始して、26年の当初には基本的な方向性を決め、そして、その流れに沿ってハード、ソフトの必要業務も完了して、平成27年12月には、契約更新までには新しい体制で臨むべきだということをお願いしておいたのですが、12月にはちょっと間に合わない。これは3カ月間のリースを延長してやりたいということですから、それはしようがないにしても、この3カ月間おくれたことに起因する無駄な投資を可能な限り減らしていただきたい。そのためには、業者に任せっ放しではなくて、業者とは対等な、かつ先見の明を生かして、しっかりと対応していただきたい。

なお、早期完成に向けて努力していただきたいのでありますが、先ほどもお聞きしたのでありますけれども、工程管理というのをしっかりとやっていただいて、この工程管理もプラン・ドゥー・チェック・アクションを回しながらやるんでありますが、特に工程管理、納期おくれがないかどうかを、やはりトップの市長なり副市長が月に1回なり定期的に、管理者たる者がチェックして、そしてフォローすると。アクションを起こすと。これが必要であります。ぜひとも工程管理というのを徹底していただきたいというふうをお願いしておきたいというふうに思ひます。

自治体クラウド化にはメリットと若干のデメリットがあるとは思ひますけれども、もしデメリットがあるとしたら、その対応策を伺いたい。

それから、予想効果については、クラウド化によって他の自治体は20ないし30%を計画しております。目標を持って進めておりますので、先ほど数千万円ということをおっしゃっておりますが、やっぱりセキュリティーを計算しなかったら、2割なり3割ぐらいの目標を持ってチャレンジしていただきたいというふうに思っております。

そこで、防犯とか情報セキュリティー、災害時のバックアップシステム等に対する対応も大変必要なわけですが、対応策の内容を伺いたいと思ひます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、工程管理でございますが、先ほども答弁させていただきましたように、うきは市自治体クラウド検討委員会を適宜開催し、工程管理には万全を期しているところであります。私自身、定期的に担当課長より説明を受けて、そしてまた、必要なところについては指示も与えているところであります。

それから、クラウド化についてのメリット、デメリット、それぞれあるんですが、先ほども答

弁させていただきましたように、やはり何ととっても大きいのはBCP効果というか、業務継続計画と称しますけれども、もし万が一、この庁舎で不運な地震とか火災とか事態があつて、貴重な電子データが喪失したときに、しっかりバックアップができると。市民の皆さんに迷惑がかからないように業務継続ができる、このBCP効果というのがすごく大きいということであります。それからまた、経済的な面でも割り勘効果ということで御説明を申し上げましたが、共同化による経費的な節減も図られると、こういうふうに承知をしております。

一方、デメリットとなれば、やはり、どうしても標準化が中心になってきますので、なかなか独自に応じた小回りのきく独自対応というのができないというのが唯一の欠点ではないかと、このように認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 今、標準化の話もちらっと出たんでありますが、クラウド化への移行を機会に、やっぱり今までの業務内容を十分分析して、そして使いやすい、より効率的なシステム、これがやっぱりよその自治体——5市2町ですか、いいところがあると思うんですよ。ベストじゃないと思うんですよ、うきは市がね。ですから、いいところをやっぱり謙虚に吸収して、そして、それに標準化していく。そのために、そして割り勘効果を出すというのが必要なことであると思いますので、業務内容をやっぱり持ち寄ってやっていただきたい。それで、その中でも11——何項目だったですかね、答弁いただきましたので、それでいいんですけども、可能な限り統一していただきたいというふうに思います。

この機会に1つ提案したいんですが、1つの事例であります、納税方式の検討であります。福岡県内では、うきは市と他の2町だけが集合税方式を採用しているわけであります。現在、コンビニなど変わってきておりますので——納税方法も変わってきてつありますし、そのシステムを標準化して効果を上げるいいチャンスじゃないかというふうに思うわけでございます。見解をお聞きしたいと。

納税方式、福岡県でも、1市2町だけがそれを貫いておりますが、ここでいろんな、今度は消費税がアップしたり、いろいろまたシステム改修なんかが行われますので、この際やっぱり統一できるものは統一して、そして効果を上げたいというふうに思うんですが、その件、市長はどういうお考えを持っておられるか。今から検討しますなら検討しますでも結構ですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 集合税のあり方については再三、議会のほうからもいろんな提案を受けているところでありますが、このことに関してまして、ちょっと担当の課長より説明をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 税務課の宇野でございます。納税方式についてですが、来年度から

自治体クラウドの方式に変わっていくわけなんです、現時点では徴収方法、そういう納税方式については、変更はまだ考えてないところです。

ただ、平成30年度から、国民健康保険税の保険者が市から県のほうに移行されます。その時点をきっかけに、今後そういった集合税方式から単税方式に変更できるかという検討を考えていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） もうそろそろ、早目からそういう検討もやっぱりなされておったほうがいいんじゃないかというふうに思いますね。もう、早過ぎることはないと思いますので、そして早目に新しいシステムを構築するようなことをやっていただきたいというふうに思います。

それでは、通信回線とか、そういうのはNTTあたりを使うんだろうと思いますが、通信回線なんかにも、やっぱり何かの災害が起きたときのバックアップシステムというものは十分必要だというふうに思いますので、留意していただきたいというふうに思います。そういう点で、担当課長ですか、市長、バックアップシステムにも、くれぐれも万全を期していただきたいという要望でございますので、その点についての回答をお願いしたいなど。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） バックアップシステム、先ほど私、申し上げましたBCPも立派なバックアップシステムではないかと思いますが、要は費用対効果というところに尽きるのではないかと、このように思いますので、十二分に業務継続計画——BCPの精神に学んで、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） それでは、最後に、サイバーセキュリティについてお尋ねしたいと思います。

マイナンバー制度が来年1月にスタートするわけであり、日本年金機構へのサイバー攻撃を機にサイバーセキュリティ対策が重大な課題となっております。税や福祉等の住民情報を扱う基幹系と一般情報を扱う情報系のネットワークを自治体は使っていると思います。

先ほどもちょっと、どなたかが質問しておったようでございますが、セキュリティについてはですね、恐らく全国でも7%、ですから93%ぐらいは切り離して使ってはいないと。インターネットと完全に分離されているかを尋ねたかったんですが、恐らくは分離されていないというふうに思いますので、その内容でお聞きしたいんですが、完全に分離されていない——これは非常に大事なことであります。

インターネットと情報系を接続しておれば、ウイルスの侵入で、それを經由して基幹系の大事

なのに入り込むと。住民情報が流出するおそれがある、これは十分考えられますので、この点については万全を尽くしていただきたいというふうに思っています。

前の方の質問では、現時点ではまだ検討中だという回答でございましたので同じことは聞きませんが、インターネット系と基幹情報系の入ったネットワークを、カードとかパスワードを組み合わせて切りかえできるスイッチ方式、この方式もありますので、この点についてどうお考えか、これも1つの手段であります。コストも考えなくちゃいけない。コストミニマムで最大の効果を上げなきゃいけないので、費用対効果を十分考えて、そういう検討をしていただきたいんですが、いかが、答弁いただければ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） セキュリティー対策の中で、この分離化については大きな課題であります。総務課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 午前中の岩淵議員のところでもその御質問をいただきました。結論から言いまして、現在うきは市は——これは福岡県も一緒なんです、情報系と基幹系、1台のパソコンで対応しておりますので、外部と完全に遮断している状況にはございません。

先ほどもちょっと申し上げましたが、あす、県の情報政策課とL3スイッチ、先ほど議員が言われたんだらうと思いますが、その検討も含めて、どういう形で情報が守れるかということ言っていて、うちの入ってる業者等とも検討した案がございますので、それを持って、あす、県のほうと協議をして、10月5日——遅くともですね、10月5日には外から入ってくる情報系のラインと中の基幹系のラインを分けて、安全な状態が保てるように対応してまいりたいと考えてます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） あえて一言苦言を呈したいというふうに思うんですが、こういうことは十分に事前からわかってたことでありますので、今になって慌てて——慌ててるということは、ちょっと不自然でありますので、再発防止としましては、これに限らず、やっぱり早目早目に情報収集して、そして検討していつていただきたいというふうに思います。くれぐれも——そして、とにかく納期おくれのないようお願いしたいということで一言決意を。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） まず、決意ですが、議員の御指摘等を十分踏まえまして納期おくれのないように。

それから、1つだけ、ちょっと言いわけになるかもしれませんが、セキュリティの関係です。確かに情報系と基幹系、一緒になっておりますが、これは十分、議員御承知と思っておりますが、ウイルス対策のソフトとか、ファイアウォールとか、そういったものは十分やっておるつもりですが、年金の情報流出問題等を踏まえて、さらに強化してまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） これでコンピューター関係は終わりたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムについての質問をさせていただきます。

我が国では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。団塊の世代が75歳以上になる2025年に、国民の5.5人に1人、約2,200万人が75歳以上の高齢者となることから、これまで以上に医療や介護需要の増大が見込まれるとともに、病院や介護施設が大幅に不足することなどの深刻な問題が予想されます。

なお、統計的に見ても、75歳を超えると医療や介護費が大幅にふえることも確認されております。しかし、人口全体が減る中で、いずれも供給過剰になる施設をふやすのは厳しい財政から見ても難しいと思われれます。一方、政府は2020年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化する目標を達成するために、膨張する社会保障費の抑制を上げている状況であります。

こうした中で、介護が必要となった高齢者も住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで暮らしたいという希望をかなえるためには、地域で支え合う仕組みづくりが不可欠であります。医療、介護、予防、住まい、生活支援が連携し、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっております。

そこで、質問します。

1つ、福岡県は老人福祉法や介護保険法に基づく第7次の高齢者保健福祉計画を作成しております。高齢者だけの世帯や認知症の増加が見込まれることから、地域で高齢者が生き生きと活躍できる社会を目指すとともに、県と市町村が取り組むべき施策の方向性を示して、地域包括ケア体制づくり、つまり地域の医療、介護、生活支援、介護予防などを連携して一体的に提供する仕組みづくりをさらに強化する目的とあります。平成27年4月より、その構築に向けた取り組みが求められていますが、当市の地域特性やニーズを踏まえた基本計画の構想並びに工程計画がわかればお伺いしたい。

2つ目、制度の構築に当たっては、医療や介護の提供体制を充実されるだけでなく、高齢者が積極的に地域社会に参加し、生きがいを持って生活できる環境を整備することも重要であり、ぜひ施策も組み込むべきと思いますが、現時点での見解をお願いしたい。そういう施策の見解ですね。これ、ちょっとダブったところがあります、残念ながらですね。

それから、3つ目ですが、地域包括システムの構築に向けた取り組みが平成27年4月

から始まっておりますけれども、軌道に乗るまでには数年はかかると思われまので、今すぐ実施可能で効果がある、かつ地域支援事業にも通じる中で活用できることがあれば、即取り組むべきだと思います。と考へ、その中の1つであります、介護支援ポイント制度の取り組みを提案するところでありま。詳細は略しますが、高齢者がボランティア活動に取り組む積極的に地域に貢献することを奨励し、社会参加活動を通じて、高齢者自身の心身の健康増進を図るということでありま。もちろん、実施要綱とか、いろいろつくらなきゃいけませんけれども、その件について、ちょっとダブリますけれども、簡単に所見を伺いたいと。

それから、4つ目でありまが、健康寿命を可能な限り延伸して、介護を要する期間——現在、約10年と言われておりますが、これを短くすることが本人の幸せであり、望ましいわけでありまので、健康に対する市民の意識を高め、健康づくりに行動を起こす動機づけの1つとして、健診や健康づくりに参加したポイントを付与し、商品券などをプレゼントする取り組みを提案するが、それについても所見を伺いたいと。

以上です。1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの地域包括ケアシステムについて4点の質問をいただきました。

まず、地域包括ケアシステムの構築に向けての御質問でありまが、現在、全国の市町村においては、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護者となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの構築へ向けて動き出してあります。

議員のほうから地域包括ケアシステムの構築に当たっての市の基本構想についてのお尋ねがっておりますが、特段、計画書として策定するものではなく、介護保険法をよりどころとして、各市町村において、その地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてその仕組みを構築していくものでございま。また、事業の推進につきましては、計画的に行っていくために、工程管理に基づき、関係する団体などと連携を図りながら、可能なところから対応を行っております。

この中で、平成27年度におきましては、認知症施策の1つとして、包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するとともに、生活支援・介護予防サービス基盤整備事業にも取り組むなど、地域包括ケアシステム構築のための体制づくりに取り組んでいるところでございま。また、平成28年度からは新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施する予定であり、現在、取り組み体制などについて調整を行っているところでございま。今後も市としましては、現在、市内で医療、介護などの活動を行っている団体や組織との連携を図りながら、まず、できるとこ

ろから着実に進めていくことにより、地域包括ケアシステムの構築へ向けて積極的に取り組んでいくこととしております。

2点目の、高齢者の社会参画に対する環境整備についての御質問であります。議員がおっしゃるとおり、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療や介護体制の充実のみならず、高齢者みずから地域社会に参画し、生きがいを持って生活できるような環境整備も不可欠であります。これまでも自治協議会の活動、老人クラブ等の活動やボランティア活動を通じて積極的に地域活動を行っている高齢者の方々も多く見られます。また、高齢者の方々がこれまで培ってきた豊かな経験や知識は次世代へと受け継いでいく財産であり、これらを生かして地域活動に積極的に参加していただくことが、ひいては御自身の生きがいにもつながってまいります。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けては、高齢者の方が元気で社会に参画することが一層重要となってまいります。市としましては、高齢者の方々の地域活動や地域社会への積極的な参加を促すために、さらなる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

3点目に、高齢者のボランティア活動に対するポイント制度の導入についての御提案ですが、先ほど櫛川議員への答弁でも申し上げた関係で繰り返しになり恐縮ですが、介護サービス施設等において、行事の補助、利用者の相談相手や配膳の片づけなどのボランティア活動に取り組む高齢者の方々については、今後、貴重かつ重要な支援の担い手になってくるということは認識をしております。また、高齢者自身の社会活動参加を通じた介護予防の推進の観点からも重要な活動であります。

しかしながら、現状として、うきは市内におきましては、老人クラブなどによるボランティア活動は見られるものの、生活支援サービスを提供するという面では、まだまだ普及していないのが状況でございます。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、先ほど申し上げたとおり、関係する団体などと連携を図りながら可能なところから対応を行ってまいります。議員御指摘のように、時間を要するのも事実でございます。そして、構築する過程として、ボランティアの活性化、とりわけ高齢者の参画を求めるのは重要なことであると認識しており、ポイント制はそのためのインセンティブになり得ると考えております。

先ほど櫛川議員への答弁で申し上げましたが、具体的なポイント制の構築に当たっては、シルバー人材センターなど市内の活動組織を中心に、仕組みづくりについて検討を深めていくことが必要と考えております。そのために、まず、高齢者が行うボランティア活動にかかわるニーズの把握やサービス内容の検討を行い、その上でポイント付与と還元の仕組みなどについて、介護施設等とも連携を図りながら検討を行うことが重要であると考えております。

最後に、4点目の、健診参加者等にポイントを付与する制度についての御提案ですが、

個人の健診や健康づくりを奨励するためのポイント制度につきましては、例えば特定健診を受けた方や市主催の健康づくり関連事業に参加した方に対してポイントを付与し、ある程度ポイントがたまると景品をプレゼントしたり商品券に交換できるという制度であり、既に導入している自治体があることは承知をしております。例えば筑後市においては、市内在住の20歳以上の方を対象に、健診、がん検診の受診の際や市主催の健康づくり関連事業への参加の際にポイントを付与し、一定のポイントに達すると抽せんに参加することができ、当選すると景品をもらえるという制度を設けております。

しかしながら、制度の導入に当たっては、どのような分野にポイント制を導入するのか、また、ポイントの付与方法と還元方法などについて十分検討した上で実施する必要があること、さらには国や県の補助制度もなく、市単独の財政支出が伴うことから、慎重に対応していくことが必要であると、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 目標は同じでありまして、どのような方法でやるにしろ、やっぱり早く取り組むべきだと思うんです。スピーディーな対応、これが行政に求められておりますので、いつごろまでに検討をしていただくのか、それを後で聞きますが、今、検討したいということですので、いつごろまでにその体制の検討が終わるのか、一番最後に聞きたい。

それから、私は竹田市のボランティア団体に、福祉委員と、それから自治協議会の役員さんを連れて視察に参りました。ここは有償によるボランティアですね。もちろんポイント制じゃありませんけども、非常に生き生きとしてやっておられました。例えば介護保険でやれないような草取りとか、荷物、ごみ運びとか、そういうのまで請け負っておると。そうすると、利用する方からは、気兼ねなくできると。わずかなお金ですけども有償でやれるから、そういう利点もありますし、そういうボランティアの制度もございますので、ぜひ参考にさせていただきたい。

それから、今度は個人にやるポイント制ですけども、この前も話しましたが、7対3の法則——7割の方が運動の必要性を知らない、運動習慣がないというようなことで、やっぱり体力が落ちている、健康を阻害しているということですから、そのきっかけとしては、何らかのポイント制なり、そういう働きかけをしなきゃいけないということで提案しているわけですね。よその自治体でやっていることが非常にいいという結果があれば、これはぜひ、やっぱり参考にすべきだと思うんですよ。ある有名な企業の社長が言ってましたけども、やっぱり特許とか、そういうのにひっかからない、法的にも問題ないのであれば、先進企業がやっていることはどしどしまねると。それが短期間に伸びるための条件だというようなことを堂々と言う社長もおりますから、ぜひ、いいことは素直に認めて、そしてスピーディーに対応するというのを切に願います。

その点、大体の期限と、いつごろまでにそういう体制の案をつくるのかということと、そこら辺の答弁をお願いしたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 先ほど市長からも答弁がありましたとおり、地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制でございますので、非常に時間がかかるものと認識しております。したがって、できることから、まず取り組んでいくように、これまでもやっておりますし、今後もそのように考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 私のお聞きしたいのは、そういう大がかりのやつは、これは時間がかかるだろうと。しかし、よそがやっていいことは、そして、やれることをやって、方向性、ベクトルは同じですよ。そういう取り組みについては、やっぱり早くやるべきじゃないかということで、ポイント制なんかにしても大体——ポイント制だけに絞っても、いつごろまでにそれをまとめて方向性を出すかということをお聞きしたいんです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 先ほど健康ポイント制度のお話ございましたけれども、確かに、例えば健診で受診率を上げることにより医療費を抑制する効果がございます。

ただ、ここでちょっと例を出したいと思っておりますけれども、平成23年度から健康ポイント制度を導入している福岡県の宮若市がございまして、ここにおける40歳から74歳までの方を対象にした特定健診の受診率でございますけれども、まず、導入前の平成22年度が23.8%でございます。そして、導入した平成23年度が24%となっております。そして、その後、平成24年度が24.9%となっており、ここまではちょっと若干ではございますけど伸びている——受診率が伸びております。ただ、平成25年度の実績を見ますと、20.9%に落ち込んでいるという事実もございまして、このような自治体の中にはありますので、必ずしも導入の効果があらわれているとも考えられないとも言えます。

それで、先ほども申し上げましたとおり、仕組みづくりとか、あと、体制づくり、財政負担なども課題もありますので、慎重に対応していくことが必要であると考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 受診率だけを見ますと、そういう結果が出ているかもしれませんが、健康づくりの面では非常に効果がありますというのが幾つも出てくるんですね。北九州、宮若ですか、それから結構やっているところがありますし、豊後高田、それから今度、倉敷にも調査に行きます。我々、委員会です。それで効果を得ておりますので、前向きに捉えていただきたい。ネガじゃなくてポジに切りかえて、いいところは吸収するという方向で進んでいただきたいというふうに思う次第でございます。

参考までであります。超党派で賛同を得られている健康増進に関する特典という法案が提出される情報があるわけですが、内容は、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれに責務を与えて、スポーツの増進とか健康増進に取り組んだ人に特典を与える仕組み、これは国のほうもそういう流れになっております。そういう法案も提出するというようなことになっておりますので、ぜひとも真剣に考えていただきたい。少しでも健康づくりにプラスになるような方向であれば、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。特にそんなにコスト的にかかるわけでもございませんので、要望で終わらせていただきたいと思います。

それから、参考までに申しますが、自治会長も一緒に竹田のボランティアセンターに行ったんですが、やっぱり将来はそういうことも考えないかなという興味を大変持っていただきました。やっぱりシルバー人材、社協、自治協議会、それから行政、一体となった仕組みづくり、これを切にお願いしたい。

以上で、この件については質問を終わりたいと思います。

3つ目、ふるさと大使候補者について質問いたします。

私が平川新先生の名前を知ったのは、きっかけは平成26年12月31日に、私、毎年、三春天満宮にお参りに行くんですが、そこの深夜放送で、ラジオ放送でお聞きしたんですよ。それで、いろいろ聞きよったら、自分のふるさと福岡県の山奥であります。子供のころから新鮮な魚を食べたことがないから、塩イワシとか、そういうのしか食べたことありませんという、おっ、うちと変わらんということ。耳を疑って聞いたところ、出身は田籠というところで自然環境に恵まれたところであるという話がありまして、即、私、メモをとりました。これはいいことをお聞きした。

そのときに、東北大学の名誉教授とまでは聞いていたんですが、それ以外わかりませんでしたので、私の友人にお願いして、数日後、経歴やら現在の役職などを探し出させていただきました。近代歴史学では日本的に有名な著名人であることが判明いたしました。私は常日ごろより企業誘致とか、うきは市の発展、活性化、うきは市のイメージ向上などに御支援いただく、うきは市出身の著名人を探し求めておるわけでありまして、非常に興味があってメモしたわけでありまして。

そういうことではありますが、東北大学大学院文学研究科修士課程で学ばれ、その前は法政大学ですね、そして、現在、東北大学の名誉教授であり、宮城学院女子大学学長ほか多くの場で活躍されている歴史学者であり、有名な先生であります。強烈な印象を受けたものでございます。

去る6月14日に九州国立博物館において先生の講演があるということを生涯学習課長からお聞きしまして、議長、副議長、郷土史会前会長とか会員の方々とか、市民の方々、一緒に講演をお聞きしまして、開演前に御挨拶させていただいて、第一印象で、非常にこの方は誠実な方だなと、講演を聞いて深い感銘を覚えた次第でございます。

1つですが、わずか1時間30分の講演でありましたけれども、何回も、うきは市のことを語るわけですね。うきは市のふるさとのことを。宮城学院女子大学学長とか、いろいろ今言ったような肩書があるわけです。歴史資料から市域の成り立ちを知って、今やっているのは歴史の資料を調査分析し、歴史文化を次世代に継承することに活躍されている平川名誉教授は、うきは市のふるさと大使をお受けいただければ委嘱していただき、そして、うきは市の積極的なPRで「歴史と文化の薫るまち」のイメージ向上や歴史文化継承への取り組みに関する意見とか提言をいただくことを提案するのであります。所見を伺いたい。

2つ目、災害の歴史資料を分析してデータベース化し、歴史資料から学ぶ各専門学と連携し、将来の防災・減災の社会実現を目指す先生の理念は、象牙の塔にこもりがちな学者の考えから逸脱していると私は考えました。深い感銘を覚えた次第でございます。うきは市は、多くの古墳群などが、歴史文化のそういうものがございます。先人たちの誇れる史跡などもありますので、先生からの御指導、御教授をいただきまして、そういう分野は限りないんじゃないかと。ひいては、観光やまちづくりに関する意見や提言を受けることにも非常に恩恵をこうむるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ所見を伺いたいと。

この2つを1回目の質問でございます。あと5分ですから短時間に。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ふるさと大使候補者について2点の質問をいただきました。

1点目が、うきは市出身の平川新先生をふるさと大使に任命し、そして2点目が、先生の知見に基づく御指導を受けてはどうかという御提案でございますが、2つとも関連がございますので、あわせて答弁をしたいと思います。

市では、現在うきは市に御縁のある6名の方をふるさと大使として委嘱を行っております。ふるさと大使の皆様方におかれましては、うきは市の魅力を積極的にPRしていただいております。観光やまちづくりに関する御意見もいただいているところであります。

今回、議員御推薦の姫治出身の平川新先生であります。現在、仙台にお住まいで、専門は江戸時代史、災害関係にも造詣が深いと聞き及んでおります。また、全国的にも有名な先生であり、

研究者になるまでの経緯や経歴が大変ユニークな方であると聞いております。

本市では来年に平川先生をお呼びして講演会ができないか、そういう計画を立てておりますが、それが実現した折には、ふるさと大使設置要綱の趣旨を踏まえてお話をさせていただきたいと、このように思います。また、古墳等の歴史的文化財に関して御指導をいただくことにつきましても、講演会にお越しいただいた折、あわせてお話をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） うきは市には、江戸時代に発生したと聞いておりますけれども、耳納断層付近の地震による土砂災害資料があったということをお聞きしております。こういう資料も恐らくどこかにあるんじゃないかというふうに思いますので、そういう資料もデータベース化していただければ非常に価値があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

先生にとっては、想像を絶するような多忙な身で、御無理なお願いだとは理解しておりますけど、当たって砕けろの精神と先生のお人柄を——第一印象を受けたお人柄であります、真剣にお願いすれば決して不可能なことじゃないというふうに信じております。うきは市の歴史文化の研究、保存、継承、外に向かった発信などに御教授、御指導いただくことに多大な期待をしているところであります。信頼できる非公式なお話であります、うきは市のためであれば、地域のためになることであれば御協力は惜しまないというようなこともちょっと聞いておりますので、ぜひとも実現させていただきよう、市長みずから御尽力いただくことを要望いたしまして質問をさせていただきました。

以上でございます。

市長、ちょっと2分ありますので、その意気込みをちょっとお聞かせください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まずは、お会いすることが先決だなと思います。ぜひ来年、ふるさとふきはにお越しいただけるようお願いを申し上げて、それがかなった後に、しっかり意見交換をさせていただいて、そういうお話も出しながら、そしてまた、ふるさとのことに対して、いろんな御助言等もいただきながら、議員御指摘の件についても、しっかりそこらについてはお願い等をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。3時35分より再開します。

午後 3 時 23 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、6 番、上野恭子議員の発言を許可します。6 番、上野恭子議員。

○議員（6 番 上野 恭子君） 6 番、上野恭子です。議長より許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回、私は 4 つの質問をいたします。1 つ目には、浮羽究真館高校支援と市の活性化について、2 つ目には、市外からの予約視察や観光のかかわり方について、3 つ目には、スクールソーシャルワーカーについて、4 つ目に、介護用品レンタルについて、4 つ質問をいたします。

まず初めに、浮羽究真館高校支援と市の活性化についてです。

他県では、学生の地方留学も進められていると聞きますが、地元高校の若者を地元に残し、生産人口、定住人口をふやし、地域の活力につなげることを考えたことがあるかという質問です。

地方留学というのは、うきは市では山村留学もその 1 つかと思われませんが、広がる高校生の地方留学ということで、地方の公立高校では今、生徒を全国から積極的に募集する動きがあつていくということです。高校進学の新たな選択肢である、都会の子供たちが地方で学ぶ機会の提供、また、小さな学校の中に多様性が生まれ、地域の活力になっていくというのが地方留学ということだそうです。

平成 25 年 12 月の一般質問で、私は浮羽究真館高校の支援について質問をいたしました。高校として、うきは市にされる支援をしていきたいとの思いをお伝えし、高校への支援をどう考えておられるか質問をさせていただきました。

今のところ、高校からの支援は、うきうきスポーツ教室、ふれあいラグビー参加、うきは市寺子屋の支援、通学合宿の食事等の支援、イベント、吹奏楽部参加、それから美術の展示参加、アトラクション等々を浮羽究真館高校からいただいております。今現在、約 572 名の生徒さんで、市内生徒さんが 3 割強、市外城南中学校、東峰中学校等より、あとは通学をしていらっしゃる。毎年、15 名から 20 名の就職希望者があり、甘木、久留米、朝倉、日田、自宅から通える通勤先を希望している生徒さんが多いということでありました。市として、どういうふうにはお考えであるかをお尋ねをいたします。

2 番、広く地元高校をアピールし、活気づけるために、うきは市広報——1 日と 15 日に発行されております、うきは市広報に浮羽究真館高校の学校のよかったこと、それから頑張っている生徒さんの紹介をしたらどうかという提案ですが、前回の一般質問のときにもちょっと触れたような気がいたします。

浮羽究真館高校には次世代を担う子供さんがたくさんいらっしゃるわけです。若者がいっぱいいる高校を育て育み、うきは市とのかかわりを持たせていくことはとても大事だと思っております。うきは市に住みたい、残りたいと思っていただくことも大変大事です。先輩を目指し、あの高校に行きたいとか、そういうことも大切なのではなからうかと思っております。地元で1つの高校を一生懸命支援することは生徒への支援でもあり、そのことが、うきは市への思いや愛着につながるものと思っておりますが、その点について、いかがお考えでしょうか。

また、3つ目、市を挙げて地元企業への就職支援をやってほしいと思うが、どうかという質問です。

行政の担当課より企業へ依頼の口添えをしていただけたらと思っております。先ほども申し上げましたように、親は地元就職を望んでおります。ほとんどが長男、長女であるということが本当に多いわけです。生産人口、定住人口につなげる、このことを思いながらも、しっかり就職支援をしていくということも市として大事なのではなからうかと思っております。子供も、うきは市で豊かな暮らしができ、親も子も距離感を持って地域で暮らせる、学校・行政・企業のお互いのウイン・ウイン・ウインの関係はどうだろうかと思うわけでございます。こういう部署、担当課の設置ができないか、力を注いでほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、浮羽究真館高校支援と市の活性化について3つの御質問をいただきました。

まず、1点目が、地元高校の卒業生の定住化についての御質問であります。今回、本市の地方創生に係る総合戦略でありますルネッサンス戦略の策定に当たり、浮羽究真館高校に協力をお願いし、3年生188名を対象に、進路に関する意識調査を実施いたしました。そのアンケート結果を踏まえてお答えをしたいと思います。なお、浮羽究真館高校の在学生の内訳は、うきは市内の生徒が約4割、うきは市外が約6割でございます。

まず、将来の進路であります。回答者188名中、進学希望者が157名で83.5%、就職希望者が24名で12.8%、未定と答えた人が7名で3.7%と、進学を希望する人が圧倒的に多い状況でございます。

また、就職希望者における就職予定地に関する質問では、通勤可能な周辺市町村と答えた人が15名で62.5%、自宅から通勤できない遠隔地と答えた人が7名で29.2%でございます。遠隔地に就職希望する7名のうち、地元で就職先がある場合は地元就職を考えるかとの質問では、6名が地元就職を考えると答えております。さらに、全員に対して、地元に住みたくなる条件について尋ねた質問は、地元で就職先がある、やりたい職があるなど、将来の自分の仕事に関する

ことを上げた人が多くを占める状況でございます。

また、進学希望者に対して、希望する進学予定地についての質問では、通学可能な周辺市町村が65.6%、遠隔地の大学等が26.8%となっており、自宅から通学できる通学先を希望する人が多い状況であります。さらに、進学希望者に対して、自分が将来居住したい場所についてお尋ねしたところ、地元に住みたいと答えた人が42名で26.9%、地元に住みたくないと答えた人が27名で17.3%、未定と答えた人が最も多く、87名で55.8%でございます。高校3年生の段階では大学等を卒業した後の明確な意思を示すのは難しい状況かと思いますが、それでも4分の1程度の生徒は地元に住みたいという明確な意向を持っている状況でありました。

市といたしまして、今回のアンケートの結果を受け、地域で雇用の場を創出することの大切さを改めて感じたところでございます。そのためには、企業誘致はもちろんでありますが、現在、市内にある既存の企業を応援し、雇用が拡大するための支援を行わなければならないと思うところでございます。また、地元高校の卒業生が地元の企業に就職でき、安定した生活ができるような環境をつくるためには、ある程度、広域的な経済連携も重要と考えます。

現在、久留米広域定住自立圏構想を発展させる形で久留米広域中枢都市圏構想にかかわる検討が進められております。これらは久留米市を中心として地域経済の活性化を行い、東京、大阪、名古屋の3大都市圏からの生産年齢人口を地域の中核的都市に呼び戻し、周辺地域も含めた雇用拡大を図るものでございます。こうした広域連携も含めて、今後とも地元高校生の雇用拡大及び定住人口の拡大に努めてまいりたいと思います。

2点目の、広報を使った地元高校のアピールについての御提案でございますが、この件につきましては、これまでも浮羽究真館高校生はもとより、本市出身の高校生の活躍について市の広報紙に掲載をしてきたところであります。最近では今年の1月1日号で国税庁主催の「税に関する高校生作文」で、うきは市長賞を受賞された浮羽究真館高校1年生の佐藤由佳さんを紹介いたしました。また、昨年7月1日号では、新しく完成した国道210号の竹重橋の親柱に浮羽究真館高校写真部の生徒が撮影した、市の風景を焼きつけた陶板が設置されたニュースを載せたところでございます。とりわけ浮羽究真館高校は市内唯一の高校として、その活動や活躍を市民にお知らせすることは大事なことでありますので、学校側と連携をとりながら情報発信を進めてまいりたいと思っております。

3点目、地元企業への就職支援についての御提案であります。市では来年度に向けて、市内の主要な企業へ働きかけ、朝倉市筑前町と合同で地元企業と高校の就職応援会を行う予定にしております。うきは市における人口の動態は全体として社会減が発生しておりますが、年齢階層別に見ると、かなり異なった動向を示しています。市内には大学が立地していないことから、進学する場合は市外の大学に行かざるを得ない状況であります。近隣の久留米市等の大学について

は自宅から通学できるものの、福岡市内や県外の大学へ進学する場合、多くの人はずきは市を離れることとなります。進学により、うきは市を離れる場合でも、住民票を移さないケースも多く見られます。そして、就職を機に住民票の移転を行うことから、結果として特に20歳代前半が大きく転出超過となっております。

現在うきは市では、地方版総合戦略として、うきは市ルネッサンス戦略の策定を行ったところではありますが、その中で、市内企業と新卒者との就職支援も上げているところでもあります。今後は、うきは市ルネッサンス戦略にある施策を具現化するよう対応を図ってまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。市のほうでも非常に前向きに検討中であるということをお聞きして安心をいたしております。

私は、足元にいる若者、足元にいる地元の若い層の定住人口にも、可能である若者に目を向ける、そして確実にその子たちをうきはの定住人口、産業人口につなげていくということが大変大事ではなかろうかと思っております。他力を当てにするのではなくて、地元にいる子供たちに目を向けていく、それが一番着実なやり方だと思っております。そういうことに力を注いでいただきながら、ぜひ人口減少問題を深く考えていくということをよろしくお願ひしたいと思います。手がたい着実な活性化と思うわけでありませぬ。

25年12月に一般質問した折に、高校側の希望、それから、うきは市に何をさせていただきたいかということ聞きに行ってくださいということで、アリーナの使用料金の緩和——小・中学生並みとか、市長はお互いの情報交換をしていきたいということ、また、高校側は地域経済の活性化の振興に寄与していきますというようなことでありましたので、その点が十分に進んでいるのかなと確認をしたわけでございます。

それと、うきは市広報ですね、広報の場所に——究真館高校のよかったことを掲載する場所でも決まった場所をいただけたら、小さいことでも非常にいろいろないいニュースがあると思ひます。大きいことじゃなくても、日常茶飯事の小さいことでもいいと思ひます。そして、広く生徒さんに——固定的じゃなく、広く生徒さんにやっぱり載っていただく、かかわっていただくことで、うきは市に溶け込んでいただく、そのことがうきは市定住につながっていくことだと思ひますので、そういうことをぜひお願ひしたい。金銭的な支援ではなく、そういう支援が最も大事ではなかろうかと思ひます。

一昔前でありませぬと、あれは国立だから、県立だからと言われることも聞いておりましたが、今はそういう時代ではありませぬ。そういうことをしてありませぬと、うきは市が取り残されていきますので、ぜひ、その点はよろしくお願ひします。

それと、就職支援ですね。実は今、こういうものが出されてありませぬ。これに私も、地元企業

と高校の就職応援会ですね、朝倉と筑前町が主催でやっております。これの間にうきは市を入れていただきたいと思って、きょうは一般質問をいたしました。そして、やはり長男、長女が多いわけですから、私たち世代の親が残されて本当に大変な時代もやってきますので、こういうことをすることによって、また高齢者問題も幾らか救われていくと思います。そのことをぜひやっていただきたい。この応援会は甘木、久留米等ももうやっているんですね。うきは市だけが本当、今やっていない状況にありますので、ぜひ前向きによろしく願いをいたします。

この間、聞き及んだら、飯塚市でも地域支援応援雑誌等を発行していると聞きました。本には、本人が会社に入った動機、それから会社概要の紹介、入った後の感想等々が書かれてある本を中小企業の魅力紹介ということで至るところに配布されてある。もちろん飯塚市、それから地方大学へも配布してる、ハローワークにも配布しているということでありました。このように、いろんな場所で、やっぱり人口減少問題、活性化問題が取り沙汰され、非常に地道に活動してあるわけです。ぜひ、うきは市も負けず劣らずこういう活動をして、うきは市に、せめてうきは市にいる子供たちはとどめていく。必ずしも都会に出て行って、いい暮らしができるわけではありません。割と何年か先に戻ってくる子供さんも多いわけです。だから、ぜひ、そのことに力を入れていただきたいと思っているわけです。

それでは、その意欲をもう一度、市長の言葉より確認をいたしまして、次に移りたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、浮羽究真館高校の3年生の皆さんは圧倒的に進学希望者が多い——83%以上でございます。進学となると、市内に大学等はありませんので、一旦うきはを離れるということになります。そうしますと、やはり若いときから、うきはの魅力であったり、うきはの歴史、自然、あるいは、いろんな地域資源について、しっかり子供たちにこのうきはの魅力を伝えて、そして、うきはに対する愛着心をどう育てるかというのが大きなポイントになるのではないかなと、このように思います。そして、その後、しっかりした雇用の場を確保しながら、大学卒業後にうきはにまた戻ってくるような、そういう取り組みが一番数字的には求められるところではないかなと、こう思います。

しかし、一方、就職を希望するお子さんたちもいらっしゃるわけでありますので、今、議員御指摘の就職応援会、先ほども答弁させていただきましたように、市では来年度に向けて朝倉市、筑前町と共同で取り組むような予定でありますので、しっかりそういう対応も図ってまいりたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） もう一点です。高校側との懇談会みたいなものは、ぜひ、何年か

に1回ではなく、できれば毎年一度はやっていただきたい、そういうことをしっかりとと思うわけです。やっぱりいろんな流れで高校側の、こういう協力をというようなこともあるようにありますので、ぜひよろしくをお願いします。

それと、浮羽究真館高校の校長先生も3月で退職ということでございますので、また新しい校長先生もおいでになると思いますから、そこら辺のつながりをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

市外よりの予約視察や観光のかかわり方についての質問です。

近年、うきは市も全国にアピール度が高くなって、頑張っている市ですねと、外部より、よくお声を聞かせていただきます。

1つ目に、予約視察や観光については事前の準備等もあると思いますが、行政での統一した事業への条件をつけて活性化に取り組むべきと思いますが、どのように考えられているか。また、担当部署はできないのかという質問でございます。

日ごろより、行政全般、また、議員も努力をしております。市民の方も努力をしている活性化であります。事業所視察とか観光とかの場合、お食事、お泊まり、買い物等々の条件をやはりつけてすべきではないかと私は思います。窓口を1つにして設置し、統一した条件での対応が必要ではないかと思うのですが、その後に担当課に流すということではいかがでしょうか。

以上のようなことが抜けていると、日ごろの活性化への努力は何のためのものかわからない、経済効果は見当たらない頑張りになるわけでありまして。最後まで実を結ぶことをする、そういうことが大事と私は思っておりますが、いかがでしょうか。うきはブランド推進課で頑張っている副市長の御意見も聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 市外からの予約視察や観光のかかわり、視察者等への対応についての御質問をいただきました。

本市では、行政視察を初め、数多くの視察を受け入れているところであります。視察に来ていただけるということは、市の取り組みが先進的または特徴的であるといった高い評価を得ているものと考えております。視察の受け入れに際しては、説明資料の作成や会場設営等の準備を要しますし、当日対応する職員には少なからずも業務上の負担をかけているところであります。しかしながら、うきは市全体として見れば、情報発信というだけではなく、飲食、宿泊、物品の購入など経済的な波及効果も生み出すものとなります。

視察受け入れは、今、申し上げましたように、地域経済の活性化や観光PRにつながる有効なものと考えられますし、職員のスキルアップに資するものと考えられますので、市といたしましては、引き続き、積極的な対応を図っていきたく、このように思っております。

また、議員御指摘のように、視察の受け入れに対しては、宿泊や食事、観光施設等の見学を条件とする自治体が近年ふえてきた状況にあることは承知しております。しかしながら、現状におきましては、対応マニュアルなどを含め、受け入れ体制が確立されている状況ではございませんので、特段の条件をつけることまで考えておりません。

さらに、視察の受け入れ窓口を一本化することは、視察に来ていただく方に対して十分な対応を図る上で重要なことであると考えております。しかし、現状では視察目的の違いもあることから、それぞれの目的に応じ、担当課が対応しているのが実態であります。このようなことから、各課の横の連携を高め、視察にいらっしゃる方に対して遺漏のない対応を図っていくことができると考えております。視察に対する受け入れ要領の整備や窓口の一本化等については、視察においでいただく方々の視点に立って、今後、慎重に検討していくことが必要であると考えております。

次に、副市長のほうにも答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今回の視察受け入れに関しましてですが、上野議員御指摘のとおり、視察に当たって条件を付しているというところはございます。具体的に言うと、宿泊を伴わないと視察を受けないとか、あるいは、視察に対して1人当たり幾らという形で、これは資料代というような名目が多いようですけども、そういう形でお金をとっているところもございます。ただ、客観的に見ますと、そういう形で、受け入れる際に過度に厳しく行っているところについては、相当、全国的に知名度が高い、そういう地域が多いようにございます。

そこで、うきは市ですけども、最近ありがたいことに、いろいろ注目されてきているということは確かですけども、まだまだ全国的にも、かなり著名な事例というようなところまで行き着いているという形ではなくて、これからさらに、より情報発信を行って全国的にも注目される、そういう市になっていければというふうな、そういう過渡期にあるというふうに理解しております。

したがいまして、今の段階で余り大きな制限をかけるということではなくて、視察にいらっしゃる方に関しては、当然、宿泊等のスケジュール的なものを見て宿泊の御案内を行ったり、あるいは道の駅、耳納の里等の物販施設、これに御案内したりという形で、なるべく地域に波及効果が高まるような形で今現在は対応を図っているというようなところでもございまして、そういう積み重ねを通じて、そして議員御指摘になりましたように、少し受け入れに対して制限をかけていっても、かなり多くの方が来ていただけるような、そういううきは市にしていきたいと思っておりますので、また議員の協力もいただきながら対応を図っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 私が申します条件というのは必ずしも厳しいものではなく、行政内で担当課、いろんな視察があると思いますので、一応受けるに当たっては、お食事はいかがでしょうかとか、お泊まりはされますかとか、じんわりの御相談でないと、やっぱりやめますというふうになれば活性化に結びつかないわけでありますから、そののところですね。それで、横のそういう条件の連携がとれてないように思うんですよ。

それで、例えば聞き及んだところによりますと、市外よりの視察がありましたと。田主丸で食事をして、こちらで視察をして、日田に泊まりますと。先方に担当課は申し上げましたと言いますけれども、先方はバスをチャーターした会社が、いろんなところからそういう観光で依頼が来ているから、そういうとこに振っていくわけですね。それで、後で御相談しても、もう観光会社が振ってますので取りやめができない。そういうことになっておりますので、がんじがらめの条件ではなくて、やはり視察に来ていただくとしたら、私たちはマナーとして、そこでいろんなノウハウを学んでいくわけですから、やはりそこで食事をして、泊まる場合は、本当に温泉も何もないところであれば仕方ありませんけど、今はネットで調べれば筑後川温泉もあるということもわかっておりますので、3つとも——買い物、全部とは言えなくても、それなりにやっぱりお世話になるところにいろんなお礼返しをしようというのは皆さんあると思いますので、そういうことを1回、行政内で話し合いをしていただいて、そして、そういうことを必ず一度はお願いをすると。それをせんと受け入れませんかじゃなくて、それをお願いするということを申し合わせ事項としてやはりする必要があるのではないかと。

また、非正規の方がとるという場合もありますので、できれば一度総務課のほうに流していただいて、担当課のほうでそういう視察の検討はするというふうなやり方をして、やはり活性化に結べないと、来られた視察の方は根掘り葉掘り聞かれて、そして田主丸で食べて、日田で泊まると、そういうことはちょっと考えられないと思うわけでございます。そういうことを私は申し上げているわけでございます。

だから、もう、うきは市も随分アピール度も高まってまいりましたし、非常にテレビでも出て、うきは市はしょっちゅう出てますねと外部の方からも言われます。そういうであれば、やっぱり今から、今後そういうことも多くなると思いますので、そういう最低のがんじがらめの条件じゃなくて、そういうものを担当課で皆、統一した決まりをつくって、そして、それでなければ視察を受けないじゃなくて、そういうことをやっぱりしないと、ブランド推進課が頑張ると、議会のほうも活性化について頑張ると、何でも頑張るとるけど、最後のここは何じゃこりゃという感じで抜けてしまう。こういうことでは、やはりうきは市の人のよさもあるでしょうけれども、やっぱり来た先方も、そういうことも抜けているとなると、何か私としては、あんまりしっかりした市じゃないのかなとか思ったりも反面したりもすると思います。だから、そういうことをお

願いできないかと言っているわけです。市長、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘の件は非常に重要なことだと認識しております。このことに関しては、組織窓口をつくるとか、そういう以前の話として、全ての職員一人一人がどう意識を持つかということに尽きると、こう思いますので、やっぱりしっかりまた職員には周知をしていきたいと思っております。

しかし、私が知るところも、最近の話なんですけど、7月1日におきましても大淀川左岸土地改良区の皆さんが——宮崎県なんですけど、綾町長を筆頭に、当初、宮崎市長も見える予定だったんですけど、20名の皆さんがおいでいただきましたが、しっかり筑後川温泉に宿泊をいただきました。それから、8月21日には、うきは市浄光苑に佐賀県の神埼市長、あるいは吉野ヶ里町長を初め20名近くの方がお見えいただきましたが、残念ながら宿泊はなかったんですけども、日帰りでありましたけれども、しっかり昼食は道の駅うきはで食事をされて、そして、かなりお土産等も買われたという話を聞いております。やはり、形で入るのではなくて、やっぱり一人一人職員がどう機転をきかせて、こういう経済効果につながるような対応をするかということが重要であろうと思っておりますので、そういうところをしっかりと踏まえて職員のほうに周知を図ってきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、3つ目の質問に入ります。スクールソーシャルワーカーについてです。

学校教育の現場は比較的落ちついていると聞いております。スクールカウンセリングや家庭訪問の実態はどうかということのお尋ねです。

スクールカウンセラーは県より2名配置をいただいております。中学校2校に1名、吉井校区、また吉井小学校に1名で、2名となっております。カウンセラーは生徒さんや保護者、教師に、教育や社会的人間関係の悩みや話を聞き、アドバイスをしたりする仕事がメインであります。そういうことで、実態がどうかという質問であります。

また、2つ目には、子供の平等な幸せの観点から、福祉ニーズの早期発見や問題解決のコーディネーターであるスクールソーシャルワーカーの必要性は、また、教職員の負担軽減での必要性はどうかということです。今後のことも踏まえ、考え合わせての質問でございます。

スクールソーシャルワーカーは、小郡市ではもう既に市費で雇用をされているということでもあります。ソーシャルワーカーは県内に110人ほどおられますが、不登校対応や生徒指導に当たっております。また、教職員の負担軽減のために置いているということでもあります。

ソーシャルワーカーの制度は7年ぐらいいままだっておりません。1つ問題が、時給が非常

に高く、1時間5,000円というような高い時給制であります。県では7割近く、市町村単独の予算でという思いがあるようではありますが、ソーシャルワーカーについてどういうふうに思っておられるか、そのことについてのお尋ねであります。

それと、3つ目であります。ソーシャルワーカーを――先ほど申しましたように時給が非常に高い、そういうことありますので、市の職員として採用は考えられないかという思いが私しております。いつでも対応できる、そして地元うきは市をよく知った上での対応ができる。環境面、アクセス面、経済面、それから教育現場を知っていただく、そういうことで、地元をよく知った上で、地元で定住しながら雇用しながらやっていただく。生涯学習課の文化財では学芸員と専門職を職員として入れていただき、配置をしていただいております。非常にうきは市の文化財が光っているのも、やっぱり学芸員の専門職がいるからだと思って、ありがたく思っております。

ソーシャルワーカーは全国に30大学あります。待遇が不安定な仕事であるということも聞き及んでいます。また、先ほどから申しましたように時給制である、月2回の出勤、週に1回の出勤と、そういう例が多いようであります。こういうことであれば、市の職員として雇っていただき対応していただく。そうすれば、いつ何があっても本当に安心ですし、先生方の負担軽減もされますし、先生がかかわらないということは絶対できないことではありますけれども、教育の現場でもありますので、そういうことも考えながら、そしてまた、たった1人の子供さんが何かしら本当に生活の面で困窮しているということは、1人であっても10人であっても100人であっても、その子の人生にはたった一度の人生であります。だから、それは考えていかなければいけないと私は思っております。そういうことを思っただけの採用は考えられないか、こういう質問です。

1回目を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） スクールソーシャルワーカーについてのお尋ねでございます。

1点目の、スクールカウンセリングや家庭訪問の実態についての御質問ですが、スクールカウンセラーは吉井中学校に週8時間、浮羽中学校に隔週で8時間の配置をしています。また、心のレスキュー隊として吉井中学校区内の4小学校に年間34日間の配置をし、計画的に活用しています。実情としましては、児童・生徒、保護者などのカウンセリング希望者への対応や学校の教育相談での活用など有効に機能しています。

また、学校における家庭訪問については、担任を中心に、スクールカウンセラーのアドバイスを受けた訪問、福祉事務所などの関係機関と連携した訪問など多岐にわたっています。子供を取り巻く社会環境の変化により、きめ細やかな家庭訪問の必要性が高まっていることから、適切な

対応を図ることができるよう努めているところでございます。

2点目のスクールソーシャルワーカーの必要性についての御質問ですが、スクールソーシャルワーカーとは、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整や連携を図りながら、子供を取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家です。今日の複雑な社会状況や家庭環境等を考えると、スクールソーシャルワーカーの活躍の場はますます広がるものと考えられます。また、教職員の負担軽減の観点では、関係機関とのネットワークの構築、調整、情報の共有化、行動連携などをスクールソーシャルワーカーが担ってくれることにより、教職員に対する大きなサポートになると考えております。

3点目の、市職員としての雇用についての御質問ですが、本市では県の事業としてスクールソーシャルワーカーの活用を2年間試行いたしました。配置されたスクールソーシャルワーカーは客観的な立場で課題に対応し、学校の開かれた生徒指導体制を推進するなど一定の成果がありました。一方では、週8時間という勤務時間等の制約もあり、家庭訪問や関係機関との連携など十分な活動ができにくいなどの課題も明らかになったところでございます。

スクールソーシャルワーカーの配置については、近隣市町では非常勤職員として雇用するなどの事例もございます。今後、本市においてもスクールソーシャルワーカーの導入方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目。スクールソーシャルワーカーですね、今、教育長から述べていただきましたが、うきは市のほうもソーシャルワーカーの力は必要であるというような考えを持っていると確認をいたしました。

ただ、本当になぜこんなに時給が高いのかなと思いますが、そういう感じで本当に手も足も出ないというような金額の高さでありますので、今言われたような非常勤で雇用しているという例もあるということですが、ぜひ、待遇が不安定であるというソーシャルワーカーの方の御意見でありますし、そこに雇用が生まれるのも可能ではないかと思っております。ただ、ソーシャルワーカーも非常に動きのいい方、それと、そうでない方といらっしゃるということも聞き及んでおりますので、そこいら辺をやはりよく見られての対応がいいのではなかろうかと思っております。

ソーシャルワーカーについては、ベテランと新人ともあるということでもありますね。それから、日常生活を送ることが困難になった人の相談を受けるという。全国には12万人の不登校があり、甘えではなくて、いろんな状況で、もがいている子供さんがたくさんおられるということで、そ

の子が1人うきは市にいても、その子の人生でありますので考えていかなければなりません。

また、スクールソーシャルワーカーは連携をとりながら踏み込んだ支援をしていくということ、そういうことであります。一般的に先生方は、いろんな問題に対してソーシャルワーカーに依頼をするスキルがないとも言われているのが現状であります。子供には幾つもの要因があるということでもありますので、学校に1人じゃなくて、教育委員会のほうに1人でも職員として、ぜひ私は雇用していただきたいと思います。そして、教育現場の先生たちの負担を少し軽くしながら、教育にも十分携わりながら、また、子供さんのことにも思いをはせながら、やっぱり助かっていく子供さんがいれば本当にうれしいことだと思っております。

問題の背景にアプローチをしていくことが大事ということです。そして、学校現場では子供の変化に先生方がついていけない、そういう問題も起きております。また、貧困とかいじめ、また、非行とか虐待というのは低学力を生むということです。まず、子供の変化に対応できる体制をつくっていくということ、このことはやっぱり学校・行政の大事な責務ではなかろうかと思っております。前向きの教育長の、いろんなことを考えていただいているようでありますので、ぜひスクールソーシャルワーカーの人を見ての雇用となるわけですが、本当にできる人とそうでない人がいるということをちょっと聞いておりましたので、そこら辺を見合わせながら、ぜひお願いしたいと思います。

文部科学省では、不登校の子供さんを学校に戻すより、社会に戻すことが大事とも言っております。社会に戻すだけでもいいですけど、社会に戻すようにスクールソーシャルワーカー、ぜひお願いしたいと思います。ぜひ、スローな取り組みではなくて、日々、前に、その子にしては時間が過ぎておりますので、ぜひ前向きな対応をよろしくお願いしたいと思います。

この件につきまして、教育長の前向きの答弁をいただきましたので、ぜひ教育長、スクールソーシャルワーカーのことはよろしく願いをいたします。一言助言していただいて次に移ります。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） スクールソーシャルワーカーの配置ということを考えますと、今、議員が御指摘になりましたように、1時間当たりの単価の問題であるとか、あるいはスクールソーシャルワーカーの学会というのがまだ間がないというところで、なかなか人材が育っていないという点もございます。そういったことも勘案しながら、しかしながら、スクールソーシャルワーカーの必要性というのは、今の非常に厳しい家庭状況の中ではまた十分考えていかなくちゃいけないということだと思えます。

それと、もう一点、うきは市が施行した経験で申しますと、やはり週8時間というような勤務では機能をなかなかしないということもありますので、なかなか難しい問題はありますが、他の

市町村等の非常勤職員としての活用、そういった点をもう一度把握しながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは、4つ目に入ります。介護用品のレンタルについてでございます。

介護用品レンタルや特定福祉用具の販売について、質の高いサービス確保の見直しはあっているのか。その中の1つ、電動車椅子について、なぜ要介護で借り入れても要支援では借りられないのかということです。

ことしの8月より介護保険料の見直しがありました。国の基準では9階層であります、広域連合では負担軽減のため16段階に細分化していただきました。でも、基準額は、うきははBグループであります、基準額は8,069円高くなっております。要介護認定も少しずつ厳しくなっていると思いますが、広域連合では公平な介護認定と質の高いサービスの確保としてあります。

この中で料金の見直しは——これは国のほうの施策でなっておりますが、介護用品の販売等については、先ほどのいろんな一般質問の中で10万円の補助が出ると。それから、住宅改修資金は1件につき20万円の補助が出るというふうになっております。これは従来どおりでございます。

また、今回、介護料金が見直されておりますようであれば、福祉用具のレンタル料金は何年かに一度は見直しがあっているものかどうかということですね。ある方が、例えば車椅子、福岡あたりよりかは月に500円ほど高うございますとか言われた方もおられますが、家族の収入があったにせよ、高齢者の方は自分の年金の範囲内でやっぱりやられている方が多いようにありますので、わずかな金額でもやっぱりどうかならないかなと思ったりするのだろうと思って聞いておりました。それで、料金の見直し。

それから、福祉用具も日々進化し、いいものが出ていると思います。その貸し出しする福祉用具の検討も定期的に広域連合では検討してあるのか。うきは市から代表で行かれた方は意見を出しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

また、車椅子については、一、二度見かけましたけれども、これ、西日本新聞にも載っておったことがあります、足踏み車椅子というのを見たことがございます。この車椅子で非常に足腰が健康になり、歩けない方が歩けるようになったという例が西日本新聞では載っておりました。補助するばかりでなく、回復につながるような福祉器具、そういうものも検討をされているのかどうか。高いものはできませんが、貸し出しするような範囲内でそういうものの検討が、定期的に検討があっているのか。

それと、きょう、挙げています電動車椅子——シニアカーにおいては、この介護保険、「みんなで支える介護保険」、これ、旧の本がありませんでしたので、これは新しい本です。この中に、ちょっと見ましたところ、電動車椅子は要支援では借りられない、要介護、重症の方しか借りられない——簡単に言えば、わかりやすく言えば、そういうふうにはこれでは書類上、載っております。

でも、私が思いますに、重症の方、非常に動きにくい方、また、認知症になりかけの方がこういうのには乗らないわけですね。こういうのを借りるのは要支援の軽度のときから貸し出しをしてあげると、頭も体もリフレッシュをして、認知にならないとか、いろんな体のためにいい結果が出るわけです。重症になってしか借りられないということですね。そういうことをちょっと私は理解ができなかったものですからお尋ねをするわけです。窓口でもお聞きしましたが、さあという感じでしたので、ここでお尋ねすることにいたしました。

電動車椅子はシニアカーと別名言います。家庭で充電ができ、30キロ走行、免許要らずで、歩行者扱いの右のほうに行くわけですね。それで、ちょっと早足程度のスピードです。事故を防ぐための工夫も大変されております。閉じこもり型の方が体を動かすことで意欲的になる、日々の生活が意欲的になることも十分にあるために、要支援でも借りられるようお願いをしたいと思って質問をいたしました。

例えば、高齢で80を過ぎて車に乗ってる方もたくさんいらっしゃいます。車を取り上げられたら、もう私は、ただただ認知症になるばかりというお年寄りもたくさんいらっしゃいます。家族はもう、免許は返上して乗らないようにという、どうかしたとか、黙って車を売ってしまったともおられるというようなこともたまにはあります。そういう方にやっぱりこういうのを貸し出すということ、そういうことをしたら、本当に今からの問題であります認知症とか、そういうものの解決にもつながるのではなかろうかと思っておりますが、そのことについての答弁をよろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護用品レンタルについて、質の高いサービスの確保と電動車椅子についての御質問をいただきました。

介護保険の給付対象となる福祉用具の貸与や特定福祉用具の販売の見直しについては、平成27年4月から対象となる福祉用具等の追加が行われるなど、質の高いサービス確保のための対応が図られているところでございます。

具体的には、福祉用具貸与の対象である車椅子に介助用電動車椅子が追加され、特定福祉用具販売の対象である腰かけ便座に水洗ポータブルトイレが追加されております。また、電動車椅子については、厚生労働大臣告示である指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に

より、要支援者の利用は原則認められておりません。しかしながら、同告示において、日常的に歩行が困難な場合や日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる場合といった、一定の条件に該当する方については例外的に利用が認められており、当市におきましても、これに基づいて対応を図っているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） じゃあ、条件に応じて要支援でも借りていけるということですね。これは病院等の先生方のいろんな診察と証明等が要るのかなと思いますが、そういうことで借りられるわけですかね。この本にはそういうことが書かれてありませんもんでしたので、これには書けないということですね。認められてないから。国のほうから。ですので、ちょっと私も、えっと思ったわけです。そういうことでありましたら、ぜひ今から、認知症になるお年寄りも多くなったら困りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどから、うきはの高齢化率が65歳以上30.7%になりましたという市長からのお言葉でございましたので、非常に大事なことだと思っております。より重度にならないための早目の福祉用具の貸し出しとか、高齢者が多くなれば多くの貸し出しがあっていると思われまますので、私が思いますに、レンタル会社からの借り入れだと思うんですね。それで、高齢者が多くなると、多くの福祉用具を貸すと思うんですよ。そうすれば、幅広く貸すから、薄利多売ではありませんけど、少しは安くなっていてもいいのじゃないかなと私個人は思っておりますが、レンタル料金の見直し等は考えられないのでしょうか。そのことをもう一つお尋ねしたいと思います。

その前に、ついでにもう一点いきます。それで、福祉用具を返すときに、使った方にアンケートなどをとるということも福祉用具開発会社の参考にもなるのではないかと思いますし、まず、先ほど申しました足踏み車椅子というものを私も見たことがあります。西日本新聞にも載っております。ああいうものを借りられるようになると、非常に回復するような方も、この方は回復するんじゃないかなというような方も、私、見ておりますので、そういう福祉器具も検討していただきたい。メーカーで見ましたけどメーカーには出ておりませんので、これは特殊なところがつくってあるのだと思いますが、新聞にもいつか載っておったのを見ております。足で踏んで前に行くわけですね。それで、非常に回復しながら福祉用具を使うというようなものです。これはいいなと思いました。料金の見直しも、保険料が高くなった分、安く見直しはできないのかという質問を最後にいたします。お願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、要支援者の利用については原則認められておりませんが、先ほどから御説明しているように、一定の条件に該当する方については例外的に認められ、うきは市におきましても、車椅子貸与について例外的に7名の方を認めております。

そのほか、パンフレットの記載のあり方であったり、レンタル料金の質問をいただきました。これにつきましては、保健課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 先ほど議員がおっしゃられたパンフレットのほうでございますけれど、こちらの「みんなで支える介護保険」という、こちらのほうでございますけれども、26ページになります。ここで、福祉用具を借りる、あるいは買うためのサービスということで、福祉用具貸与というところがございますけれども、このところで、ちょっと見ましたところ、下の、この黄色い枠のところの下のところにも米印で、1から6、11から13、例外となる場合を除き、（「載ってます、ここにありますね」と呼ぶ者あり）はい。要支援1・2の方は利用できませんという、ちょっと小さい字で記載がございます。

それから、価格でございますけれども、例えば同一の利用者に複数の福祉用具を貸与する場合には、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となるなど、こういったことを見直しをしているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員、時間です。

○議員（6番 上野 恭子君） 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（岩佐 達郎君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

—————・—————
○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす9月8日は午前9時から一般質問を行った後、議案の審議及び質疑を行いますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時37分散会
